

ISSN 2432-9347

c h i l d s c i e n c e

日本子ども学会は、創立20周年を迎えました

日本子ども学会誌

チャイルド サイエンス

2024年9月

子ども学 Vol.28

「日本子ども学会」がめざすもの 設立趣意

子どもは、私たち大人が適切な育児・保育・教育を保障しなければ、その身体の成長も心の発達も損なわれる危険にさらされています。子どもとは、常に Children at risk（危機にある子どもたち）なのです。

その危険性を取り除くには、子どものことを考え、子どもの立場に立って、子どもの生活環境の中にあるすべてのモノやコトをデザインする Child-Caring Design（成育デザイン。以下 CCD と記します）が必須です。この CCD を作り出すためには、子どもに関係する人々が、学者、実践家（保育士、教師など）ばかりでなく、親までも含めて話し合い、その成果を関係する学問の研究（studies あるいは research）で発展・深化させ、包括的、統合的に話し合う必要があります。その基盤となる学際的あるいは環学的な学問体系を、私は「子ども学 Child Science」と呼んでいます。

人間にかかわる科学は 20 世紀に大きく進歩しましたが、デカルト主義的な方法論、すなわち要素還元主義 (reductionism) だけでは人間を科学的に解明できないことは、誰もが認めるところです。そこに登場したのが、人間にかかわる自然科学や人文科学を包括し、統合した新しい学際的、環学的な人間科学 (human science) です。そして、人間の形成期を対象とする「子ども学」は子どもの人間科学であり、人間科学そのものの中核をなすものと言えます。

日本子ども学会 (Japanese Society of Child Science) は、CCD の学際的、環学的な話し合いの場であり、人間科学としての「子ども学」を体系づける場でもあります。2003 年に設立された日本子ども学会が、21 世紀の歩みとともに発展し、未来を担う子どもたちの幸せのために、大きく寄与することを願ってやみません。

日本子ども学会 創設者

小林 登

特集 学会創立20周年! 日本子ども学会の歩み**2 日本子ども学会と日本社会の20年**

木下 真 (日本子ども学会事務局長)

6 日本子ども学会学術集会「子ども学会議」の20年**第2回 小林 登「子ども学」賞**

- 18 (Interview) 『NPO法人ふるすあるは』 北野陽子さん・細尾ちあきさん
「話していいよ。一人じゃないよ」という子どもへの想い

【特集論文】親の別居や離婚に直面する子どもたちへの心理的支援の在り方

- 23 親の別居・離婚に直面する子どもへの支援の現状と課題
—家庭問題情報センター(FPIC)の活動から—
山本桂子 (公益社団法人 家庭問題情報センター 主任研究員)
- 28 親の離婚・別居を巡る子の利益 ～子の意見表明に着目して～
池田清貴 (くれたけ法律事務所・弁護士)
- 32 親の別居・離婚を経験した子どもの心理的適応に関する
研究動向と心理的支援の展望
直原康光 (大阪大学大学院人間科学研究科講師)
- 36 親の離婚を経験する子どもへの支援
小田切紀子 (東京国際大学教授)

【投稿論文】

- 42 生活分析的カウンセリングが特別支援学級に在籍する子どもの
自尊感情に及ぼす効果について
小西一博
- 47 言語能力及び敏捷性に影響を与える幼児期の実行機能
青山 翔
- 53 絵本の読み聞かせにおける読み手の有無の影響:乳幼児の「よそ見」行動の分析
鏡原崇史、増本達彦、岡部祐子

日本子ども学会 NEWS

- 60 第21回「子ども学会議」は秋田で開催します
第3回小林登「子ども学」賞の受賞候補者をご推薦ください
- 61 投稿論文部門 原稿募集
- 62 事務局だより
- 63 役員・理事のご紹介
- 64 奥付

日本子ども学会と日本社会の20年

日本子ども学会事務局長 木下 真（福祉ジャーナリスト）

日本子ども学会が創設されたのは2003年。それからおよそ20年、
その間に子どもを取り囲む社会ではどんな出来事があったのか、振り返ってみたいと思います。

一億総中流から格差社会へ、少子化が加速

2003年頃、日本社会はいつバブル崩壊の後遺症から立ち直るのが、多くの人々の関心事でした。バブル崩壊後の1992年から2002年までが失われた10年と呼ばれましたが、それは10年間では終わりませんでした。

その後も不況とデフレが基調低音となり、経済格差はじわじわと広がっていきました。「子どもの貧困」が再発見され、これまで教育現場ではタブーとされてきた、親の年収、学歴、社会的ステイタスが子どもの進学・進路にどのような影響を及ぼすのかという社会学的な調査もさかに行われるようになりました。2006年には「勝ち組・負け組」という言葉が流行語になり、2008年にはリーマンショック、世界同時不況の波が襲ってきました。

2009年には民主党を中心とする連立政権が誕生します。自民党政権が積極的に公表してこなかった貧困率が明らかになり、子どもの貧困率が15.7%であることが知られるようになりました。新政権は高等学校の授業料の無償化など、貧困対策を実施していきます。

2014年にNHKの「あさイチ」で東京都豊島区の子ども食堂が紹介されると、大きな反響を呼び、全国に子ども食堂が続々と誕生しました。4年後の2018年には市民の自発的な活動の成果として、その数は2000か所以上にまで膨らみました。

一億総中流という言葉は死語となり、格差社会が常態化していきました。貧困は連鎖すると言われ、最近は何の親の元で生まれるかで子どもの幸せが決まるとする「親ガチャ」という言葉まで、若者の間でささやかれるようになりました。

現在、雇用労働者の37%が不安定な非正規雇用です（厚生労働省 2023年度）。正規雇用で働く人の平均年収は531万円なのに対して、非正規雇用は306万円と6割以下です（令和4年「厚生労働省・賃金構造基本統計調査」）。結婚したくてもできない、結婚しても子どもをもてないカップルが増え、それが少子化の根本原因であると、中央大学の山田昌弘教授は指摘していま

す。分断された二つの社会が生まれているとして、山田教授はそのような社会を「希望格差社会」と名づけています（「チャイルド・サイエンス Vol.13 2016年度」）。

戦後のベビーブームは、団塊の世代、団塊ジュニアの世代と続きましたが、団塊ジュニアが親となる2005年頃に本来起きるはずの第3次ベビーブームは起きませんでした。都立大学の山下佑介教授は、少子化の加速は明らかに政府の雇用政策の失敗によるものだと述べています（「チャイルド・サイエンス Vol.13 2016年度」）。1993年から始まった就職氷河期は2005年まで続きました。

スマートフォンを駆使する子どもたち

日本子ども学会の第一回の学術集会のテーマは「メディア社会と子どもたち」でした。停滞を続けていた日本社会の中で、唯一急速に進化を続け、普及していったのはデジタルメディアでした。

この新しい世界に強い関心を示したのは、子どもたちです。一方、子どもは自然環境の中でこそ生き生きと育つというのが子育てや幼児教育の主流の考え方です。子どもがデジタル画面に夢中になることに警戒心をもつ親や教育関係者は少なくありませんでした。新奇なメディアとの過度な接触が子どもの発達を損なう、バーチャルとリアルとの区別がつかなくなるという意見がよく聞かれました。

そんな中、日本子ども学会では、教育や保育の関係者だけではなく、医学系や工学系、生物学系の研究者も加わり、さらに実態を知るために、ゲームの開発者も招き、多角的な視点から議論が行われました。その後も子どものデジタルメディア受容に関しては、しばらく論争が続きました。

やがて、ゲーム機にとどまっていた子どもたちのデジタル機器との接触は、パソコンを飛び越えて、スマートフォンへと広がっていきます。2008年iPhone 3Gの販売をきっかけにスマホブームが起こり、話すためではなく、複数で同時に連絡を取り合ったり、画像で体験を共有したりするためのツールとして子ど

もたちの日常にもスマホが浸透していきました。2007年にはYouTubeの日本語版が、2008年にはTwitter、Facebookの日本語版が登場し、いまに続く**SNS**の土壌が整っていきます。

2011年に使用が始まったLINEも、子どもたちの間で急速に広がった通信手段です。2018年には短編動画を共有するTicTokが10代・20代の間で大流行します。2020年頃には小学生が将来なりたい職業の第1位に**YouTuber**を上げるようになりました。

教育現場にも変化がもたらされます。PC環境を整える学校が増え、PCルームを設けるだけでなく、タブレットパソコンを配って使用させる学校も現れます。そして、2020年には文部科学省がオンライン化を積極的に進めるためのGIGAスクール構想を提唱し、「PC端末は鉛筆やノートと並ぶマストアイテムです。…**1人1台端末環境**は令和の時代における学校のスタンダード」と宣言しました。

子どもをデジタルメディアから遠ざけるべきだ、携帯電話も持たせるべきではないという意見は少数派になっていきました。

しかし、その一方で、2006年には**ネットいじめ**の横行により、いじめ基準の見直しも行われました。2013年には厚生労働省がインターネットを「病的使用」する依存症の中高生が約52万人と発表しています。ネット犯罪に巻き込まれる10代の少年・少女も問題となり、2014年には改正児童買春・ポルノ禁止法が可決成立しました。2019年の学校保健基本調査によれば、スマートフォン、タブレット端末、携帯ゲーム機などの長時間使用による視力の低下も問題になっています。

大人の思惑を超えて、急速に進化したメディアは、子どもたちに何をもたらすのでしょうか。プラス面とマイナス面と両方に対する目配りが、必要になってきます。

家庭のケアする力の衰退

学会設立の3年前の2000年に「**児童虐待防止法**」が成立します。相次ぐ子どもの虐待死の報道を受けて、それまでは家庭内の問題と考えられていた児童虐待が、社会問題として語られるようになりました。虐待の通報が義務化されるようになり、その後は毎年のように児童相談所の対応件数が増えていき、あってはならないとされる児童虐待が、実は「日常的にあるもの」と認識が改められていきました。児童虐待の定義も、「**肉体的な暴力**」だけでなく、「**精神的な言葉の暴力**」「**性的虐待**」「**育児放棄（ネグレクト）**」などと、より幅広いものと定められました。その後も法律の改正、対策の強化が毎年のように行われています。

虐待の原因はさまざまにあります。それを未然に防ぐ要因として、かつては親以外のまなざしや手助け

がありました。高度成長期に核家族化が急速に進みましたが、1980年代までは、全国的に見ればまだ3世代同居の世帯の方が上回っていました。しかし、2000年代にはすでに核家族の世帯が上回り、さらに共働き世帯が専業主婦家庭をしのぐようになりました。それでも夫が育児に振り当てる時間は限られ、従来通り、妻がすべてを背負うことが多く、2015年ぐらいから一人ですべてをこなすブラック企業の業務形態になぞらえて「**ワンオペ育児**」という言葉が流行語になっていきます。

愛情のあるなしにかかわらず、子育ては家庭の負担となり、ひとつ歯車が狂うと、子どもが愛情の対象ではなく、生活上のリスクになっていきます。2013年頃から**待機児童**問題が社会課題として取り上げられることが多くなり、2016年に保育園に子どもを預けることができない女性が匿名ブログに書き込んだ「保育園落ちた日本死ね!」というカキコミが、働く母親の切羽詰まった事情を示すものとして話題になりました。

また、家庭のケアする力の衰退は、子ども自身にもしわ寄せが及びます。近年、子どもでありながら家族のケアの大きな負担を強いられる**ヤングケアラー**の存在が問題視されるようになりました。本来ケアされるべき子どもまでも、家族のケアの担い手にせざるをえない逆転したケースが生まれているのです。2020年には埼玉県がヤングケアラー支援条例を施行するなど、対応に乗り出す自治体も出ていますが、体制づくりは始まったばかりです。

家庭はプライベートな空間なので踏み込まないという考え方ではなく、行政も積極的にサポートしていくべきだという考え方に転換され始めています。2022年には**児童福祉法の改正**が行われ、子ども自体だけではなく、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等が盛り込まれました。

戦争、自然災害、パンデミック

世界は21世紀を迎えましたが、この20数年間は、誰も想像しなかったような危機や混乱に見舞われました。

2001年8月11日にアメリカで**同時多発テロ**があり、学会設立の2003年はイラク戦争の年になりました。その後もイラクやアフガニスタンでは、**紛争**やテロが止むことはありません。日本が当事国になったわけではありませんが、つねに世界のどこかで殺戮が繰り返され、**難民**となった人々が国境を越えてさまようという事態が続いています。

2022年にはロシア軍が**ウクライナ**に侵攻しました。ウクライナ戦争は単に二国間の戦争では終わらずに、日本も含む先進諸国がロシアと対峙する結果となり、

食糧危機やエネルギー危機を招き、世界中の経済に大きな打撃を与え続けています。2024年にはイスラエル軍がパレスチナ・ガザ地区に侵攻し、子どもも含めて市民にも多数の犠牲者が出ています。

また、日本の周辺では北朝鮮が1990年代からミサイルの発射実験を繰り返していましたが、2006年からは核実験を実施するようになり、**核兵器**の保有国であることを宣言するに至りました。

自然災害も多発しました。中でも、2011年3月11日の**東日本大震災**は岩手、宮城、福島の前東北3県を中心に、北海道から関東北部にかけて広がる大規模災害で、2万2325名の死者・行方不明者を出しました。また、福島第一原発は津波により冷却電源を喪失し、メルトダウンを起こし、大量の放射能を流出させるという未曾有の事態に見舞われました。

温暖化による**気候変動**も、これまでにない自然災害をもたらすようになりました。梅雨の時期には数日間で年間の降雨量を超えるような**豪雨災害**が各地で起こり、夏には気温が40度に迫るような猛暑が観測されるようになりました。**熱中症**の危険は、子どもたちの夏の野外活動などに悪影響を及ぼしています。

さらに2020年には**新型コロナウイルス**が世界中に広がり、高齢者を中心に多くの人々が亡くなりました。社会生活に大きな影響が及び、子どもたちの学校での活動も著しく制限されることになりました。感染の被害よりも、対面での活動ができなくなったことが、子どもたちの発達に影響を与えると危惧されています。

子どもは未来である

日本子ども学会が設立されたからの20年間、日本社会は多くの解決しがたい課題を抱え込むことになりました。現代は、子どもたちにとって、かならずしも望ましい時代とは言えないかもしれません。子どもたち自身からも「明るい未来が待っていると思えない」という声も聞こえてきて、「Children at risk」、子どもが危機にさらされている時代と呼ぶべきかもしれません。

日本子ども学会の創設者である小林登先生は「子ども学」をサイエンスとして構想していました。学会設

立当初は、**脳科学**、**進化生物学**、**サル学**などが一般の関心も集め、大流行でした。新たな**ヒューマン・サイエンス**の扉が開かれていた時代であり、赤ちゃん研究などへの関心も高まり、サロンのように専門性を超えて研究者や実践現場の人々が集う中で、学会活動がスタートしました。

小林登先生は子ども研究の盛り上がりを歓迎しながらも、チャイルド・サイエンスが特定の学問へと収斂していくことを望みませんでした。できるだけ、異なる専門、異なる立場の人たちが出会い、刺激し合うことで生じる「創発される知」を大切にしたいと考えていました。

若い頃に経験した欧米社会では、子どもの課題があれば、さまざまな専門家が集まり、自由に意見を交わすことで解決策を探るのが当たり前だったそうです。専門性や立場の違いがあればあるほど、越境していく面白さがあり、有効なアイデアが生まれることを、身をもって体験したと言います。

そんな小林登先生が大切にしていた概念のひとつに「チャイルド・ケアリング・デザイン」があります。社会を構築していくときに、つねに子どもの存在を忘れることなく、合理的な配慮をしながら、子どもにとっても生きやすい社会をつくっていくという考え方です。社会の中枢にいる人間はかならずしも子どもの専門家ではありません。そのような人たちにも、「子ども学」の知を広げていきたいと考えていたので、学会の門戸を誰に対しても開かれたものにしました。

小林登先生は行政も各省の垣根を越えて、子どもの課題を解決策するための「子ども省」を作るべきだと長年主張されていました。生前にはかなわなかった願いですが、2024年には省庁を横断する形で「**こども家庭庁**」が誕生しました。

「子どもは未来である」は小林登先生が好きだったキャッチフレーズであり、日本子ども学会でも掲げています。私たちの未来を作るのは子どもたちであり、子どもを大切にすることが自分たちの未来を守ることにつながるという意味です。答えを出すためではなく、大人社会が子どもの幸せを考えて集まり、話し合う。そのこと自体に価値があるのかもしれません。



日本子ども学会設立から20年間の主な出来事

- | | |
|-------|---|
| 2003年 | イラク戦争に自衛隊派遣。個人情報保護法が成立。自殺者が戦後最悪3万4227人。冬のソナタ韓流ブーム。「日本子ども学会」設立。 |
| 2004年 | 新潟県中越沖地震。製造業における人材派遣業の解禁。オレオレ詐欺。「ニンテンドーDS」「ソニー PlayStation Portable」など携帯ゲーム機ブーム。 |
| 2005年 | 小泉劇場「郵政選挙」。団塊ジュニア世代が適齢期を迎えても、合計特殊出生率1.26と過去最低。 |
| 2006年 | 勝ち組負け組。ホームレス襲撃事件。脳トレブーム。ライブドア事件。北朝鮮が地下核実験に成功。 |
| 2007年 | 給食費の滞納総額22億3000万円。熊本慈恵病院、日本初の赤ちゃんポスト「このとりのゆりかご」を設置。闇サイト殺人事件。ネットいじめ問題が浮上し、いじめの定義の見直し。YouTube日本語版開始。 |
| 2008年 | リーマンショックにより世界同時不況、年越し派遣村。子どもの貧困再発見。Twitter、Facebook日本語版開始。スマホブーム。ゆとり教育からの脱却。 |
| 2009年 | 民主党政権の誕生。派遣切り。 |
| 2010年 | 菅直人内閣が発足。大阪市で幼児二人が育児放棄で餓死、母親を逮捕。 |
| 2011年 | 東日本大震災。児童養護施設に匿名で寄付を行うタイガーマスク運動。新学習要領で「小学5、6年生の英語活動」が必修に。地上デジタルテレビ放送に完全移行。 |
| 2012年 | 自民党政権復帰。消費税8%から10%へ。 |
| 2013年 | 安倍政権の経済政策「アベノミクス」始動。ブラック企業が問題に。いじめ防止対策推進法が成立。インターネット依存症の子どもが約52万人。 |
| 2014年 | 改正児童買春・ポルノ禁止法が成立、児童のポルノ写真の所持も犯罪に。 |
| 2015年 | マイナンバー制度スタート。サイバーセキュリティ基本法の施行。 |
| 2016年 | 熊本地震。ポケモンGOが世界的なブームに。歩きスマホ問題。「保育園落ちた日本死ね!」が話題に。電通の女性新入社員が過労死。子どもの出生数が史上初の年間100万人割れ。相模原障害者殺傷事件。トランプ現象。 |
| 2017年 | 「インスタ映え」「フェイクニュース」が流行語に。 |
| 2018年 | 北朝鮮、核弾頭搭載の大陸間弾道ミサイル(ICBM)の実戦配備を宣言。外国人労働者を受け入れる改正出入国管理法が可決。 |
| 2019年 | 徳仁親王が天皇に即位、元号は令和に。働き方関連法案を施行。京都アニメーション放火殺人事件。 |
| 2020年 | 新型コロナウイルスによりパンデミックが発生。全国の学校が一斉に臨時休校。緊急事態宣言発令。東京オリンピック開催。 |
| 2021年 | 岸田政権誕生。東京オリンピックを無観客で開催。改正少年法が成立。 |
| 2022年 | ロシアがウクライナに軍事侵攻。ChatGTPが世界中で注目される。教育職員性暴力防止法が成立。 |
| 2023年 | 安倍晋三首相遊説中に暗殺。こども家庭庁の発足。こども基本法の施行。幼児の送迎バスに、置き去り防止安全装置の設置義務化。LGBT理解増進法。男性社員の育児休業取得率公表を義務化。ジャニー喜多川氏による性加害が世界的な人権問題に。大谷翔平、全国の小学校にジュニアグラブを寄贈。藤井聡太八冠達成。 |
| 2024年 | 能登半島地震発生。イスラエルがガザ地区に侵攻。パリオリンピック開催。 |

子ども学会議の20年

日本子ども学会では2004年から本学会の学術集会である「子ども学会議」を開催して参りました。

学会創設20周年を機に、設立総会を含めた21回の大会の概要をまとめました。

*会場名や大会長の肩書は、当時のものです。

回	年	会場			
設立総会	(2003年)	白百合女子大学	第 11 回	(2014年)	白百合女子大学
第 1 回	(2004年)	早稲田大学国際会議場	第 12 回	(2015年)	甲南女子大学
第 2 回	(2005年)	東京大学	第 13 回	(2016年)	静岡大学
第 3 回	(2006年)	甲南女子大学	第 14 回	(2017年)	IPU環太平洋大学
第 4 回	(2007年)	慶應義塾大学	第 15 回	(2018年)	同志社女子大学
第 5 回	(2008年)	奈良女子大学	第 16 回	(2019年)	首都大学東京
第 6 回	(2009年)	お茶の水女子大学	第 17 回	(2021年)	滋賀県立大学
第 7 回	(2010年)	川越市市民会館	第 18 回	(2022年)	東海学院大学
第 8 回	(2011年)	武庫川女子大学	第 19 回	(2023年)	白百合女子大学
第 9 回	(2012年)	JST東京本部別館	第 20 回	(2024年)	八戸文化幼稚園
第 10 回	(2013年)	岡山県立大学			

日本子ども学会 設立総会

- 2003年11月29日(土)
- 白百合女子大学(東京都調布市)
- 主催 日本子ども学会 設立準備委員会

— 挨拶 — 「設立総会を迎えて」 小林 登

いよいよ「日本子ども学会」(Japanese Society of Child Science)が船出することとなりました。

本学会は、子どもに関心をお持ちの方なら、どのような学問分野の研究者であろうと、どのような活動を行う実践者であろうと、また作品づくりや製品づくりを通じて子どもを支援する開発者であろうと、どなたでも参加し、お互いの意見を交換する場をつくり上げていくことを目的にしたいと思います。そのことによって、21世紀の新しい子ども観を確立するための基盤研究を進め、「子ども学」の柱をつくり上げ、子どもの問題(Children Issues)のより良い解決法、さらに子どもを健やかに育てるための「もの」や「こと」のより良いデザイン(Child Care Design)を体系づけたいと思います。

「もの」は昔ながらの玩具から始まって絵本やマンガ、ゲーム機器にいたるまで、「こと」は教育に始まって行政や経済にいたるまで、いろいろと考えられます。ご参加の皆様には、それぞれに研究活動のグループをつくるなど交流を深めていただいで、年1回の総会で会員一同と話し合っていたきたいと思います。

21世紀こそ子どもの世紀にする動きを、まず日本から皆様とともに始めようではありませんか。

主なProgram・登壇者

- 開会挨拶
小林 登
- 基調講演
「子ども学と進化生物学」 佐倉 統
- 特別講演
①「子どもの社会力」 門脇厚司
②「ユニヴァーサルデザインと子ども文明」 石井威望
- シンポジウム
「子ども学の視点 文理融合科学の可能性と課題」 麻生 武、開 一夫、榊原洋一、佐倉 統、宮下孝広
- 研究実線事例
①「心が通う身体的コミュニケーション技術」 渡辺富夫
②「音楽を使ったケア・デザイン」 長田有子

日本子ども学会

設立総会プログラム



総会: 2003年11月29日(土) 14:00~18:00
会場: 白百合女子大学
主催: 日本子ども学会 設立準備委員会
幹事: 小林 登(代表幹事)、石井 威(幹事)

日本子ども学会学術集会

第1回 子ども学会議

- 2004年9月4日(土)・5日(日)
- 早稲田大学国際会議場(東京都新宿区)
- 大会長 小林 登(日本子ども学会代表・東京大学名誉教授)

テーマ 「メディア社会と子どもたち」

生れて間もない頃から子どもを長時間メディア漬けにすると「言葉の発達が遅れ」たり「視線が合わなくなる」などといった報告が医療現場からなされています。また、マスコミでは「子どもによる子どもの殺人」がメディアの栄養ではないかといった報道もされています。本会議ではこれらの問題に科学的根拠があるかを検証するとともに、メディアをつくる側の意見にも耳を傾けます。そして、チャイルド・ケア・デザインの立場からメディアを考え、その利用法について考えていきます。

主なProgram・登壇者

- 代表講演
「子ども学とは何か 一育つ育てる」 小林 登
- 特別講演
「野生のゴリラと野生の子ども」 山極寿一
- 研究報告
「子どもの発達と養育環境要因との関連に関する縦断研究」 菅原ますみ
- シンポジウム1
「徹底討論:幼児のメディア視聴は是か非か?」 榊原洋一、菅原ますみ、谷村雅子、土谷みち子
- シンポジウム2
「子どもとメディアの未来を考える」 岩谷 徹、関 弘美、廣瀬通孝、矢野直明、沢井佳子
- 教育講演
①「『子どもの安全・安心対策』を根本的に再検討する」 清水賢二
②「子どものための建築環境デザイン」 柳澤 要



◎ 第1回子ども学会議には多くのマスコミが集まり、時機を得たテーマに大きく反応した。

◎ ポスターセッションは15件

日本子ども学会学術集会

第2回 子ども学会議

- 2005年9月3日(土)・4日(日)
- 東京大学医学部教育研究棟(東京都文京区)
- 大会長 牛島廣治(東京大学大学院 医学系研究科教授)

テーマ 「多文化社会と子どもたち ー未来をつくる共生と支援ー」

在日外国人の数が増加し、それに伴って国際結婚をする夫婦も増える中で、複数の文化や複数の言語のもとに生活する子どもたちの発達支援が、子ども学の重要な課題になっています。そのような子どもたちが幸せに生きられる社会をどう構築するのか、共生によって私たちの社会がどのような豊かさを手に入れることができるのか。未来へ向けての課題について考えました。

主なProgram・登壇者

- 基調講演
「多文化に生きる子どもたち」 佐藤郡衛
- 特別講演
「脳科学と言語」
①「第二言語習得と子どもの脳」 酒井邦嘉
②「言葉を失う脳」 岩田 誠
③東アジア地域におけるECCE(就学前のケアと教育)の展開と現状」 田 輝、朱 家雄
- シンポジウム1
「文化間移動と子どもの発達」 山本雅代、塘利枝子、ヒダシ・ユディット
- シンポジウム2
「在日外国人の子どもの現状と支援」 箕浦康子、中村安秀、丹羽雅雄
- 要望演題
「在日外国人の子どもの現状と支援」 小島祥美、平野知見、辺 貞姫、石川えり
- 一般演題
「子どもと睡眠」 鈴木みゆき、松浦倫子、石渡貴之



◎ 厚生労働省の後援をいただいた。

日本子ども学会学術集会

第3回 子ども学会議

●2006年9月2日(土)・3日(日)

●甲南女子大学(神戸市東灘区)

●大会長 稲垣由子(甲南女子大学教授、国際子ども学研究センター所長)

テーマ 「子ども学の未来を考えよう」

甲南女子大学では、阪神淡路大震災の翌年、平成8年に小林登先生が「子ども学講座」を開設されました。そして、平成10年には「国際子ども学研究センター」が設立され、来たる平成18年4月には「総合子ども学科」が誕生します。「子ども学」を冠した学部・学科は今や全国に50ほどもありますが、「子ども学」のとりえ方は微妙に異なっています。学際的な学問のあり方を問うことで、「子ども学」の歩むべき方向を考えました。

主なProgram・登壇者

■基調講演

「『子ども学』の歴史的背景と今後の展開を考える」 小林 登

■特別講演

「子どもをめぐる現在」 本田和子

■シンポジウム

「大学教育から『子ども学』の未来をかんがえよう」

浜田寿美男、吉岡眞知子、今村方子、竹内伸宣、稲垣由子

■特別講演

「物や環境が行為に与えていること～『動く赤ちゃん事典』に見るヒトの発達～」 佐々木正人

■シンポジウム

「現場から『子ども学』の未来を考えよう」 京極正典、友田尋子、西口純子、赤澤真旗子

■子ども参画事業

「『ミュージアム・リテラシーを育む』ふてばち展覧会」 佐藤優香、上田信行

■要望演題(関連演題)

麻生 武、榊原洋一、所 真里子



◎ ポスターセッションの時間に、「learning by making『クリケッetworkショップ』」と題して、子どもが参加するワークショップ型授業が行われた。

日本子ども学会学術集会

第4回 子ども学会議

●2007年9月15日(土)・16日(日)

●慶應義塾大学三田キャンパス(東京都港区)

●大会長 安藤寿康(慶應義塾大学文学部教授)

テーマ 「子ども・進化・脳科学—生命の科学と子ども学—」

現代の生命科学は、どのような子ども像を浮き彫りにするのでしょうか。本大会に参加すれば、「子どもの生命科学」が一望できる、そうした学会にしたいとプログラムを組みました。まだ萌芽的なものも数多くあり、それは「いま」という時代性を超えることはできませんが、しかし参加された皆様はおそらく、これらの成果を素材に、新しい「子どもの物語」を探索し、創出してくださることでしょう。「子どもの科学」を軸とした新しい「子どものための物語」を語り合う2日間です。

主なProgram・登壇者

■基調講演

「進化から見たヒトの子どものユニークさ」 長谷川真理子

■基調講演

「脳科学から見た子どもの教育」 小泉英明

■座談会

「ダーウィン先生を囲んで」 長谷川真理子、榊原洋一、安藤寿康、佐倉 統

■シンポジウム

①「進化の中の子ども」 中村徳子、デビット・スプレイグ

②「子どもと世界の異なる出会い」 鈴木秀樹、塚田美紀、真壁宏幹

③「危機とともに生きる子どものための科学」 北澤 茂、神山 潤、長谷川奉延、山本淳一

■講演

①「遺伝と環境によって育まれる子どもの脳」 高橋孝雄

②「ふたごが明かす脳と行動の形成過程」 安藤寿康

③「先史時代の子ども」 忽那敬三



◎ 2日目の午後に「懸賞エッセイ」授賞式を行った。懸賞エッセイは、2003年から5年間行った。HPで読むことができる。

日本子ども学会学術集会

第5回 子ども学会議

- 2008年9月27日（土）・28日（日）
- 奈良女子大学記念館（奈良県奈良市）
- 大会長 浜田寿美男（奈良女子大学教授）

テーマ 「問題としての子どもから存在としての子どもへーいじめ理解を深めるためにー」

本大会で扱ったのは、「いじめ」でした。子どもたちの世界で、自死にもいたる陰湿ないじめがはびこっています。しかし、それは子どもが変わったからではなく、子どもが生きる状況が変わったのだと考えられます。基調講演で大阪大学の鷲田清一総長は、いじめは子どもだけの問題ではないとして、「我々の社会が排除の論理に対抗する、集団形成の論理を作れていないこと」が、いじめを阻止できない根本的な理由の一つと語りました。本大会は、いじめの単なる対症療法を語るのではなく、人間の存在の地平から深く考察するものとなりました。

主なProgram・登壇者

- 大会推進委員長挨拶
「いじめ理解を深めるために」 浜田寿美男
- 基調講演
「“いじめ”から見えてくるものー社会の問題として」 鷲田清一
- 特別講演
「子どもたちの声から」 大河内祥晴、伊東 毅、東村知子
- シンポジウムI
「いじめの背景となる子どもたちの仲間関係」
麻生 武、内藤朝雄、丸山まりこ、池田曜子、土方由起子
- シンポジウムII
「いじめを再定義する」 浜田寿美男、伊東 毅、土井隆義、内藤朝雄



◎ 会場の「奈良女子大学記念館」は奈良女子高等師範学校の本館として明治42年(1909)に建てられたものの。国の重要文化財。

日本子ども学会学術集会

第6回 子ども学会議

- 2009年9月12日（土）・13日（日）
- お茶の水女子大学（東京都文京区）
- 大会長 内田伸子（お茶の水女子大学教授）

テーマ 「子ども・環境・脳科学」

子どもの成長・発達を支援する人的・物的環境はどのようなものが望ましいか、子どもの成長・発達に不可欠なものは何か。本大会では、遺伝と環境、メディアと子ども、早期教育、遊び、子育て支援などをめぐって、発達心理学、脳科学、小児医学、認知科学、メディア教育、子ども文化など学際的な先端科学の知見を持ち寄り、子育て現場で使える臨床知にするための活発な学術交流が行われました。

主なProgram・登壇者

- 代表講演
「日本子ども学会はチャイルドケアリング・デザインを展開しよう」 小林 登
- 基調講演 「子どもが忌避される時代」 本田和子
- シンポジウム
 - ①「今、早期教育を考える」 榎原彩子、有路憲一、村松暢隆、藤永 保、榎原洋一
 - ②「子どもとゲームをめぐる過去・現在・未来」 松原 仁、小林康秀、坂元 章、開 一夫
 - ③「良質のチャイルドケアリングとは」 菅原ますみ、榎原洋一、遠藤幸子、汐見捻幸、小林 登
 - ④「子育てを手助けする『頼りになる情報環境』の構築に向けて」
板倉正二、桐山伸也、佐藤久美子
- 鼎談
「狼少女はなかった」 鈴木光太郎、榎原洋一、内田伸子



◎ シンポジウム①と②、及びシンポジウム③と④はそれぞれ2会場、同時開催で行った。

日本子ども学会学術集会

第7回 子ども学会議

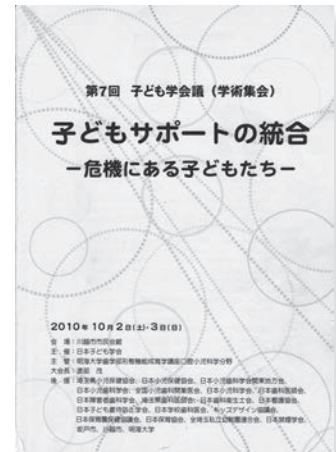
- 2010年10月2日(土)・3日(日)
- 川越市民会館(埼玉県川越市)
- 大会長 渡部 茂(明海大学歯学部教授)

テーマ 「子どもサポートの統合ー危機にある子どもたちー」

本大会では、子どもを長期間、定期的に観察できる立場にあり、生活を反映する口腔疾患・機能を専門とする小児歯科学領域から見た、子どもたちが抱える多くの問題点を提起しました。小児歯科医は日々子どもたちの口の中を見つめています。子どもの口の中は彼らの世界を現しています。子どもを取り巻く教育、医療、保健、福祉等、各領域の専門家が連携を取り、様々な専門領域の知を結集することで子ども学への理解を深めるとともに、危機にある子どもたちを救う方法を探りたいと考えました。

主なProgram・登壇者

- 大会長講演
「小児歯科と子ども学」 渡部 茂
- 教育講演
「歯科から行う子どもの食育支援」 井上美津子
- 特別講演
①「Child Care and Child Development」 サラ・フリードマン
②「歯と口の保健と子どもの成長」 高木裕三
- シンポジウム
①「子どもを煙草から守る」 高橋裕子、野田隆、高橋裕子、三浦秀史、王 宝禮
②「発達障害:自閉症をめぐる」 平岩幹男、藤坂龍司、渡辺志津子、白川哲夫
③「子ども虐待:子どもの医療関係者による虐待早期発見と予防」
峯 真人、清水裕子、佐藤協子、牧 憲司
④「子どもの傷害予防に取り組む」 山中龍宏、福田英輝、小野裕嗣、掛札逸美
⑤「子どもの貧困を根絶していくために」 松本伊智朗、鷹 咲子、青砥 恭、森岡俊介



◎ 同館の会議室では、市民公開講座「お母さんは救命士」やランチョンセミナー「効果的な口腔衛生指導」などの講座・イベントが開催された。

日本子ども学会学術集会

第8回 子ども学会議

- 2011年10月1日(土)・2日(日)
- 武庫川女子大学(兵庫県西宮市)
- 大会長 河合優年(武庫川女子大学教授)

テーマ 「育ちと学びを支える」

本大会は、東日本大震災という未曾有の災害の直後に開催されました。これを受けて、秋篠宮妃 紀子殿下のご臨席を賜り、大会2日目に「東日本大震災の子どもたちを支える」ためのシンポジウムを開催いたしました。

主なProgram・登壇者

- 【1日目／子どもの育ちと学び】
 - 大会長挨拶
「育ちと学びを支える」 河合優年
 - シンポジウムA
「小児医療から見た子どもの育ち」 藤村正哲、金澤忠博、河合優年
 - 基調講演
「現代社会と子どもの発達問題を考える」 玉井日出夫
- 【2日目／東日本大震災の子どもたちを支える】
 - シンポジウムB
「震災の子どもたちを支えるー阪神淡路大震災が伝えるもの」
八木俊介、中溝茂雄、小石寛文、一色伸夫
 - シンポジウムC
「震災の子ども達を支えるー今なにが起きていて何がもとめられているのか」
大坂 純、吉田穂波、佐々木丈二、八木俊介、中溝茂雄、内田伸子



◎ 1日目のテーマを「子どもの育ちと学び」、2日目のテーマを「東日本大震災の子どもたちを支える」と題して開催した。

日本子ども学会学術集会

第9回 子ども学会議

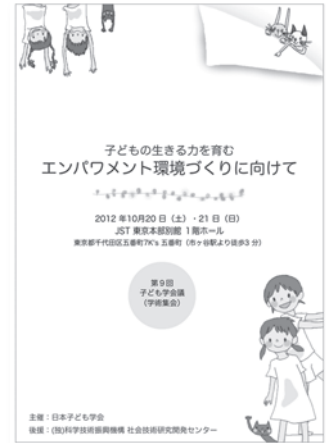
- 2012年10月20日(土)・21日(日)
- JST東京本部別館 1階ホール(東京都千代田区)
- 大会長 安梅勲江(筑波大学大学院教授)

テーマ 「子どもの生きる力を育むーエンパワメント環境づくりに向けて」

本大会では未曾有の災害から新たな地平へ。子どもたちが「生きる力」を未来に向かって最大に発揮する仕組みづくりを考えました。保育、教育、保健、医療、福祉、芸術、安全管理など多彩な領域に及ぶ実践者と研究者の知恵を学際的に架橋し、子どもたちのエンパワメント環境づくりを具体的に発信します。

主なProgram・登壇者

- 基調講演
「Sense of Wonderを育む科学と環境づくり」 小泉英明
- 大会長講演
「子育て子育てエンパワメント WEB活用の可能性」 安梅勲江
- 教育講演
「スピリチュアル・ケアとエンパワメント」 石井享子
- シンポジウム
「子どもの生きる力を育むエンパワメント」 落合早苗、三浦剛、有村大士、
- ワークショップ
①「触れる、つくる、感じる 木育エンパワメント」 松井勲尚、雲山晃成、野倉照子
②「つながる、かがやく、ひびく おもちゃエンパワメント」 多田千尋



- ◎ 生きる力を育むエンパワメントの理論と実践を講演とワークショップで体感した。
- ◎ 大会初の試みとして優秀発表賞を3名表彰した。

日本子ども学会学術集会

第10回 子ども学会議

- 2013年10月12日(土)・13日(日)
- 岡山県立大学(岡山県岡山市)
- 大会長 渡辺富夫(岡山県立大学教授)

テーマ 「つながるチャイルドサイエンス 遊びと学びーおもちゃ・ロボット・メディアー」

日本子ども学会設立10周年を記念し、本大会では、1日目に原島博先生の「ハラッパで三兔を追う」と浅田稔先生の「子どものころを育むようにロボットのココロを育てる」という2つの基調講演を行っていただき、最先端研究と深い洞察に触れました。また2日目には「つながるチャイルドサイエンス」と題したシンポジウムと10周年記念シンポジウム「チャイルドサイエンスの未来」で子ども学の未来を俯瞰し、輝かしい子どもの未来に向けて議論を深めました。

主なProgram・登壇者

- 基調講演1
「ハラッパで三兔を追う」 原島 博
 - 基調講演2
「子どものころを育むようにロボットのココロを育てる」 浅田 稔
 - シンポジウム
「つながるチャイルドサイエンス」 渡辺公貴、三宅なほみ、竹林洋一
 - 10周年記念シンポジウム
「チャイルドサイエンスの未来」 内田伸子、原島 博、坂上浩子
 - 10周年記念講演
「子どもは未来である」 渡辺富夫
- *小林登先生が止むなく欠席となったため、渡辺大会長がうなずきロボットや共感インタフェースの研究開発を紹介し、情動共有やつながることの重要性など、小林先生の思いの一端を語った。



- ◎ 学会設立10周年記念事業の一環として、大会翌日にはベネッセコーポレーション本社講堂で国際シンポジウム「子どもの生命と権利を守るために」を開催。

テーマ 「文化的・社会的存在としての子ども」

「子どもは、生物学的存在として生まれ、社会的存在として育っていく」とは、小林登名誉理事長常々口にされていた言葉です。本大会は、このような存在である子どもを理解するには、文理融合科学として「子ども学」を創り、多彩な研究分野から領域横断的に子どもについて語るフォーラムとして学会を盛り上げていく必要があるという創設以来の熱い思いに、再び油を注ぎたいという願いに導かれて開催いたしました。

主なProgram・登壇者

- 講演
「社会性の起源を探るー乳幼児研究から見えてくるもの」 開 一夫
- シンポジウムA
「子どもの活動が地域社会を創る」 笠間浩幸、宮下孝広、新崎国広
- シンポジウムB
「文化的・社会的環境で育つ子どもーアフリカ子ども学の試み」 亀井伸孝、清水貴夫、山田肖子、竹ノ下祐二、スィアウ オンウォナ-アジマン
- 講演
「知は力なり?ー社会と子供が科学技術を使いこなすためには」 佐倉 統
- 理事長講演
「子どもは未来だからー日本子ども学会の果たす役割」 榊原洋一
- 特別企画
①写真展「コドモノクニ」 齋藤亮一
②「子どもたちのクリエイティブ・ワークショップ」 西岡直実



◎ 子どもたちを育む自然環境や文化的・社会的環境について、教育的・芸術的な働きかけも含めて考えていきたいとの願いのもと写真展とワークショップを開催した。

テーマ 「かしこい身体、じょうぶな頭、しなやかな心ー子どもの睡眠と運動と脳とこころの発達ー」

本大会では、身体性、生体リズム、多様性、発達障害、先制医療、レジリエンスなどをキーワードに、子どもの「脳」と「こころ」の発達における身体性の重要性について議論できる場となるプログラムを企画しました。講演やシンポジウムなどはいずれも刺激に満ち、白熱したディスカッションが展開されました。

主なProgram・登壇者

- 教育講演
「子ども一人ひとりのためのスリープフィットネスーいつ寝るべきか、どれだけ寝るべきかー」 三島和夫
- 大会長講演
「かしこい身体、じょうぶな頭ー身体性からみた子どもの脳とこころの発達ー」 中井昭夫
- 基調講演
「赤ちゃんに社会生活リズムを教える」 三池輝久
- 特別講演
「じょうぶな頭、しなやかな心ー子どもたちの生きる力、本当の自立のために必要なことー」 品川裕香
- シンポジウム
①「不器用な子どもたちー発達性協調運動障害という視点からの理解と支援ー」 笹森理絵、岩永竜一郎、澤江幸則、中井昭夫
②「子どもの睡眠障害の最前線ー治療から先制医療、そして眠育へー」 田島世貴、加藤隆史、前田 勉、三池輝久
③「子どもが地域社会でともに育ち合う環境とはー認定こども園・家庭・研究者の責任ー」 山縣文治、北野幸子、安家周一、梅崎高行、榊原洋一



◎ 他にランチョンセミナーやラウンドテーブルなども行われた。
◎ 「子ども学」のさらなる普及のために、新規入会と参加費のセット割の設定を行い、過去最高の491名が参加、58名が新規入会した。

日本子ども学会学術集会

第13回 子ども学会議

- 2016年10月8日(土)・9日(日)
- 静岡大学 浜松キャンパス(静岡県浜松市)
- 大会長 竹林洋一(静岡大学教授)

テーマ 「長寿社会の子どもと情報学 ―家族・地域・メディアとつくる子どもの未来―

本大会では、長寿社会で多世代が共に担う諸問題の解決に向けて、「子ども」をキーワードに、インタラクション(相互作用)の科学である「情報学」の視点から諸学問の領域を架橋する学術集会にしたいと考えました。認知科学の第一人者である安西祐一郎先生や認知症ケア技法「ユマニチュード」の考案者であるイヴ・ジネスト先生の講演に加え、2つの魅力的なシンポジウムや多世代交流をテーマにした市民公開講座などを通じて、子どもと家族が安心して暮らせる未来と、子ども学の発展に貢献することを目指しました。

主なProgram・登壇者

- 基調講演
「未来に生きる子どもたちのために ―おとなは何がしたいのか?―」 安西祐一郎
- シンポジウム1
「童心と老成をつなぐ情報学 ―長寿社会の子どもが築く未来の地域と文化―」
鈴木康友、安西祐一郎、榊原洋一、竹林洋一、鬼頭 宏
- 特別講演
「Three Births of life(人生における3つの誕生) ―「あなたは大切な存在です」と伝えるための哲学・技術・科学―」
イヴ・ジネスト
- シンポジウム2
「特別でない特別支援教育 ―学習障害・ディスレクシア当事者とする、これからの特別支援教育と合理的配慮について―」
砂長美ん、あーちゃん、河野俊寛
- 大会長講演
「情報学が拓く長寿社会」 竹林洋一



◎ 他に市民公開講座「気づきを育む多世代交流―インタラクションの仕掛け創り」も行われた。

◎ ポスター発表は44件。初の試みとして、30秒の概要発表を行い、発表者の発表意識を高めるとともに、参加者のスムーズなポスター誘導につなげた。

日本子ども学会学術集会

第14回 子ども学会議

- 2017年10月21日(土)・22日(日)
- IPU環太平洋大学(岡山県岡山市)
- 大会長 大橋節子(環太平洋大学学長)

テーマ 「子どもとスポーツ新時代 ―変革の時代を生き抜くための『非認知能力』とは―

本大会では、アスリートの為末大氏とスポーツドクターの辻秀一氏による2つの基調講演、元NHK アナウンス室長の山根基世氏の特別講演に加え、多彩な顔ぶれによるシンポジウムやポスターセッション、子どもたちのためのワークショップを行いました。また、IPUマーチングバンド部の演奏をはじめ、三浦雄一郎記念ブース、学生特別企画・展示等を通じて、研究者、教育実践者、保護者、子どもたちと交流。子どもに配慮した社会づくり推進のけん引役として幅広い交流の場にすることを目的としました。向けて議論を深めました。

主なProgram・登壇者

- 基調講演
①「ハードルを越える ～マインドセット～」 為末 大
②「スポーツを通して子供たちの生き方を考える」 辻 秀一
- 大会長講演
「未来を変える子ども達 ―私が身体にこだわるわけ―」 大橋節子
- シンポジウム
「地元を元気にする子どもを育てる ―創意工夫の実践活動―」
片岡聡一、中塚志津子、山田郁子、徳山順子、長谷浩也
- 特別講演
「子どもの心を満たす「声の力・言葉の力」―音読ではなく朗読の深みへ―」 山根基世
- ワークショップ
「子ども達のしなやかなからだところを育むエクササイズ」
・ダンス表現／小澤尚子 ・姿勢教育／前川真姫 ・運動遊び／津田幸保



◎ 2日目の昼には総社市や瀬戸南高校、岡山県内の企業などの協力のもと、産学共同企画の「コミュニケーションランチ」を開催した。

テーマ 「新しい時代の学びをデザインするー『遊ぶ、学ぶ、生きる喜びいっぱい』を創造する感性と知性が世界を変えるー」

本大会では、参加者の皆様にプレイフルスピリットを感じていただけるよう、教職員と学生スタッフ90名が共に創り上げる新しい会議デザインのスタイルにチャレンジしてみました。1日目は、基調講演とワークショップを融合したプレイフルラーニング・ワークショップでスタート。2日目は、学生と教員とで語る2つのシンポジウム、さらに建築家の小堀哲夫氏を招いたシンポジウム「21世紀型の学習空間を考える」など、プレイフルなプログラムが実現できました。

主なProgram・登壇者

■基調講演／ワークショップ

「プレイフルラーニングで子ども学をROCKしよう!ー創造的な学びを耕す学習環境デザインー」

上田信行

■講演

①「楽しい」が広げる子どもの創造的学びー砂場から見る子どもの成長と発達の軌跡ー」

笠間浩幸

②「これからの子ども学を考える」 榊原洋一

③(市民公開講座)「脳科学とプレイフルラーニング」 仁木和久

■シンポジウム

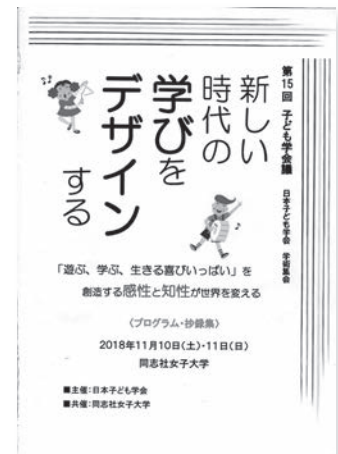
①「子どもの創造性あふれる空間デザイン」

吉永紀子、篠崎洋暢、笠間浩幸、白石真奈美、高木優月、柳澤 唯

②「当事者が語る私自身の学びの創造性ー場・人・もの のデザインを通して『自分』を発見し創造するー」

塘 利枝子、吉永紀子、西本奈穂、西谷柚香、谷 梨紗、西垣侑花

③「21世紀型の学習空間を考える」 小堀哲夫



◎ 大会2日目のランチ・昼休みの時間にUnconference(学会の間にトピックを募集し、小グループで話しあう即興的セッション)を開催した。

テーマ 「友だちってなんだ? 一家族・学校・メディアからみる子ども同士の世界ー」

本大会では、子どもの友だち関係を家族、学校、メディアという3つの文脈から議論するシンポジウムを企画しました。シンポジウムIでは、友だちという存在のルーツについて家族との比較から考え、シンポジウムIIでは、学校生活における子どもにとっての友だち関係の機能を、肯定と否定の両面から検討しました。シンポジウムIIIでは、これまでのメディアが子ども同士の関わりをどう捉えてきたか、またこれからメディアが友だち関係の在り方にどう関わるかを話し合いました。いずれも多様な専門性からの学際的な議論の場となり、子どもにとっての「友だちの意味」を探究する有意義な時間となりました。

主なProgram・登壇者

■基調講演

「友だち関係を科学するー発達心理学からの視点ー」 酒井 厚

■講演

「子どもをめぐる学問のつながり」 榊原洋一

■シンポジウムI

「家族から見る子ども同士の世界」 安藤寿康、岸本健、亀井伸孝、根ヶ山光一

■シンポジウムII(市民公開講座)

「学校から見る子ども同士の世界」

眞榮城和美、鈴木智裕、やたみほ、石坂 浩、宮本信也、高橋英児

■シンポジウムIII(市民公開講座)

「メディアから見る子ども同士の世界」 坂上浩子、おおばる、中野博之、菅原すみ、酒井 厚

■イグ・ノーベル賞受賞記念講演

「人々を笑わせて考えさせる研究 Ig Nobel Prize」 渡部 茂



◎ 1日目の午後に、「5歳児が1日に分泌する総唾液量」の研究により2019年度のイグ・ノーベル賞を受賞された渡部茂先生(明海大学教授)の受賞記念講演を行った。

日本子ども学会学術集会

第17回 子ども学会議

- 2021年10月23日(土)・24日(日)
- 滋賀県立大学(滋賀県彦根市)
- 大会長 高塩純一(びわこ学園医療福祉センター草津)

テーマ 「子どもらしさって、なあに？ ぼくらしさ・わたらしさを知っている？ -身体に不自由のある子どもたちの支援を通して発達とは何かを考える-」

教育講演では、糸賀一雄先生の足跡をたどりながら支援とは何か、その根源に触れました。シンポジウムでは、当事者を含めたシンポジストから環境支援という切り口で子どもへのアプローチを語っていただき、特別講演では、院内学級が大切にしていることについて紹介がありました。また、パネルディスカッションでは「電動移動機器」の早期使用について、当事者家族、エンジニア、支援者に語っていただきました。

主なProgram・登壇者

- 大会長講演
「障害のある子どもたちへのPlayful Approach」 高塩純一
- 教育講演
「福祉の思想」 渡部昭男
- シンポジウム
「子どもと環境をどのようにつなぐのか」
鯨岡 峻、細田直哉、山口和也、天田美恵、桐山伸也、岸本 真
- 特別講演
「涙も笑いも、力になる」 副島賢和
- パネルディスカッション
「早期電動移動機器使用が子どもたちの発達に及ぼす影響」
西島和秀、篠原 勇、安田寿彦、濱田知加、船橋篤彦
- 市民公開講座
①「重い障害のある人の親とともに考える支援のあり方」 児玉真美、木下 真
②「子どもたちからのSOS」 悠々ホルン、松嶋秀明



◎ コロナ禍で1年延期になっての開催。会場ホールでは、障害を持つ子どもの親御さんが製作した移動機器の展示や、BabyLoco と CarryLoco の展示もあり注目を集めた。

日本子ども学会学術集会

第18回 子ども学会議

- 2022年10月8日(土)・9日(日)
- 東海学院大学(岐阜県各務原市)
- 大会長 神谷眞弓子(東海学院大学学長) ●準備委員長 池田敦子(東海学院大学客員教授)

テーマ 「With コロナ社会で生きる子どもたち その発達と未来を考える」

本大会では、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が子どもの心身の健康、家庭の経済状況、学習や発達、将来展望に深刻な影響を与え、子どもの多様な「いのち・生活・学び・発達」の危機と困難が報告されていることに対し、子どもが日常の生活基盤を取り戻し、希望をもって生きていくための発達支援システムの創出、発達支援の課題について検討しました。また、理事会企画では、現代的課題である「ギフティッドと子どもの多様性」のシンポジウムを行うなど、多くの論議と学びを得ることができました。

主なProgram・登壇者

- 基調講演
「新型コロナウイルス感染症が子どもの成長と発達に与える影響」 榊原洋一
- 基調報告
「コロナ禍に伴う子どもの『いのち・生活・学び・発達』の危機の現状と発達支援の課題 -小中高校生・保護者・教師の全国調査から-」 田部絢子
- 企画シンポジウム
「コロナ禍に伴う子どもの『いのち・生活・学び・発達』の危機の現状と発達支援の課題」
①高橋亜美、内田 良、竹内章郎、高橋 智、田部絢子
②奥田宣子、池田 稜、小森淳子、杉山 章、池田敦子
- 理事会企画シンポジウム
「ギフティッドと子どもの多様性」 角谷詩織、知久景虎、岡田啓吾、安藤寿康
- 特別報告
「北欧五か国のコロナ禍における子どもの『いのち・生活・学び・発達』の危機と発達支援の動向」
能田 昂



◎ 学術交流の合間に、同大学の学生によるキッチンカーでのコーヒーや軽食の販売やマーチングバンドによる演奏等が行われた。

テーマ 「子ども期の幸せを考える ～社会のなかでの子どものクオリティ・オブ・ライフ～」

2023年4月1日に「こども基本法」が施行され、こども家庭庁がスタートしました。日本の子どもたちにとって記念すべき2023年度にあたり、本大会でも“子どもの今”を概観して“子どものよりよい未来”を展望するための基礎的な学びや議論をすることを目的に、大会テーマを「子ども期のしあわせを考える～社会のなかでの子どものクオリティ・オブ・ライフ～」として開催しました。

主なProgram・登壇者

- 学会主催シンポジウム
「Happiness for all children:子どものしあわせが実現する社会・政策 こども家庭庁への期待」
榊原洋一、清原慶子、奥山千鶴子
- 主催校企画シンポジウムI
「親の別居・離婚に直面する子どもへの支援の現状と課題」
安倍嘉人、山本佳子、直原康光、池田清貴、小田切紀子、榊原洋一
- 主催校企画シンポジウムII
「子ども期の逆境とレジリエンスを考える」
菅原ますみ、舟橋敬一、小川淳子、御園生直美、安藤智子、榊原洋一
- 市民公開シンポジウム
「子育て・育ち支援の今:親子のしあわせをつくる」
眞榮城和美、やたみほ、宮下孝広、櫻井拓見、齋藤れいな
- 小林登「子ども学」賞 第1回授賞式



◎ コロナ禍でここ数年途絶えていた対面での懇親会が学内カフェテリアで開催された。

◎ 1日目の午後、小林登「子ども学」賞の第1回授賞式が行われた。

テーマ 「絵本から社会を変える」

絵本は、感じる力、話す力、聞く力、見る力、考える力…そして最も大切な人と関わる力の種を子どもたちの心の中に植えてくれます。また絵本は、子どもたちが生涯心身ともに健康な生活を送ることができるための「心の応援団長の役割」を果たしてくれます。本大会では、そんな絵本の魅力、絵本から広がる活動を中心に、保育・食育・縄文時代・STEAMなど様々な観点から子どもたちを取り巻く環境の在り方を改めて考えていきます。

主なProgram・登壇者

- 基調講演
「子どもをささえる絵本の力」 一戸盟子
- シンポジウム
「絵本から広がる世界」 仲本美央、一戸盟子、油川育子
- 教育講演
「保育の質と子どもの発達」 中室牧子
- パネルディスカッション
「保育の質を科学するー子ども学への示唆」 安藤寿康、中室牧子、藤澤啓子
- 市民公開シンポジウム
「八戸から発信する学びー食・歴史・文化ー」 瀬尾知子、齋藤信哉、岡本潤子、馬場豊樹
- 学会員によるラウンドテーブル(9件)
- 小林登「子ども学」賞 第2回授賞式



◎ プレイバントとして、「子どもと祭りー祭り子ども学」を2回、「絵本の可能性」を1回と、計3回の子ども学コロキアムを開催した。

◎ 第21回子ども学会議は、秋田大学(大会長・瀬尾知子)で行われる予定。

第6回 子ども学会議「代表講演」より 「チャイルドケアリング・デザイン」

子どもは、生物的存在として生まれ、社会的存在として育てられる。生命誕生から始まり、成人に達するまでの成長・発達にあたって、親や大人たちの適切な育児・保育・教育がなければ、子どもはいつでも、どこでも危機にある。すなわち、心や体の障害を起こしたり、病気になったりするのである。Children at risk, whenever and wherever と言える。

したがって、子どもを取り巻く生活環境の全ての「モノ」や「コト」は、子どもの目線に立って、子どもの心を読み取る優しい心でデザインしなければならない。これを、チャイルドケアリング・デザイン “child-caring design” と呼ぶ。「モノ」とは都市、家屋、遊具などの構造物で代表されるハードウェアであり、まず子どもの事故と関係したチャイルドケアリング・デザインを考えなければならない。「コト」とは制度とか教育の仕方・あり方で代表されるソフトウェアである。育児での最大の問題は子ども虐待であり、保育では特に都市部においては施設の不足であり、教育ではいじめなどの教育問題である。

こうした多くの問題はいくつかの要因が複雑に絡み合っていて、チャイルドケアリング・デザインすることは簡単ではない。当然のことながら、その理念として、「子ども学 “Child Science”」の果たす役割は大きいのである。チャイルドケアリング・デザインを考えるために「子ども学」があるとさえ言える。

また、チャイルドケアリング・デザインには情報の果たす役割が重要なので、特に大脳辺縁系の働きを考える必要がある。換言すれば、子どもにとって必要なのは、「感性の情報」による「生きる喜び “joie de vivre”」であり、「子ども学」の中に子ども生命感動（情動）学 “Child Emotinemics”」の柱も立てる必要があろう。

（第6回 子ども学会議「代表講演」より抜粋）



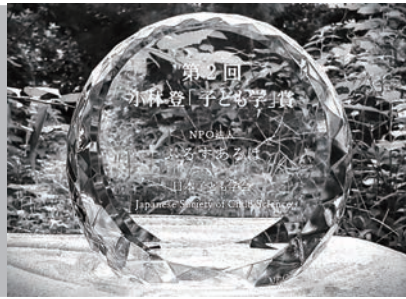
■プロフィール

小林 登（こばやし・のぼる）

1927-2019。日本子ども学会創設者・日本子ども学会初代理事長。東京大学名誉教授。医学者、小児科医、医学博士。東京大学医学部医学科卒業。東京大学教授、国立小児病院院長、国際小児科学会会長などを歴任。受賞歴に日本医師会最高優秀功労賞、国際小児科学会賞、勲二等瑞宝賞、武見記念賞など。

祝

日本子ども学会は、
第2回 小林 登「子ども学」賞を
「NPO法人ぷるすあるは」に贈ります。
心よりのお祝いを申し上げます。



Interview 「話していいよ。一人じゃないよ」という 子どもへの想い



絵を担当するちあきさん(左)、
代表の北野陽子さん(右)

日本子ども学会は、第2回小林登「子ども学」賞を「NPO 法人ぷるすあるは」に贈ることを決定いたしました。精神疾患のある親の元で育つ子どものケアとサポートという未開拓な分野での地道な啓発活動に敬意を表しての授賞です。ぷるすあるはの主な事業は絵本づくりや教材づくり、インターネットによる発信です。見過ごされやすいテーマに光を当てる活動がどんなきっかけから始まったのか、団体代表である精神科医の北野陽子さんと制作担当である看護師のちあきさんにお話をうかがいました。

NPO法人 ぷるすあるは

代 表 北野陽子さん

制作担当 細尾ちあきさん

まずは絵本を世に送り出したかった

——小林登「子ども学」賞の受賞おめでとうございます。受賞のご感想からお願いできますか。

北野：とても光栄に感じています。ぷるすあるはがこれまで大切にしてきたことに注目してくださって、受賞理由としてそれが言葉になっているのが、個人的にはとてもうれしく思いました。私たちの活動は子どもに向けたものであるとともに、親御さんや周囲の大人に向けたメッセージでもあるという点に触れてくださっているし、絵本を活動の原点としていることを、とても丁寧に評価くださって、すごくありがたく感じました。

——まず、団体を立ち上げた理由なり、きっかけを教えてくださいいただけますか。

北野：きっかけは絵本の制作です。『ボクのせいかな……—お母さんがうつ病になったの—』という絵本を作ることを目的に団体はスタートしました。

ちあき：この本の主人公はスカイ君と言うのですが、

お母さんがうつ病になって、「お母さん元気ないな」「どうしちゃったのかな」「ボク何かしちゃったかな」と、思い悩むのです。説明がされないまま過ごすことで、ちょっと疎外感を感じているところで、お父さんが「お母さんは病気なんだよ、スカイのこと嫌いになったんじゃないんだよ」と説明してくれて、「しんどいときには、そおとしてあげようね」と声をかけてくれる。そこでスカイ君は「ああ、病気だったんだ。そうだったんだ」と、ちょっとほっとする。この本を手にした子どもたちに、「病気や障害は誰のせいでもないよ。あなたのせいでもないよ。あなたは一人じゃないよ」というメッセージを伝えたかったのです。

北野：もともと私たちはさいたま市の精神保健福祉センターで働く同僚だったのですが、家庭に事情のある子どもたちへ向けてのプログラムを作るプロジェクトがあって、アイデアの一つとして紙芝居があったのです。それが思った以上に反響があって、すごく可能性を感じたので、絵本にして世の中に送り出すことを思いつきました。何か将来へのビジョンを描いていたわ

けではなくて、やる価値のあることだから、とにかく絵本作りにチャレンジしてみようというシンプルな動機から始まったのです。

ちあき：紙芝居は家庭に事情のあるお子さんのためのプログラムの一つだったのですが、子どもが思いのほか熱心に聞いてくれたのと、「子どもってこんなふう
に思ったり、感じたりするのか」と、周りの大人に響く感じがあって、絵本づくりの構想が生まれたのです。

北野：ちあきが描く絵と物語を見て、すごくおもしろく感じたのも理由の一つですね。

地域の精神科クリニックでの気づき

——精神疾患のある親の子どもたちがケアやフォローを
されていないという感覚は、絵本作りの前からあったの
ですか？

ちあき：私はもともと精神科病院で働いていて、仕事は一生懸命にやっていましたが、家族のことは想像できていませんでした。でも、その後に移った地域の精神科クリニックで、親についてくる子どもたちの中に、「ねえ、ねえ、ちあき」と語りかけてくる子もいて、「そうか、そんなことあるよね」と話を聞いたりしていたのです。

そして、ある時、子どもの存在にハッとしたんです。私自身も精神的に不調な親の元で育って、自分は誰かにSOSを出したかという、そんなことは思いつきもしなかったし、相談するという発想がそもそも

なかった。親と一緒に精神科クリニックにやってくる子どもたちと出会って、それを思い出しました。それで、話せる時間や楽しい時間を作ってあげようと思ったのです。ただ、その時は目の前の子どもたちと接して、疑問にその都度答えていくというだけで、孤立しがちな子どもたちだから社会的にケアすべきだとまでは考えていませんでした。

北野：精神科病院はご本人さんを見ているけれど、周りのご家族まではなかなか目が届かない。まして、子どものケアにまでは行き届かないというのが精神科医療の現状です。ちあきは精神科クリニックで働いていて、気づいたと言いますが、精神科クリニックといえども、子どもにまで目をかけるところは、いまでもほとんどないです。ちあきがいたクリニックは特殊な環境だったのだと思います。

ちあき：そうなんです。誰でも来ていいよ、みたいなクリニックで、患者さんが子どもを連れてくるのが普通だった。私は子どもが来たら、声をかけずにはいられない性格なので、「何年生？」から始まって、ちょっとずつ仲良くなっていくのです。

待合室で、ポツンと座って、親御さんを待っている子どものために、漫画本を置いたり、駄菓子コーナーを作ったりもしていました。先生は好きにしていいいよという感じ。他のケースワーカーや事務の人も、子どものお誕生日をカルテに書き込んだりして、子どもに「お誕生日おめでとう」と言ってあげたり、そんなことをしていました。



子どもの絵本シリーズは全8巻。
子ども・子育て応援本が2冊。
その他さまざまな教材を取り揃えている。
サイトでは関連する翻訳本の紹介もしている

必要とされるものを作り続けた

——啓発活動してくためのビジョンや方針のようなものはあったのですか。

北野：最初の2、3年は絵本作りに専念していました。ゆまに書房という出版社の編集者さんと良い出会いがあって、「こういう本がすごく必要だ」と言ってくださって、それで1冊だけではなく、シリーズを作ろうということになったのです。やがては精神疾患の親をもつ子どもだけではなく、学校に行くのがしんどくなった子ども、両親が不和になっている子ども、感覚過敏の子どもなど、対象を広げていきました。正直作るだけで精一杯で、どう普及させていくかは、当初はあまり考えていなかったです。

でも、関心をもってくださったり、広げたいと思ってくださる方がいて、気がつくと12年間経ったということでしょうか。目の前で必要とされるコンテンツを作り、少しでも多くの人に届けられるように、粛々とやってきたという感じです。

ちあき：ある時、読者の子どもからお便りが届きまして、学校に自分の特性を知ってもらうために絵本を持って行って、クラスで読みましたと書いてありました。そんなハガキが届くと、胸がキュンキュンします。——絵本だけではなく、教材も作っているのですよね。

北野：例えば、「ハルのきもちいろいろカード」。感情を示すカードです。家の中でいろいろなことがあると、自分の気持ちを表現するのがだんだん難しくなっていくので、「どんな気持ちがあってもいいよ」という、ふるすあるのが大切にしているメッセージをカードに込めました。「いまどんな気持ち？」と大人に聞かれたら、「これとこれ」って、カードを出すのです。

——「うれしい」や「悲しい」だけではなく、「ふつう」

というカードもありますね。

ちあき：私は気持ちを聞かれるのが苦手なタイプだったのです。それで、逃げとか、「ふつう」を選んだら、「いまそういうことを話したくないんだな」とわかってもらえるようにしたかったのです。

北野：ちょっと前にこれをサイコロにしたら、すごく人気が出ました。自分で転がして、いまの気分はこれかなって選んでもいいし、転がして出た感情について話してもいい。面接の場面などで使っていただいています。

子どもを信じて待つ姿勢

——ケアやサポートの大切さを訴えるだけではなく、子どものサバイバルする力をとても信じていますよね。

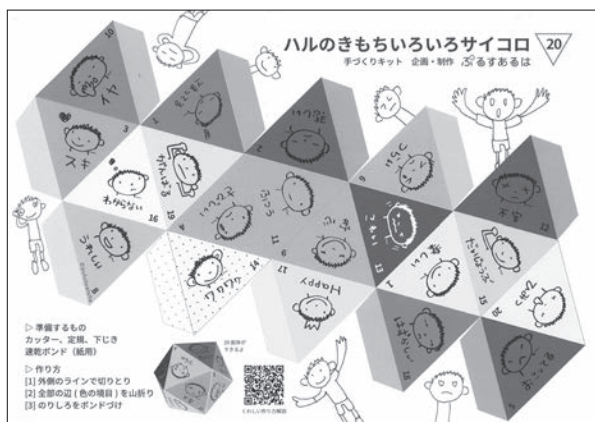
ちあき：『生きる冒険地図』という本を出していて、その本には、周りに頼れる大人がいないとき、この子たちがどうやって生活を切り抜けていくか、どんなふうに学校の準備をするのか、家の中のことを聞かれたときに、どう答えるかなど、生き抜くための攻略法をまとめています。

子どものサポートはもちろん大切なのですが、それと同時に子どもたちには力があると信じ切って待つというか、それも大事なんじゃないかと思っていて、何でもかんでも、転ばぬ先の杖というのではなく、子どもの底力を大切にしたいなと。

——困難な状況にある子どもは自分があって、安易な大人の手は振り払うと言いますね。

ちあき：そうなんです。でも、大人は、手を振り払われたとしても、くじけないでほしいと思っています。いい支援者と言われるような人でも、子どもがすぐに「聞いて、聞いて」となついてくることなどありませんから。年齢の小さい子どもでもない限り、ある程度年齢がいくと、自分というものをもっているのだから、子どものペースを尊重すべきだと思います。もちろん大ピンチの時は別ですけど、「子どもの話したい時に、話したいことを、話したい人に」を、大事にできたらいいなと思っています。

また、子どもは予期しないタイミングで話し始めることもあるので、大人は常に準備しておく必要があります。何を言われても驚かない準備というか、例えば、家の状況がしんどくて、リストカットやオーバードーズ（過量服薬）をやっていると言われた時に、「もうしないと約束してね」というのではなく、「大変だったんだね。気がつかなくてごめんね。話してくれてありがとう」という受け止め方が大切だと思います。



「ハルのきもち いろいろ サイコロ 20」。20面体のサイコロができる手づくりキット。12面体のものもある。



特集論文

親の別居や離婚に直面する 子どもたちへの 心理的支援の在り方

親の別居や離婚に直面する子どもたちの置かれている心理的な状況と、そのような子どもたちへの支援の在り方について、4名の研究者のお考えをご紹介します。

- 山本桂子先生

「親の別居・離婚に直面する子どもへの支援の現状と課題
—家庭問題情報センター (FPIC) の活動から—」

- 池田清貴先生

「親の離婚・別居を巡る子の利益 ～子の意見表明に着目して～」

- 直原康光先生

「親の別居・離婚を経験した子どもの心理的適応に関する
研究動向と心理的支援の展望」

- 小田切紀子先生

「親の離婚を経験する子どもへの支援」

第19回「子ども学会議」のシンポジウム「親の別居・離婚に直面する子どもへの支援の現状と課題」の登壇者に、あらためて執筆をお願いしました。

査読者 木下 真、瀬尾知子

親の別居・離婚に直面する子どもへの支援の現状と課題

—家庭問題情報センター(FPIC)の活動から—

山本佳子 (公益社団法人 家庭問題情報センター主任研究員)

要約

公益社団法人家庭問題情報センターにおいては、離婚前後の親に対して、養育費や面会交流に関する情報提供や相談に対応しているほか、実際の面会交流に付き添うなどの支援を行っている。離婚という事態に直面して、親同士は、相手に不信感を強めたり、攻撃的になったりして、子どもに目が向かなくなっていることも多い。そのため、支援活動においては、親自身が子どもの心情に配慮して、子どもに接することができるよう援助している。また、支援者が直接子どもの声に耳を傾け、その心情や立場に配慮して子どもに丁寧に説明をしたり、子どもの意向を踏まえた親子交流を実現したりしていくことが求められている。親の離婚前後において、子どもの利益を守るためには、それぞれの専門家や関係機関がネットワークを構築し、支援をしていくことが必要であろう。

キーワード：面会交流（親子交流）、養育費、支援機関、子どもの意思の尊重、離婚

1 はじめに

2024年5月17日、子の養育に関する民法等の改正法が国会で成立し、2年以内に施行されることとなった。改正法においては、子の利益の確保等のために、父母の子に対する責任を明確にしておき、安全・安心に配慮しながら親子交流（注1）の促進や養育費の確保を狙うものとなっている。離婚後の共同親権制度が導入されることで、国民の関心が高まり、親の離婚や別居をめぐる紛争の渦中にある子どもの利益をどのように守るかが注目されている。面会交流の支援等を行っている立場から、その現状と課題について検討する。

2 公益社団法人 家庭問題情報センター (FPIC) について

公益社団法人家庭問題情報センター（以下「FPIC」という）は、1987年家庭裁判所調査官の退職者が中心となって設立された東京ファミリーカウンセリング協会という団体が、1993年に家庭問題情報センターとして法人化され、2011年には公益社団法人に移行したもので、すでに30年を超える実績がある（FPIC 2024）。現在は、家庭問題に関する相談の他、ADR事業、面会交流支援事業、成年後見事業、その他刊行物の編集発行、セミナーや講演会の開催、講師派遣等を行っている。そうした活動の中で、親の別居や離婚に直面する子どもへの支援という点を中心に取り上げたい。

3 養育費等相談支援センターの事業について

FPICの事業の一つに、内閣府こども家庭庁から受託している「養育費等相談支援センター事業」がある。養育費等相談支援センター事業は、ひとり親家庭の養育費の取得率の向上を図るため、養育費に関する情報提供、母子家庭等就業・自立支援センターで受け付けた困難事例相談の支援、養育費相談に応じる人材の養成のための研修等を行うことを目的として、2007年に始まり、すでに15年以上の実績がある（養育費等相談支援センター 2023）。現在も、一般の方からの電話やメールでの相談に対応しているほか、地方自治体や関係機関の相談員を対象に、研修や情報提供を行っている。

一般の相談では、離婚前後の紛争の渦中にある当事者からの相談が多い。2023年の相談件数は5385件で、その内容を多い順から見ると、養育費の請求手続に関するものが1434件（26.6%）、養育費算定に関するものが995件（18.5%）、親子交流に関するものが774件（14.4%）、養育費不履行に関するものが701件（13.0%）となっている。子どもを連れて別居した親が今後の生活に強い不安感を抱いたり、感情的になったりしている場合も多く、「もう相手の顔は見たくないし、住所を知られるのも怖い。養育費は、どうせ払ってもらえないだろうから、離婚のみでいいから早く離婚に応じてほしい。今後は一切子どもに関与しないほしい。」といった発言をする人もいる。子どもの今後の生活や健やかな成長のためには、養育費と面会交流がいかに重要であるかの理解を促し、子どもの利益を考えた解決をしていくよう助言している。

また、専門の相談員への研修では、離婚や子の監護の問題が当事者間の協議で決まらない場合の法的手続について説明をしたり、離婚の際に決めた養育費が不履行になった場合の対応を説明したりして、相談員の方の当事者対応を支援している。混乱していたり、感情的になっていたりする当事者にも、相談員が適切に対応できるよう、面接技法についても研修に取り入れている。

4 面会交流支援事業について

家庭問題情報センター東京相談室の面会交流支援は、大きく分けて三種類の事業がある。

1 親支援講座「かるがもセミナー」

一つは、親支援講座である。「かるがもセミナー」と名付けているセミナーで、月1～2回、土、日、祝日の午後1時から3時までの2時間、面会交流の支援を担当している者がファシリテーターとなって、対面もしくはリモートで実施している。FPICで支援を検討している父母には、原則全員受講を義務付けているほか、FPICのHPでも案内をしており、一般の方も受講できる。

セミナー前半では、「子どもからのお願い」というテキストを参加者で輪読しながら、①父母が不和になった段階、②父母が別居して、一方の親と離れて暮らすようになった段階、③離れて暮らす親と面会交流を開始した段階、④離婚後の段階の4つのステージに分けて、それぞれの段階での子どもの気持ちを親に考えてもらう内容になっている。

後半は、グループワークで、面会をする立場、面会させる立場の親が集まって、それぞれの不安や悩みを披露し合う。夫婦を同時に同じセミナーに入れることはしないので、相手に遠慮したり警戒したりすることなく語り合うことができ、自分とは異なる立場の親の視点も冷静に受け止め、理解を深めることができる。

当事者からは、「子どもの気持ちが切なかった。両親より子どもの方が悩んでいることがよく分かった。」という感想や「来週初めて面会するが、心構えができてよかった。」など、子どもの心情や面会交流の意義に関して理解が深まったという感想が聞かれる。また、グループワークでは、「逆の立場の人の気持ちが分かった」とか「他の人の話を聴いて、気持ちが和んだ」などの感想も聞かれる（FPIC 2017）。

2 かるがも電話相談

二つ目は、面会交流に特化した個別の電話相談である。「別居親の要求が過剰で困っている。」「子どもが会いたがらない。」「子どもに会いたいが、同居親が拒

否している。」など様々な相談があり、個別の事情に応じた助言を行っている。なかには、対立している一方の親の攻撃を繰り返し、子どもの生活や心情に目が向かなくなっている親もいる。また、面会の取り決めを勝ち負けのように捉えている人もいる。面会交流は、子どもの利益が最優先であることを伝えながら、必要な助言をしている。

3 個別契約による面会交流支援

三つ目は、個別契約による面会交流の支援である。東京ファミリー相談室での支援を検討している当事者は、まず事前相談を受け、それを踏まえて合意書を作成したり、調停で取り決めをしたりした上で、FPICとの支援契約を結ぶという流れになる（FPIC 東京ファミリー相談室 2023）。

FPIC 東京ファミリー相談室での面会交流支援の実情を見ると、2023年度は、事前相談の申込みが187ケースあり、昨年度より若干増加している。2023年度に新たに面会交流の支援を開始したケースは115件あり、2022年から継続して支援しているケース478件と合わせて593件の支援を行っており、1年間で支援した面会交流の回数は、延べ3233回となる。

しかし、全国の2023年の離婚件数は、187,798組である（厚労省 2024）。また、面会交流の調停事件は、ここ10年間で約1.5倍に増加しており、2022年は、全国で12,876件の調停の新受があった（最高裁 2024）。これらを考慮すると、支援団体が介入しているのはごく一握りと言える。支援を行う機関も徐々に増えて、法務省の提示している一覧表（法務省 2024）には、全国59箇所が掲載されている。しかし、申込みや相談が増えて、支援員の確保等が必要に迫いつかなくなっている。また、東京近郊以外の当事者からの相談もあるが、近くに支援機関のない地域もある。さらに、支援機関の利用は、有料となるので、利用したくても、経済的な理由から利用を躊躇している人もいる。

5 面会交流支援の実際

FPICの面会交流の支援は、両親が自力で実施できるようになることを目標にした子どものための応急的な支援である。父母の合意を前提に、FPICの枠組（支援形態、回数等）に基づいて支援をしている。FPICでは、内容によって、付添い型、受渡し型、連絡調整型の3つの種類があり、さらに、短期の支援やオンラインによる面会交流のサポートも必要に応じて実施している。

1 事前相談

FPICの面会交流支援の利用を考えている父母は、まず事前相談を受ける。相談では、当事者の紛争の現状

を確認し、具体的な FPIC の援助のやり方やルール、費用などを説明する。その中で、FPIC の支援は、子どもの利益を最優先にした支援であることを当事者にしっかり納得してもらうことが大変重要で、後のトラブル防止にもなる。

相談には、いろいろな紛争状況の当事者が来所する。まだ、調停を始めたばかりで父母の主張に大きな隔たりがあり、解決の方向が定まっていない場合から、第三者機関を活用して面会交流を実施することで、ほぼ合意ができている場合まで様々である。すぐに支援を開始できない場合もあるが、事前相談は、今後の話し合いや合意形成に向けたガイダンス的な役割も果たしている。

最近では、別居している父や母が、調停進行中であっても早期に子どもに会いたいと主張し、継続的な面会交流の合意はできないけれども、まず1回もしくは2回の短期支援を希望して相談に来る場合もある。

民法改正の議論の中では、父母が別居中の親子交流は、できるだけ早い段階で実施することが望ましいとされ、試行的実施も明文化された。家庭裁判所調査官が関与して家庭裁判所において実施される事案では、審理の全体像を見通した上で、試行の目的や方法が検討されているが（小澤ほか 2020）、別居親が久しぶりに子どもに会うため、うまく子どもと関われないことが懸念される場合などに、面会交流の円滑な導入を目的として試行が実施される場合には、支援機関が活用されることも想定される。

これまで FPIC の短期支援は、「自力での実施が可能と考えている場合の自立に向けた予行演習」と位置付けてきたが、今後、試行的実施の要望にどのように対応していくか検討していかななくてはならない。

2 支援の開始

父母双方が事前相談を受け、当事者間の合意書や調停調書ができた段階で初回の面会交流の日程を調整する。そして、初回の面会交流の際、当事者双方と FPIC との契約を交わす。

初回の面会交流は、原則として東京相談室の児童室で1時間を超えない時間で実施する。その理由は、別居親が子と円滑な面会交流を行うことができるか、子が安心して別居親と遊んだり話したりすることができるかなど、今後、子の利益になるような面会交流が行われるかどうか観察しながら支援していくという目的があるからである。その後は、子どもの希望や当事者の都合を踏まえて、面会交流の日時や場所を決めていく。

3 子どもへの関わり

ア 事前の情報収集

支援者は、初回の面会交流までに、父母双方から、

子どもの発達の状況、性格や特性、興味関心のある事柄、アレルギーの有無などを聴取しておく。子どもが片親と離れた時期、そのときの子どもの年齢、別居後の交流状況、別居について子どもにどのように説明しているのかなどの情報は非常に重要である。家庭裁判所調査官の調査が実施されている場合には、当事者から調査報告書の写しを見せてもらい参考にすることも多い。これらの情報を踏まえて、当日の面会交流の段取りをする。

イ 同居親との分離

FPIC では、面会交流の場に同居親は同席させていない。協力して面会ができずに第三者機関を利用している当事者の場合、父母双方が同席すると緊張状態となり、子どもが双方の親の顔色を見て、板挟みになるおそれがあるからである。

子どもが低年齢で、別居親の記憶もなく、同居親との分離が困難な場合もある。子どもが初めて来る児童室にも警戒して同居親と離れない場合もある。そのようなときには、まず同居親に子どもが興味のある玩具などを使って遊んでもらい、子どもの緊張や不安がやわらぐのを待って支援者が加わり、子どもの表情を見ながら徐々に同居親との分離をはかる。その際、子どもに、同居親は別のところで待っていること、別居親と遊んだ後、同居親と一緒に帰ることを子どもに分かる言葉で、子どもの表情を見ながら、ゆっくり丁寧に説明をする。場合によっては、同居親の待っている部屋を見せて、ここで待っているから心配ないことを重ねて説明する。

ウ 子どもへの説明と意向の把握

初回の面会交流の当日、子どもに対して、面会交流に関する説明や導入を子の年齢に応じて行う。その際には、齋藤ほか（2016）による「子との面接に関する着眼点リスト」なども参考にしている。

日本加除出版編（2021）の実態調査によると、離婚・別居時の父母からの説明について、父からの説明が「どちらかといえばなかった」「なかった」は、62.3%、母からの説明も「どちらかといえばなかった」「なかった」は、37.7%であり、父母からの子どもへの説明があまりなされていないことが指摘されている。支援をしている事例の中にも、面会交流の調停が成立して交流は開始しているけれども、離婚の調停は不成立となって訴訟をしている事案などでは、子どもは、父母の離婚について説明を受けておらず、別居はしているものの、父母がこれからどうなるのか、すでに離婚しているか否かも分からないことがある。

子どもの年齢が就学前後になると、両親がもう一度仲良くなって一緒に暮らすことができるので

はないかという和合幻想を抱いて、両親の仲を取り持とうとする子どももいる。また、父母の激しい対立を感じ取った子は、双方の親との間で忠誠葛藤を感じる。子どもは、同居親の前では、別居親との面会に行きたくないと言うが、面会では実に楽しそうな笑顔で別居親と遊び、また同居親の元に戻るとつまらなそうな表情を見せるというようなことは、支援をしているとよく見られることである。どちらも実際の子どもの姿であるが、一方しか見えていない親が紛争下にある子どもの特徴を理解していないと、同居親は、子どもは面会を嫌がっていると主張し、別居親は自分とは楽しく遊んでいたの、子どもの拒否は同居親の影響であると批判し、対立がさらに激化し、子どもの板挟み状態を高めることになる。

面会交流を継続していく中で、子どもが内に秘めた思いを支援者に漏らすことも多い。支援者は、子どもの声に耳を傾け、子どもに寄り添うように心掛けている。たとえば、引渡しの際、監護親である母親と別れると、「どうしてママと一緒に来ないの？ 来ればいいのに」という発言があったり、「パパとママと、またみんな一緒に暮らしたい。」という願望が語られたりする。子どもとの会話は、言葉遣いや聴取りの環境にも配慮して丁寧なコミュニケーションをとり、子どもの思い通りにならないことも、できるだけ子どもと対話して、子どもの思いに寄り添うようにしている。

聴き取った子どもの声をどのように親に伝えていくかも重要である。子どもが安心して支援者と話ができるようにするためには、子どもの複雑な心情や立場に十分な配慮が必要であり、親への伝え方を子どもと相談する場合もある。

「民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」では、子の養育に関する事項の決定場面において、子自身の意見が適切に反映されるよう、専門家による聴取り等の必要な体制の整備などについて検討を行うこととされた。支援者は、子どもの思いや意見を踏まえた面会交流を行うよう努めているが、紛争下にある子どもの心理は複雑であり、これまで親から受けてきた説明内容や、子どもの発達段階にも影響されるので、子どもの意向の聴取りには、専門的な知見や技法が求められる。支援者もそうした研鑽を積んでいくことが課題となっている。

4 親への関わり

ア 日時、場所等の事前調整

面会交流について、第三者機関の支援を求める親は、長い間紛争状態を続けていて、相手に対す

る不信感が強く、面会交流について、父母双方から様々な要求や不満が出る。

前日に、子どもの体調不良で面会がキャンセルになることはよくあるが、別居親は、不信感が強く、「自分に会わせたくないんだ」と同居親を攻撃する場合がある。そのような時は、子どもは体調を崩しやすいこと、保育園で現在流行っている感染症のことなど、子どもについての情報や知識を提供することで、理解を促すよう努めている。

また、同居親は、相手から不本意な場所での面会を要求されたり、面会時間を長くするよう求められたりすると、「離婚の際、無理矢理、面会を決めさせられた。自分は面会をさせたくないかった」などと述べて、合意について納得していない様子を示すことがある。誕生日のプレゼントのことなどでも、相手がいかに関心度であるかを蕩々と述べ始めることがある。支援者は、同居親の心情も受け止めながら、対立構造が再燃しないよう配慮して、面会交流への意欲を引き出すように努めている。

イ 交流場面

別居親は、交流の場では、子どもに一生懸命関わろうとするので、子どもは、別居親と喜んで遊ぶことが多い。ただ、別居親の中には、ほとんど育児に関わらないうちに別居している親もいて、子どもに関する知識や対応のスキルが不足していることがある。例えば、子どもがブロックで作品を作りあげ、得意げな表情を見せた時にも、別居親からコメントが出ないので、支援者の方から「すごいですね」と別居親に声掛けして、子どもをほめるよう促すこともある。

低年齢の場合、別居親への抵抗はあまり見られないが、急に抱きしめたり、涙を流して一方的にしゃべり続けたりすると、子どもは驚いて動揺し、緊張した表情を見せることもある。そのような時は、支援者ができるだけ柔らかい表情で和やかに言葉掛けをし、深刻な雰囲気にならないよう配慮して、別居親に子どもと自然に遊ぶよう促す。

また、別居親には、事前に、子どもの言葉はオウム返しにして一旦受け止め、子どものペースで会話するよう助言しているが、子どもを目の前にすると、別居後の生活を心配して、「ちゃんと学校に行っているか？」「友達はできたか？」など次々と質問を浴びせることがある。子どもは、尋問を受けているような気分になって固い表情を浮かべるので、支援者が介入して別居親に遊びを促し、子どもが楽しい時間を過ごせるよう関わる。

ウ 終了後

監護親は、面会交流終了後、子どもに「どうだっ

た？」と声掛けすることがあるが、監護親には、面会の状況を細かく尋ねるのではなく、温かく迎え入れるよう助言している。子どもは緊張したり、興奮したりして疲れているので、労ってほしいと伝え、夜泣きや不眠も起こり得ることであることを説明し、冷静に受け止めるよう促している。

支援者として、子どもの監護に影響のあるような情報はきちんと伝達するが、別居親がどのように話し掛け、子どもがそれにどのように答えたかなど、交流場面の内容は基本的には監護親に伝えない。交流場面でのやり取りから紛争が再燃することを避けるためであり、子どもが双方の親に気を遣って、対応を使い分けている場合もあるので、子どもの立場にも配慮するためである。

面会交流を継続していく過程で、子が別居親との面会を拒否するようになることがある。小澤ほか（2020年）は、子が別居親を拒否している事案では、その背景事情について父母が共通認識を持つことが出発点となり、子の拒否緩和に向けてそれぞれがすべきことを考えられるようにすることが重要であるとしている。支援者としても、子が拒否の感情を示した時には、子の反応の背景を父母が冷静に受け止めて、共通認識を持って、協力していく態勢を築いていけるよう支援しなくてはならないが、かなり困難な状況に直面することも多い。

6 支援から見えてくる課題

面会交流の支援の現場から、別居や離婚時の課題も見えてくる。

FPICの支援は、当事者間の合意を前提として開始しているが、父母が対等な関係で、子どもの利益を考慮し、十分な話し合いが行われたケースばかりではない。面会交流について、実は相互の理解や意向がかけ離れていても、離婚することを優先して、十分な協議をしないまま離婚してしまったり、紛争が激化することへの恐れや疲労感から、妥協して合意したり、実現自体が難しい、または継続が困難な面会交流の取決めをしたっていることがある。

当事者が子どもに目を向けて、子どもの利益を考え、実質的な話し合いをし、双方が納得する解決をすることが、その後の円滑な親子交流につながっていく。そのために、別居時から、当事者に情報や相談の場を提供し、子どもの専門家も関与して適切な協議がおこなわれるような仕組みの構築が必要である。

さらに、離婚後も、支援が必要な当事者は多い。両親の紛争に巻き込まれ、事情の分からないまま親の顔色をうかがっている子どもに対して、適切な説明を行ってそ

の意向に耳を傾ける専門家の関与が必要である。また、親子交流の際に、同居親の抵抗や別居親の不信感などから生じるトラブルに対処し、子どもの利益を最優先していくよう親を支援していくことも必要である。

FPICでは、公益社団法人として、面会交流支援事業や養育費等相談支援センターの活動において、別居や離婚の紛争の下で子どもを抱えている当事者たちの支援に努めているが、支援を必要とする人たちが、だれでも支援を受けられる公的なシステムの構築も必要であろう。

山口（2018）は、オーストラリアのFRC（Family Relationship Center）を踏まえて、日本版FRCの構想を取り上げている。合意形成機能は、中核としての裁判所とADRに集中させ、相談、情報提供、親ガイダンス等を行う前方支援機関と、離婚後の履行確保や面会交流の支援、医療的ケアを行う後方支援機関を連携させていくことが想定されている。

家庭裁判所、弁護士、地方自治体、民間団体がネットワークを形成し、子どもの利益の実現に向かって、連携していくことも必要となってくるであろう。

注1「親子交流」と「面会交流」について

家庭裁判所では、現在も「面会交流」という名称を使用しているが、「民法等の一部を改正する法律」では、「親子交流」が用いられている。養育費等相談支援センターでは「親子交流」を使用しているが、FPIC全体では、「面会交流」も使用している。本稿においては、両者が混在しているが、同じ意味で使用している。

<引用文献>

- 公益社団法人家庭問題情報センター（2024）家庭問題情報誌「ふぁみりお 第91号特別号」<https://fpic-fpic.jp/doc/familio/familio091.pdf#page=6>、（参照 2024-08-22）
- 公益社団法人家庭問題情報センター（2017）「親子の面会交流の円滑な実施に関する調査研究報告書」<https://warp.dandl.go.jp/info:ndljp/pid/11118219/www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000183795.html>、（参照 2024-08-22）
- 公益社団法人家庭問題情報センター東京ファミリー相談室（2023）「面会交流支援の案内」http://fpic-fpic.jp/doc/menkai_kouryu8.pdf、（参照 2024-08-22）
- 厚生労働省（2024）「人口動態統計速報」（令和6年4月分）<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/s2024/04.html>、（参照 2024-08-22）
- 小澤真嗣ほか（2020）「子の利益に資する面会交流に向けた調査実務の研究」裁判所職員総合研修所編（27）,1-388
- 最高裁判所事務総局家庭局（2024）「家庭裁判所事件の概況(1)家事事件」家庭の法と裁判（49）日本加除出版,181-204
- 齋藤友由樹ほか（2016）「子の意思把握の調査の充実にに向けた調査方法の研究」裁判所職員総合研修所編（22）,19-127
- 日本加除出版編（2021）「未成年期に父母の離婚を経験した子どもの養育に関する全国実態調査とその分析」日本加除出版
- 法務省民事局（2024）「親子交流支援団体等（面会交流支援団体等）の一覧表」<https://www.moj.go.jp/content/001418659.pdf>、（参照 2024-08-22）
- 山口恵美子（2018）「面会交流実施援助者から見た養育費・面会交流の課題と展望」養育費相談支援センター（養育費・面会交流に関する制度的諸問題）,75-89
- 養育費等相談支援センター編（2023）ニュース・レター 29号 <https://youikuhi-soudan.jp/pdf/newsletter29.pdf>、（参照 2024-08-22）

親の離婚・別居を巡る子の利益 ～子の意見表明に着目して～

池田清貴（くれたけ法律事務所・弁護士）

要旨

親の離婚・別居の際に守られるべき子の利益の一つに、意見表明権が保障される利益がある。

親の紛争が家庭裁判所に持ち込まれた場合には、子の意見表明権を保障するための一定の制度的担保がある。家庭裁判所の子の意思の把握に努める義務、子に対する必要的陳述聴取、子の手続参加、「子どもの手続代理人制度」などである。子どもの手続代理人の活動では、子どもと代理人が相互的・継続的な関わりを通じて、家庭裁判所調査官と共に、子の主体性を尊重した調整がなされている。

他方、こうした裁判所の手続が採られない場合、つまり協議離婚の多くの場合には、子の意見表明権の保障は専ら親の裁量に任されているのが現状である。制度的担保が何ら存在しない。

2024年民法改正では、親子関係の基本的な規律として、養育における子の意見の尊重の義務を親の責務として定めるかという議論がなされたが、実現はしなかった。今後の課題である。

キーワード：子の利益、子どもの意見表明権、子どもの手続代理人、親の責務

はじめに

民法766条1項は、父母が協議上の離婚をする際、子の監護について必要な事項を定めるに当たっては、子の利益を最も優先して考慮しなければならないと定める。本条は、裁判上の離婚の場合に準用され（民法771条）、実務上、別居の場合に類推適用されている（最決平成12年5月1日民集54巻5号1607頁）。

ここでいう「子の利益」としては、①養育能力があり、愛情深い親に養育されること、②それまでの生活環境ができるだけ維持され、かつ、安全で安心した日常生活が守られること、③別居親から養育費の支払いを受け、生活水準ができるだけ維持されること、④それが可能な事案では、親子交流を通じて別居親との有意義な関係が維持されること、⑤父母から、遅すぎることはない適切な時期に、離婚の意味、離婚後の親子関係などについて、年齢に応じた言葉で説明を受けること、⑥適切な時期に、適切な援助と配慮を受けつつ、子が意見や気持ちを聞かれる機会を保障され、表明された意見や気持ちが真摯に考慮されること、⑦父母間の離婚を巡る紛争は、合意による速やかな解決が目指されるべきことなどが挙げられる。

いずれも重要な利益であるが、本小論では、子どもの意見表明に関する⑥の利益を中心に検討を試みたい¹⁾。

1 子どもの意見表明権

上記の子の利益⑥は、子どもの意見表明権に関わるものであるが、この権利については子どもの権利条約12条が次のように定めている。

第12条

1

締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

2

このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

まず1項で、子どもの意見表明権の保障と示された子の意見の真摯な考慮について定め、これを実効化するために、2項で意見を聴かれる機会の保障を定めている。

子どもは、発達途上にあり、自己に関わる事項の決定をすべて自分でできるわけではない。大人がそれを支援し、あるいは子どもに代わって決定する場合がある。その場合に子どもの権利主体性を維持する手段が、当該決定への参加としての意見表明権である。そのため、子どもに特有の権利といえる。

ところで、意見表明権の保障については、子どもは未だ十分な判断能力がないため、その意見を聞き入れては却って本人の最善の利益に反するのではないかという懸念が示されることがある。この懸念は、子どもの意見表明権と最善の利益との関係を問うものといえる。この点については、子どもの権利条約に関する国連子どもの権利委員会による一般的意見第12号パラグラフ74が参考になる。そこでは、子どもの最善の

利益（同条約3条）と意見表明権との関係について、次のように述べている。

74.

第3条と第12条との間に緊張関係はなく、2つの一般原則の補完的役割が存在するのみである。一方が子どもの最善の利益を達成するという目的を定め、他方が子ども（たち）の意見を聴くという目標を達成するための方法論を用意している。実のところ、第12条の要素が尊重されなければ第3条の正しい適用はありえない。同様に、第3条は、自分たちの生活に影響を与えるあらゆる決定における子どもたちの必要不可欠な役割を促進することにより、第12条の機能性を強化している。

仮にある子どもにとって所与の最善の利益があったとすれば、たしかに、子どもの意見がそれと対立する場合があります。両者に緊張関係が生じ得るかもしれない。しかし、実際は、所与の最善の利益などは存在せず、その子どもにとっての最善の利益は、その意見を聴き、真剣に耳を傾けることの先にしか浮かび上がってこない。上記パラグラフは、そのことを述べているものと思われる。

2 父母の離婚・別居の場面における子の意見表明

かかる子どもの意見表明権は、父母の離婚又は別居の場面において、どのように保障されているのであろうか。

(1) 制度的な手当て

まず、子どもの権利条約第12条は締約国を名宛人とするものであり、公的機関が子どもに関連する決定をなす際の義務を定めたものといえる。そこで、家庭裁判所が親の離婚や別居に際して、親権や監護権について何らかの決定をする場合に、子の意見表明権が保障されなければならない。そのための制度として以下のようなものがある。

ア 家庭裁判所の子の意思の把握に努める義務

家事法65条（同条を準用する258条）は、未成年の子がその結果により影響を受ける 審判や調停の手続において、家庭裁判所は子の意思の把握に努めるものとし、子の年齢及び発達の程度に応じてその意思を考慮する義務を課す。

イ 子の必要的陳述聴取

以下の家事事件においては、15歳以上の子の意見聴

取が義務付けられている。

- 子の監護に関する処分（養育費除く）（家事法152条2項）
- 養子縁組許可（同法161条3項1号）
- 特別養子縁組離縁（同法165条3項1号）
- 親権喪失、親権停止、管理権喪失（同法169条1項1号）
- 親権喪失、親権停止、管理権喪失の取消（同法169条1項2号）・親権・管理権の辞任、同回復許可（同法169条1項3号、4号）・未成年後見人、同監督人選任（同法178条1項1号）
- 氏の変更許可（同法229条1項）
- 児童福祉施設等入所措置承認・更新（同法236条1項）

ウ 子の手続参加

子が自ら手続行為を行うことによって、自己の意見を表明することができる。

親権制限（民法834条、834条の2、835条）や未成年後見人選任（民法840条1項）など²⁾、実体法上、子自身に申立権が認められている事件については、家事法により子に手続行為能力が認められ（家事法168条3号、同177条2号など）、子は当該事件の申立てができる。

また、父母間の子の監護に関する処分（養育費を除く）の事件（家事法151条2号）など、子に手続行為能力が認められている事件類型においては、子は家庭裁判所の許可を得て手続に参加することができる（家事法42条2項、同条を準用する258条1項）。

さらに、たとえば、親権喪失、親権停止、管理権喪失の審判については、子は「その親族」として、即時抗告権がある（家事法172条1項1号から3号）。また、同却下審判についても、子自身に即時抗告権が認められている（同項4号）。

なお、いずれの場合でも、子が手続に関与するためには、子に意思能力が要求される。明文の規定はないが当然のことと解されている。

エ 子どもの手続代理人制度

上記ウにより子が自ら手続行為を行う場合には、必要があると認めるときは、裁判長は、申立てにより、弁護士を手続代理人に選任することができる（家事法23条）。これが子どもの手続代理人制度である。

(2) 子どもの手続代理人の実践

上記(1)エで紹介した子どもの手続代理人の制度の意義について、若干敷衍して検討したい。

子どもの手続代理人の役割としては、(a) 子どものための主張及び立証活動、(b) 情報提供や相談に乗ることを通じて、子どもの手続に関する意思形成を援助すること、(c) 子どもの利益に適う合意による解決の促進、(d) 不適切な養育等に関する対応が挙げられる³⁾。

子どもの手続代理人の活動については、家庭裁判所調査官との異同が問題とされるが、(a) 及び (b) は手続代理人固有の役割、(c) 及び (d) は重なり合う役割であるが、それぞれが本来の役割を果たしつつ協働する関係にある。

子どもの手続代理人は、こうした役割をどのように果たしているのだろうか。その実践については、家庭の法と裁判で連載中の日弁連子どもの権利委員会「子どもの手続代理人のケース研究」が参考になる⁴⁾。そこで挙げられた事例の一つ⁵⁾を紹介したい。

父母の離婚後、子ども A が母と同居している中で、母からの過干渉に息苦しくなり、父との生活を希望するようになった事例である。A は不登校となり、そのことで母と衝突し、児童相談所に逃げ込むなどしたことをきっかけに（一時保護されたが翌日帰された）、父が母に対し、親権者変更・子の引渡しの調停を申し立てた。父は、A を養育したいが、A が母を全面拒否しているとも思えず、A と母が断絶しない形を模索したいと考え、A の利害関係参加を上申した。家庭裁判所がこれを許可し、弁護士会推薦の弁護士を A の手続代理人に選任した。

A 代理人は、A と打合せを行い、A の気持ちや考えを聞いた。A は「ママはうざい。パパはやさしい。パパがいい」等と述べたが、父と暮らした場合の具体的な生活イメージは持っていないようであった。その後、母が、父から A の不登校を強く責める手紙を受け取り、A に強く登校を促したことをきっかけに、A は母宅を出て、父宅に行ってしまった。そして A は父宅近くの学校への転校を希望したため、A 代理人が父母間で調整を行うも、母は飽くまで A が父宅で生活することを拒否した。

こうした状況で、A 代理人、裁判官、調査官でカンファレンスを行い、A の気持ちを尊重して対応すべきであること、A も母も本心ではお互いを思っており、上手にその気持ちを伝えられないでいる部分もあることからその調整もできたほうがよいことが確認され、そのためにも A の気持ちを母へ説明等すべきであるところ、それは調査官が担当することが決まった。

審判期日では、調査官から母に A の心理を丁寧に説明しつつ、学校に通えることを優先したほうが良いことを説明したところ、母はまずは転校手を承諾した。

A は転校し登校できるようになると生活が落ち着いた。また、A は母が転校手続をとってくれたことをうれしかった旨を A 代理人に伝えた。これは A 代理人から裁判所に報告された。

その後、再度、A 代理人、裁判官、調査官でカンファレンスを行い、A が父宅で暮らし、母とも交流を進めるという方針を確認し、A と母のすれ違いを調整することとなった。

調査官が母に A の気持ちを伝えたところ、母は A 代理人に対して、父から責められまいと一生懸命で A の気持ちを考えられていなかったこと、離れて暮らしていても A のことが大事であることなどを語った。A 代理人は、A との打合せにおいて A のその後の気持ちや考えを聞くと同時に、母の気持ちも伝えた。A 代理人は、それを聞いた A の反応を見ながら、A に対し、自分の気持ちを母に直接伝えてみてはどうかと促したところ、A はこれに応じた。こうして A と母との面会が行われ、母として、A の気持ちが理解できたことで、反省するとともに安心もできたため、父への親権者変更と母との定期的な交流を内容とする調停が成立した。A 代理人は、調停の結果を A に伝えた。

本事例では、A と A 代理人との相互的・継続的な関わりの中で、A の主体性を尊重した調整活動がなされた。また、裁判官、調査官とのカンファレンスを踏まえ、手続代理人と調査官との間でそれぞれの専門性や立場を活かした役割分担、協働がなされており、それが適切な事案の解決につながったものと思われる。冒頭で示した父母の離婚・別居の場面における子の利益のうち、④、⑤、⑥、⑦の利益が適切に実現されたといえよう。

3 今後の課題

公益社団法人商事法務研究会「未成年期に父母の離婚を経験した子の養育に関する実態についての調査・分析業務報告書」（令和 3 年 1 月）によれば、「Q14-1 あなたは、父母が別居をするときに、父母に自分の考え・気持ち（本心）を伝えましたか」との問いに、「伝えたいことはあったが、伝えられなかった」が 21.5%であり、「特に伝えたいことはなかった」の 33.5%に次いで多いという結果であった。また、「Q15-1 父母の別居後に、あなたがどちらの親と一緒に住むかについて、あなたは父又は母に意見・希望を伝えましたか」の問いには、「意見・希望はなかった」が 29.7%、「本心を伝えた」が 28.2%であった一方で、「意見・希望はあったが、伝えていない」18.1%と無視できない割合を占めていた。離婚の前段階である父母の別居の場面において、子が自分の意見や希望を十分に表明できていない様子が窺える。

こうした現状も背景として、令和 3 年に設置された法制審議会家族法制部会において、離婚時の親権者指定の場面での考慮要素として子の意見を法律に明記するか、親の責務として子の意見の尊重を法律に明記するかなどの論点が検討された⁶⁾。しかし、父母の離婚・別居の場面において子の意見表明権を明示的に規定することは、子に親を選ばせることにつながり、酷ではないか、父母が子に対し、自分に有利な意見を表明さ

せようとするのではないかといった懸念が示され、改正項目には盛り込まれなかった。

そこで示された懸念はたしかに軽視してよいものではない。もっとも、子どもの手続代理人を担う弁護士の実験からすると、父母の離婚・別居の場面において、強いられることなく積極的に自分の意見を言いたいと考える子どもも意外と多い。父か母かを選べずにただうつつむいているしかないという子どもイメージは、一定程度転換を迫られるものと思われる。また、父母を選ばせることの酷さという点も、関わる大人の関与の仕方大きく変わる。たとえば、父母それぞれの場所での生活状況を一緒に想像し、子どもとしていずれが好ましいかという聞き方をすることで、子どもの負担は大きく和らぐであろう。また、そもそも子どもの意見の対象は、父母いずれと生活するかという点にあるだけではない。いずれで生活するにしても、他の親との交流をどのようにしていきたいか、転校を伴うのであれば新しい生活はどのようなのかといった不安、さらには経済状況に鑑みた進学に対する不安など、子どもは色々な意見や気持ちを抱えている。

こうした意見や気持ちを聞かずに、子どもの利益に適う新しい監護の環境を形作るのは本来困難なはずである。子どもに関わる大人、やはり第一義的には父母が、子どもの意見や気持ちを聞き、真摯に考慮すべきであろう（親による監護という制度の中での制度的アドボカシーといえようか）。また、対立の中にある親だけではその任を全うできない場合もあろう。そこで、外部の専門職が子どもの意見や気持ちを聞き、父母に伝えるという仕組みも整えられるとよい（独立専門アドボカシー）。

父母の紛争が裁判所に持ち込まれた場合には、これらが一定程度制度的に担保されていることは前記のとおりである。他方で、協議離婚の場合⁷⁾は、もっぱら親の裁量に任されており、制度的担保はなんら存在しない⁸⁾。その意味では、協議離婚に限らず、また、離婚の場面にも限らず、親権の有無にもかかわらない親たるものの責務という広くくりであっても、子の意見の尊重を親の責務とする立法が実現するとよかったと思う。今後の課題である。

脚注

- 1) 子どもの意見表明は、適切な情報提供を不可欠とし、また紛争の合意による速やかな解決に結びつくことが多いため、本文中の⑤⑦の利益とも密接に関連する。
- 2) 2024年民法改正においては、親権者変更の申立てを子が行うことができるとされた（改正後民法 819 条 6 項）。
- 3) 日弁連「子どもの手続代理人の役割と同制度の利用が有用な事案の類型」平成 27 年 10 月 31 日（https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/activity/human/child_rights/dairinin_yakuwari.pdf）。これは、日弁連が約 10 か月間の最高裁家庭局との協議を経て取りまとめたものであり、各地の家庭裁判所にも送付されている（拙稿「子どもの手続代理人制度の充実」自由と正義 67 巻 4 号 58 頁）。
- 4) 家庭の法と裁判 44 号 122 頁、46 号 138 頁、48 号 134 頁。
- 5) 家庭の法と裁判 44 号 124 頁。
- 6) 青竹美佳「親権等に関する新たな規律－離婚後の親権についての規律を中心に」家庭の法と裁判 51 号 8 頁（10 頁）。
- 7) 監護者指定や親子交流について審判・調停が申し立てられることがある。また、2024 年民法改正により、親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされていれば、届出の時点で親権者の指定がなくとも協議離婚の届出の受理が可能とされた（改正後民法 765 条 1 項 2 号）。その意味で、協議離婚の場合でも裁判所が関与する場合がある。
- 8) 2024 年民法改正では、協議離婚においても、離婚と親権者指定を切り離し、後者を家庭裁判所で決めることが可能となっている（改正後民法 765 条 1 項）。

親の別居・離婚を経験した子どもの心理的適応に関する研究動向と心理的支援の展望

直原康光 (大阪大学大学院人間科学研究科講師)

要旨

本稿では、親の別居・離婚が子どもの心理的適応に与える影響について検討した日本国内の心理学的な研究を概観する。日本では、2010年代後半以降で研究が増加し、離婚後の父母のコペアレンティング、面会交流、同居親のメンタルヘルスの3つが子どもの心理的適応に関連していることが明らかになっている。これらの研究結果を踏まえ、別居・離婚家族への心理的支援の展望として、親に対する段階的な心理教育プログラムの整備や子ども向けの心理教育プログラムの必要性について論じた。

キーワード：離婚、子ども、コペアレンティング、面会交流、心理教育プログラム

社会的背景

厚生労働省（2024）によれば、日本における年間の離婚件数は2004年に29万件となりピークを迎え、その後は約17万件で高止まりしている。2022年には、年間約16万人の未成年の子どもが親の離婚を経験し、離婚後は妻（母親）が子どもの親権者となるのは約86%である。離婚時には、別居親（別居・離婚後に子どもと離れて暮らす親）から同居親（子どもと一緒に暮らす親）に対して支払われる養育費（子どもが自立するまでにかかる衣食住、教育、医療費などの費用）の取り決めが推奨されている。また、面会（親子）交流（別居親と子どもが会ったり、電話や手紙などで定期的、継続的に交流を保つこと）についても協議することが望ましいとされている（法務省, 2024）。しかし、離婚後の母子家庭において、養育費を受け取っているのは約28%、面会交流を実施しているのは約30%に留まっている（厚生労働省, 2022）。

本稿では、親の別居・離婚が子どもの心理的適応にどのような影響を与えるのかについて、我が国における心理学分野の研究について概観した上で、別居・離婚家族に必要と考えられる心理的な支援の展望について述べる。

親の別居・離婚が子どもに与える影響

親の別居・離婚が子どもに与える影響については、比較的短いスパンで現れるもの（短期的影響）から、長いスパンで現れるもの（長期的影響）がある。短期的影響については、子どもの年代によって子どもに現れやすい症状や心理が異なっている。代表例を挙げると、幼児期後半から学童期前半頃の子どものは、両親の

不和や別居等を自分のせいだと感じやすく、いずれ仲直りをしてくれるはずだと空想して、両親の仲を取り持とうとすることがある。そのため、この年代の子どもには、両親の不和や別居等が「あなたのせいではない」ということを子どもに分かるよう繰り返し説明することが重要である。その他詳細は、最高裁判所のホームページで公開されているビデオ「子どもにとって望ましい話し合いとなるために」子どもの年代別説明編や、小澤（2009）等を参照いただきたい。

これに対し、親の離婚が子どもに与える長期的な影響については、主に欧米において膨大な研究蓄積がある。端的に示すと、長期的な観点から見ると、離婚家庭の子どもは、離婚していない家庭の子どもと比べて心理的適応は良好ではないものの、効果量でみると、大きな差ではないことが分かっている（Amato, 2001）。また、離婚自体よりも親の争いが続く方が子どもに広く大きな影響を与えることが指摘されている（Shaffer, 1998 無藤・佐藤訳, 2001）。そのため、親の離婚を経験した子どもを一括りにするのではなく、その中でも、適応の差を及ぼす要因を見つけ出すことが重要と考えられる。欧米の研究では、離婚後も継続する父母の葛藤、子どもの一緒に暮らす親のメンタルヘルスや養育力、親の再婚などがリスク要因、面会交流が保護要因であることが指摘されている（Amato, 2010; Kelly & Emery, 2003）。Figure 1は、主要な要因を整理したものである。

ただし、日本においては、法制度や文化的背景が欧米とは異なっていることから、独自の研究が求められるが、2000年代には離婚が子どもの発達に及ぼす影響に関する量的研究はほとんど行われてこなかった（本田他, 2011）。家事事件手続法の施行や面会交流の民法への明文化等を受けて、2010年代後半から日本でも研

究が増加しつつある（直原他，2021）ことから、以下、父母のコペアレンティング、面会交流、同居親のメンタルヘルスの3つに着目した研究を概観する。

別居・離婚後のコペアレンティングと子どもの心理的適応との関連

離婚後の父母（元夫婦）の関係性への着目は、Ahros（1981）に始まり、離婚後の父母が子どもを共に育てることは、コペアレンティング（coparenting）と概念化され、様々な研究が行われてきた。離婚後の父母コペアレンティングは、大きく、協力的なコペアレンティング（子育て方針の一致、相互援助、元配偶者からの配慮）と葛藤的なコペアレンティング（父母の喧嘩、他方親の悪口を子どもに聞かせる、子どもを板挟みにする）から構成される（直原・安藤，2021）。

子どもと同居する母親を対象とした調査（直原・安藤，2021）では、葛藤的なコペアレンティングが子どもの行動の総合的な困難さと直接正の関連が認められた。さらに、6か月間の短期縦断調査（直原他，2023）により、葛藤的なコペアレンティングは、子どもの外在化問題に影響を及ぼしており、その逆の子どもの外在化問題は、葛藤的なコペアレンティングに影響を及ぼしてはいないことが確認された。これらの結果から、子どもの心理的な安定のためには、父母の葛藤を抑制することの重要性が改めて示された。

また、子どもと同居する母親および子ども（小学校4年生—中学校3年生）のペアを対象とした調査（直原・安藤，2022）から、親子が評価した葛藤的なコペアレンティングは、子どもの葛藤の抑圧的な受けとめ（父親との交流をためらったり、母親の前で父親の話題を出せないこと）を介して、自己非難・子どもらしさの棄却（離婚に関して自分を責めたり、子どもらしく振る舞えないこと）と心理的な適応の低さと関連してい

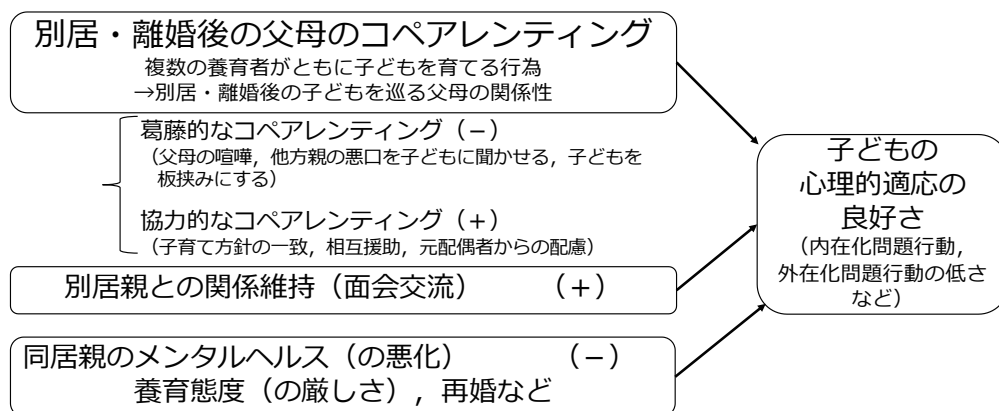
ることが明らかになった。この研究結果から、葛藤的なコペアレンティングが子どもの認知や感情を通じて心理的適応に影響を与えるととともに、仮に葛藤が抑制できなかったとしても、子どもの認知や感情に働き掛けることで、心理的適応の悪化を防ぐことができる可能性を示唆している。

これに対し、協力的なコペアレンティングについては、子どもの心理的適応との直接の関連は認められないものの（直原・安藤，2021；直原他，2023）、子どもが評価する父母からのサポート感と正の関連が認められ、父母のサポート感と子どもの心理的適応との間には正の関連が認められた。すなわち、協力的なコペアレンティングは、親子関係を良好にすることを通じて、子どもの心理的適応の悪化の保護要因となっている可能性が示唆された。

別居親との面会交流と子どもの心理的適応との関連

欧米の研究では、面会交流の有無や頻度などの量的な側面よりも交流の質が重要であることが様々な研究で指摘されている（Adamsons & Johnson, 2013; Amato & Gilbreth, 1999; 横山, 2016）。しかし、日本の研究では、面会交流の有無で子どもの適応の差を比較検討した研究（青木，2011；野口他，2016）が中心であるという課題があった。直原・安藤（2020）では、子どもが面会交流を充実したものと受けとめていたかという別居親との交流を実感できていることと子どもの心理的適応との関連を検討した。その結果、過去に父親との交流を実感できていた子どもほど自尊感情が高かった。さらに、男性の調査協力者のみ、父親との交流を実感できていたほど、子どもらしさの棄却が低いという結果であった。また、稲葉（2023）は、離別母子世帯における別居親（父親）との交流と中学校3年生の自己肯

Figure 1 別居・離婚後の子どもの心理的適応に関連する要因



注) (-) リスク要因 (+) 保護要因

定感との関連を検討した結果、女子において、父親と「友達のこと」について会話する頻度が高いほど、また、父が「自分のことをわかっている」と思えるほど、自己肯定感が高いことを示した。これらの結果から、面会交流は、一般的に、子どもの心理的適応にプラスの影響があると考えられる。ただし、直原・安藤（2022）では、父親との交流実感は、自尊感情や抑うつなどの適応と関連は認められなかった。欧米と比べて面会交流の頻度が高くないことや、調査協力者の特性等が影響している可能性があるが、面会交流と子どもの心理的適応の関連については、さらなる研究蓄積が必要と考えられる。

同居親のメンタルヘルスと 子どもの心理的適応との関連

最後に、同居親のメンタルヘルスと子どもの心理的適応の関連について検討した研究を紹介する。欧米の研究でも、同居親が子どもに及ぼす影響は大きいと指摘されている（Whiteside & Becker, 2000; 横山, 2016）。前述の直原・安藤（2022）では、子どもと同居する母親が評価した自身の心理的適応の良好さは、母親が評価した子どもの適応の良好さと正の関連が認められただけでなく、子どもが評価した自己非難・子どもらしさの棄却と負の関連が示されたことは注目に値する。母親のメンタルヘルスが良好でない場合には、子どもは離婚について自分を責めたり、親に気を遣うなどして、子どもらしく振る舞えないといった気持ちを抱きやすいことを意味しているためである。離婚前後の親のメンタルヘルスケアの重要性が改めて確認できたとともに、親のメンタルヘルスが悪化しないような心理的支援の必要性が示唆された。

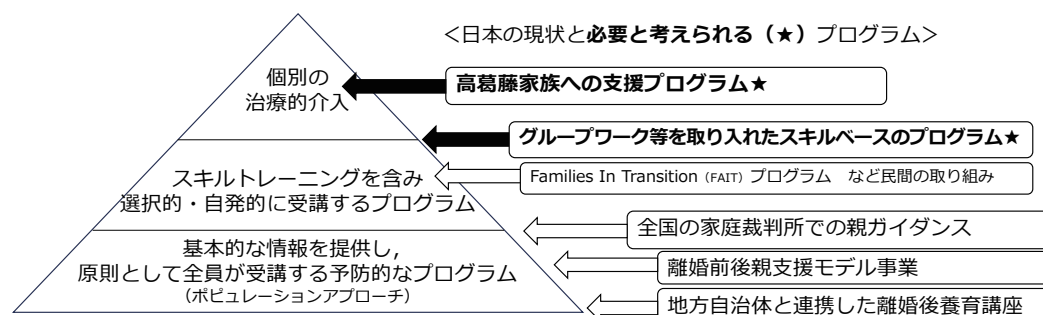
別居・離婚家族に対する心理的支援の展望

以上の研究結果を踏まえ、日本における別居・離婚

家族に対する心理的支援の展望について整理したい。

第1に、離婚前後に父母の葛藤が高まらないよう配慮しながら、父母に対して子どもの利益にかなう取り決めるを行うよう促すことが必要である。そのためには、個々の家族の実情に応じた段階的な心理教育プログラムを整備することが考えられる。Figure 2は、公衆衛生の予防モデルの観点を踏まえて離婚前後の親に対する心理教育プログラムを整理したSalem et al. (2013)を参考に、日本の現状と今後必要と考えられるプログラムを配置したものである。第1段階は、基本的な情報を提供する予防的なプログラム（ポピュレーションアプローチ）である。日本では、離婚前後親支援モデル事業やあるいは家庭裁判所での親ガイダンスプログラム（香川他, 2020）の試みなどがこれに該当する。また、離婚後養育講座（日本加除出版, 2023; 2024）では、地方自治体と連携して、離婚前後の親子に生じやすい心理や、子どもへの説明の方法、話し合っておく必要があることなどをオンライン動画で情報提供するとともに、親自身のセルフケアの重要性や、その方法についても紹介されている。これらの試みが将来的に第1段階のプログラムにつながることを期待したい。第2段階は、スキルトレーニングを含み、選択的・自発的に受講するプログラムで、家族のニーズに応じて第1段階に追加することが想定されている。民間の団体が実践しているFamilies In Transition (FAIT) プログラム（福丸, 2023）などがこれに相当するが、公的な支援としては位置づけられていない。今後、家族のニーズに応じたスキルベースのプログラムの開発や導入が求められる。第3段階は、父母の葛藤が高く子どもが父母の葛藤に巻き込まれているなど、高葛藤ケースにおける個別の治療的介入である。海外では高葛藤家族への支援プログラム実践および効果検証が行われている（Braver et al., 2016）が、日本ではこのような高葛藤家族への介入実践は見当たらない。実践にあたっては、様々な困難さをともなうが、これらの介入プログラムの開発や効果検証についても、検討が必要であろう。

Figure 2 離婚前後の親に対する心理教育プログラム(段階別)



第2に、離婚前後の子どもに対する働き掛けとして、子ども向けの心理教育プログラムの開発や実践が求められる。前述のとおり、子どもの認知や感情に働き掛けることで、子どもの心理的適応の悪化を防ぐことが可能と考えられるため、感情や認知に働き掛けるプログラムが有効であろう。この点、前述のFAITプログラムでは、子ども向けのグループ実践も行われており(福丸, 2023)、さらなる発展が期待される。また、米国では、青年向けのオンデマンド型心理教育プログラムが開発され、効果検証が行われており(Boring et al., 2015)、これらの取り組みも参考になるであろう。

おわりに

2024年5月、離婚後の共同親権を可能とする改正民法が成立し、2年以内の施行が予定されている。海外の法制度や知見を参考にしながら、子どもの利益にかなう制度や支援の在り方を模索する必要がある。本稿では心理学的な観点から述べたが、法学、社会学、精神医学など様々な学問分野の研究者による学際的な研究、あるいは司法関係者との連携協働を期待したい。

<参考文献>

- Adamsons, K., & Johnson, S. K. (2013). An updated and expanded meta-analysis of nonresident fathering and child well-being. *Journal of Family Psychology*, 27, 589-599.
- Ahrons, C. R. (1981). The continuing coparental relationship between divorced spouses. *American Journal of Orthopsychiatry*, 51, 415-428.
- Amato, P. R. (2001). Children of divorce in the 1990s: an update of the Amato and Keith (1991) meta-analysis. *Journal of Family Psychology: JFP: Journal of the Division of Family Psychology of the American Psychological Association*, 15 (3), 355-370. <https://doi.org/10.1037//0893-3200.15.3.355>
- Amato, P. R. (2010). Research on Divorce: Continuing Trends and New Developments. *Journal of Marriage and Family*, 72, 650-666.
- Amato, P. R., & Gilbreth, J. G. (1999). Nonresident Fathers and Children's Well-Being: A Meta-Analysis. *Journal of Marriage and the Family*, 61, 557-573.
- 青木 聡 (2011). 面会交流の有無と自己肯定感／親和不全の関連について 大正大学カウンセリング研究所紀要, 34, 5-14.
- Boring, J. L., Sandler, I. N., Tein, J.-Y., Horan, J. J., & Vélez, C. E. (2015). Children of divorce-coping with divorce: A randomized control trial of an online prevention program for youth experiencing parental divorce. *Journal of Consulting and Clinical Psychology*, 83 (5), 999-1005.
- Braver, S. L., Sandler, I. N., Cohen Hita, L., & Wheeler, L. A. (2016). A randomized comparative effectiveness trial of two court-connected programs for high-conflict families. *Family Court Review*, 54 (3), 349-363. <https://doi.org/10.1111/fcre.12225>
- 福丸由佳(編)(2023). 離婚を経験する親子を支える心理教育プログラム FAIT—ファイト— 新曜社
- 本田麻希子・遠藤麻貴子・中釜洋子(2011). 離婚が子どもと家族に及ぼす影響について—援助実践を視野に入れた文献研究— 東京大学大学院教育学研究科紀要, No.51, 269-286.
- 法務省(2024). 子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ & A Retrieved July 9, 2024, from <https://www.moj.go.jp/content/001322060.pdf>
- 稲葉昭英(2023). 離別母子世帯における非同居父と子の交流が子に及ぼす影響 離婚・再婚家族と子ども研究, No.5, 2-19.
- 直原康光・安藤智子(2020). 別居・離婚後の父母葛藤・父母協力と子どもの心理的苦痛、適応等との関連—児童期から思春期に親の別居・離婚を経験した者を対象とした回顧研究— 発達心理学研究, 31, 12-25.
- 直原康光・安藤智子(2021). 離婚後の父母コペアレンティング、ゲートキーピング尺度の作成と子どもの適応との関連 教育心理学研究, 69, 116-134.
- 直原康光・安藤智子(2022). 離婚後の父母コペアレンティングと子どもの心理的苦痛、適応等との関連: 別居後面会交流を実施していた児童期後半から思春期の子どもと母親の親子対応データを用いた検討 教育心理学研究, 70, 163-177.
- 直原康光・安藤智子・菅原ますみ(2023). 離婚後の父母コペアレンティングと子どもの適応の相互関係—交差遅延効果モデルによる検討— 教育心理学研究, 71, 117-130.
- 直原康光・曾山 いづみ・野口康彦・稲葉昭英・野沢慎司(2021). 父母の離婚後の子の養育の在り方に関する心理学及び社会学分野等の先行研究に関する調査研究報告書 Retrieved July 9, 2024, from <https://www.moj.go.jp/content/001365906.pdf>
- 香川礼子・畔上早月・中山一広(2020). 東京家庭裁判所における親ガイダンスの取組について—現状と課題— 家庭の法と裁判, No.24, 36-42.
- Kelly, J. B., & Emery, R. E. (2003). Children's adjustment following divorce: Risk and resilience perspectives. *Family Relations*, 52, 352-362.
- 厚生労働省(2022). 令和3年度全国ひとり親世帯等調査結果報告 Retrieved July 9, 2024, from https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/fldc19f2-79dc-49bf-a774-21607026a21d/9ff012a5/20230725_councils_shingikai_hinkon_hitorioya_6TseCaln_05.pdf
- 厚生労働省(2024). 令和4年(2022)人口動態統計—VITAL STATISTICS OF JAPAN 2022— Retrieved July 9, 2024, from <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/houkoku22/dl/all.pdf>
- 日本加除出版(2023). 養育費・面会交流の取決め等を促すための自治体における情報提供の在り方及び離婚後の子育てについての情報提供の在り方に関する調査研究業務報告書 Retrieved July 9, 2024, from <https://www.moj.go.jp/content/001395396.pdf>
- 日本加除出版(2024). 離婚後の子の養育の在り方に関する調査研究業務報告書 Retrieved July 9, 2024, from <https://www.moj.go.jp/content/001418953.pdf>
- 野口康彦・青木 聡・小田切紀子(2016). 離婚後の親子関係および面会交流が子どもの適応に及ぼす影響 家族療法研究, 33, 331-337.
- 小澤真嗣(2009). 家庭裁判所調査官による「子の福祉」に関する調査—司法心理学の視点から— 家庭裁判月報, 61 (11), 1-60.
- Salem, P., Sandler, I., & Wolchik, S. (2013). Taking Stock of Parent Education in the Family Courts: Envisioning a Public Health Approach. *Family Court Review*, 51, 131-148.
- Schaffer, H. R. (1998). Making decisions about children (2nd edition). Oxford: Blackwell Publishers.
- (シャーファー 無藤隆・佐藤恵理子(訳)(2001). 子どもの養育に心理学がいえること—発達と家族環境— 新曜社)
- Whiteside, M. F., & Becker, B. J. (2000). Parental factors and the young child's postdivorce adjustment: a meta-analysis with implications for parenting arrangements. *Journal of Family Psychology*, 14, 5-26.
- 横山和宏(2016). 面会交流および共同監護に関する米国等の心理社会的研究の動向 家調協フォーラム, No.290, 47-69.

親の離婚を経験する子どもへの支援

小田切紀子 (東京国際大学教授)

要旨

子どもにとって親の離婚は、親と同様に、あるいは親以上に人生の大きな出来事で、離婚が子どもに与える影響は長期にわたる。しかしながら、親と周囲の大人が、子どもの気持ちを理解し、適切な支援をすることができれば、子どもへの精神的負担は緩和することができる。本稿では、子どもは親の離婚をどのように経験し、どのような支援を求めているのか、社会は何をするべきかについて述べる。

キーワード：親の離婚・別居

1. 子どもにとって親の離婚・別居

国内外の研究から子どもにとっての親の離婚・別居について、多くのことが明らかになっている (Amato, et al., 2011, Weaver, et al., 2015, 菅原, 2012)。長期にわたる緊張した家族の雰囲気、愛着対象である両親の対立、別居、離婚となれば、一方の親との別れ (対象喪失)、引越し、転校など慣れ親しんだ場所や友達との別れ (対象喪失)、新しい家族 (ひとり親家族、再婚家族など) への移行となる。子どもの心身の健康に大切なことは、別居・離婚についての説明 (真実告知)、自分の気持ちや考えを親に伝え、親に受け止めてもらうこと、自分の悩みや気持ちに寄り添ってもらえること、両親の対立に巻き込まれないこと、子どもの重要な人間関係が維持され、新たな人間関係が形成されること、経済的に安定した生活と適切な教育環境が与えられていること、養育者の精神的安定である。

2. 子どもの親の離婚についての理解

子どもは、3歳くらいから長期記憶が発達し始める。しかし、記憶のスパンが短いので、別居親の記憶が鮮明なうちに子ども調査や別居親との交流をする必要がある。3歳以降になり言葉でのやり取りができるようになったら、子どもの年齢に適した言葉で親の離婚について説明し、子どもを安心させることが重要である。3歳以降は、自己意識の発達と共に、自己中心的心性が強くなり、良いことも悪いことも「自分のせい」と考える。「自分がいい子でなかったから、パパ (ママ) が出ていってしまった、パパとママが喧嘩する」と考えて自分を責めるので、親が言葉で説明することが大切である。4歳半以降は、他者の気持ちも理解できるようになる。親に対する思いやりや遠慮をするようになる。「いい子にしていれば、パパとママが仲直りする」と和解幻想を持つことがあるので、元の生活には戻ら

ないことを話す必要がある。小学校低学年になると、認知が発達し、今家族に起きていることを理解できるようになる。その結果として「別居親は自分のことをもう愛していない」、「自分は見捨てられた」と感じたり、父母が元に戻らないことがわかり深く悲しんだり気分が落ち込む。父母は別々に暮らしていても、子どもを愛していることを繰り返し伝えることが大切である。小学校高学年になると、自分を客観的に見る能力や抽象的思考ができ、自分の気持ちを伝えられるようになるので、子どもの意向調査は可能であるが配慮と工夫が求められる。正義感が強く、父母それぞれの立場を考える能力は未発達であり、父母への忠誠葛藤で苦しむことがある。

3. 小児期逆境の体験

フェリッティ (Felita, VJ) らは、アメリカの疾病予防管理センター (Centers for Disease Control : CDC) との共同研究で、小児期逆境の体験 (Adverse Childhood Experiences : ACEs) が、成人期以降の心身の健康にどのような影響をもたらすかについて疫学研究を実施した (Felita, 1998)。ACEs とは、小児期や思春期に経験した精神的または身体的なストレス要因 (親による侮辱、暴言、暴力、性的虐待、ネグレクトの他に、家族の誰からも大事にされていない、家族同士の仲が悪い、誰も守ってくれないと感じた経験) と、子どもの家族における機能不全 (別居や離婚による親との別離、家族内の暴力や暴言の目撃、家族に薬物・アルコール依存やうつ病など精神疾患の罹患者がいる、家族に自傷行為や自殺企図をする人がいる、服役中の人がいるなど) の逆境の境遇のことである。発達早期におけるこのような家庭内の逆境の体験が脳の成長を歪め、幼少期からの対人関係や情緒・認知の発達を損ない成人期のリスク行動が増加し、疾患発症につながり寿命を縮めると推測されている。

日本では、「ひとり親家庭」および「乳児院入所児」の保護者と子どもに関する ACEs 研究があり、親の離婚に至るまでのドメスティック・バイオレンス、子どもの虐待、保護者の精神科受診、保護者の被虐待歴などが、逆境の境遇となることが明らかになった（山崎・野村、2019）。

4. 子どもの意見表明権

2022 年の日本の離婚件数は 179,099 件であり、そのうち未成年の子どもがいるカップルは 52.8%、子の数は 161,902 人である（厚生労働省「人口動態調査」）。2021 年法務省の「協議離婚制度に関する調査研究業務報告書」によると、離婚全体の約 85% を占める協議離婚では、親権者や養育費の決定や面会交流の実施は親の話し合いに委ねられ、子どもの気持ちや意見を聞くことも親に任されている。しかし多くの父母は相手に対する嫌悪感情が強く、これらについて協議せずに、あるいは話し合っても合意できずに別居・離婚に至っている。2021 年法務省の「未成年期に父母の離婚を経験した子の養育に関する実態についての調査・分析業務報告書」によると、別居当時の理解・認識・気持ち・子どもの意見については、「自分の本心を双方又は同居親に伝えた」26.1%、「伝えられなかった」21.5%、「伝えることはなかった」33.5%と、伝えたのは少数である。伝えた内容は、「別居しないで」26.8%、「早く別居して」24.4%、「親の考えを聞きたい」34.0%、「自分の考えを聞いて」20.6%、「子どもを巻き込まないで」17.7%であった。「いずれと暮らしたいかについて、本心を言えた」28.2%、「伝えたが本心ではない」9.9%、「伝えていない」18.1%。伝えたが本心ではない理由としては、「父母双方に配慮」36.7%、「同居親に配慮」60.0%、同居親への気遣いが多い。「どちらと住むかについて希望どおり」50.0%、「希望どおりではなかった」32.5%、であった。子どもが希望する支援や制度として、「精神・健康のチェック」44.3%、相談窓口の設置 42.9%、子どもの権利のための法整備 37.4%、子の代理人制度 26.7%、広報・啓発活動 30.9%、であった。2022 年に児童福祉法が改正され子どもの「意見表明等支援事業」が新設された。従って、協議離婚においても、研修を受けた専門家が子どもの声に耳を傾ける必要がある。

子どもの声を聴く目的は、現在の生活、面会交流、親の対立を子どもがどのように経験しているのか、将来どうなっていきたいと思っているのかを聴いて、親に子どもの考えや気持ちを伝えて、親に子どもの視点から親の対立や離婚・別居を考えてもらうためである。現状では、子どもの声は親にフィードバックするが、親が子どもの気持ちを聞いてどのように反応したかについては、子どもにフィードバックする機会はない。

・海外の子どもインタビュー調査

カナダの子どもインタビュー調査の研究によると（Birnbaum, 2009）、子どものインタビュー調査をした方が良い場合は、父母が面会交流について合意できないとき、父母が親の紛争が子どもに与える影響について知る必要があるとき、子どもが、自分たちの気持ちや考えを伝える能力があるとき（概ね 4 歳以上）である。他方、子どものインタビュー調査をしない方が良い場合は、子どもが幼すぎて自分の希望を伝える能力がないとき（概ね 3 歳以下）、子どもが話したくないといっているとき、子どもがどちらかの親の言いなりになっているときである。考慮すべき要因は、子どもの年齢、子どもの認知発達、情緒発達、父母子からインタビューの同意を得ること、子どもの安全を最優先すること、子どもに守秘義務の限界を説明すること、子どもの気持ちや考えについて、親に何をフィードバックし、何をしないのかについて丁寧に検討すること、子どものインタビューの必要な研修を受けた専門家が実施することである。

また、カナダの父母の別居や離婚を経験した子どもたちのインタビューの調査の 35 の調査研究（Birnbaum, Saini, 2012）から、子どもたちは監護に関する父母の紛争に、自分たちも発言の機会を持ち、自分の意見や希望が家族での話し合いで取り上げられるべきだと考えている。さらに、子どもたちは、親が別居・離婚を考えたときにできるだけ早い時期に、子どもに話してほしいと感じており、親が子どもに家族の話し合いに参加する機会を与えることが大切であると報告している。この研究では、両親の紛争から子どもを守るために子どもの声を聴かない保護主義的な考えを見直し、子どもに関わる専門家が、子どもの声を聴くことが重要であると結論づけている。他方で、父母の問題に関わりたくないという子どももいるので、子どもが関わるか否かも含めて、子どもの気持ちを聴いてほしいと述べている。

専門家求められること

子どもの心情、意向、意思を聴き取るのは容易ではない。一般的に、子どもは 2-3 歳頃から、体験したことを話し始め、3-4 歳頃から「誰が、どうした、楽しかった」などの出来事の内容をある程度報告できるようになり、4-5 歳になれば、ある程度一貫した記憶を語ることができる。しかし、子どもは出来事を報告する時、基本的な情報が不明確になることが多く、感情を表す語彙も限られているので、自身の複雑な感情を的確に伝えることは困難である。また、子どもは中学生でも暗示性が高い。

父母の離婚において、子どもも当事者と考え、子どもに関わる問題について子ども自身の意思や気持ちを聴く機会を与え、それを解決の道筋に反映させる必要がある。

る。日本では、子どもの権利条約にある「子どもの意思表明の権利」「子どもの意思の尊重」という言葉が、周囲の大人に都合よく解釈されている印象が否めない。「子どもは意見を言う権利がある」というよりも「子どもは話を聴いてもらう権利がある」のであり、子どもの揺れ動く気持ちが丁寧に理解されることが肝要である。子どもの意思を尊重することの重要性はいうまでもないが、子どもの発言や考えや気持ちは、状況や場面、相手との関係性によって変化する。子どものおかれている状況や心情を理解せずに「子どもの意思」をめぐる親が争い、子どもの発言を利用することは、子どもの心を深く傷つける。

子どもが自己表現をためらう、あるいは言えない背景として、筆者の経験から次の5つが考えられる。1. 自分の考えがわからない、何を言いたいかわからない。2. 自己表現をした場合の結果や周囲の大人の反応にしすぎる。3. 何かを表現していいと思っていない、そういう権利があると思っていない。4. 大人に逆らってはいけない、こうすべきだという固定した考えや思い込みがある。5. 自分の気持ちや考えを伝えるスキルが不足している、である。

子どもの意見や話を制度上、あるいは立場上、専門職として聴かなければならない場面がある。例えば、家裁調査官は離婚紛争中の親権者の指定や面会交流について、裁判官から子どもの意向調査の命令で子どもの意向調査を実施して報告書を提出する。また児童相談所の児童福祉司や児童心理司は、子どもの施設入所に際して、子どもの意見を聴くことがある。子どもの権利条約に明記されている「子どもの意見表明権」を保障する必要があるのは当然であるが、子どもの気持ちを聴く姿勢と技術が専門家に求められている。特に、トラウマを抱えた子どもの話を聴くときには、より専門的な技術が必要になる。子どもは、自分の傷ついた体験を誰かに聴いてもらいたい気持ちと話してもわかってもらえないのではないかという不安や話すことで思い出してさらに傷つくことが怖い気持ちがあり、これらの葛藤から気持ちを表現できないことがあるので、このような子どもの気持ちに寄り添ったインタビュー調査をしなければならない。

私たちは皆、子ども時代を過ごしているので、子どもの気持ちはわかと安易に考えてしまうことがある。しかし、子どもの声を聴くとは、子どもの真意を知ることであり、研修を受けた専門家が、謙虚な姿勢で聴くことが大切である。子どもの話を聴いていてわからないことがあったとき、聞き手の都合の良いように判断したり思い込みをするなど、ときに私たち大人は傲慢になることがある。わからないことに直面したときに、そのわからなさに謙虚に向き合うことは専門家の職務上の倫理である。

親の別居・離婚を経験する子どもの中には、親からほとんど説明もないまま家族関係や家庭生活が大きく変化し、悲しみ、戸惑い、不安を抱えても、同居親や別居親への気兼ねから、何が起きているのか、これからどうなるのか質問することも相談することもできない子どもがいる。耐えて、我慢して、不登校になったり、社会から引きこもる子どもがいる。司法の理不尽さや納得できなさから、法律を勉強したいと思う子ども、あるいは家族とは何なのか、自分の悲しみや喪失感はどうしたら癒せるのかを知りたいと思い心理学を学びたいと思う子どもがいる。親の離婚は、子どもに長期にわたり暗い影を落とすことがある。子どもを父母の紛争から守るという目的のために子どもの意見や気持ちは聴かない保護主義的な考えを見直して、子どもの人格を尊重して子どもの意見表明権を保障すべきである。つまり、離婚のプロセスにおいて、子どもに関わることについては必要な情報が与えられ、子どもに意見や気持ちが聴かれる機会が与えられる社会になるべきであり、それを保障する制度が必要である。

5. 子どもインタビュー調査のパイロットスタディ

海外では、親の紛争下の子どものインタビュー調査の手法が確立され、専門家への研修が行われている。本稿では、筆者が受講した研修のうちアメリカの子どもインタビュー調査（AFCC, 2006）とオーストラリアの子どもインタビュー調査（McIntosh, et al, 2004）の日本への導入を検討するためのパイロットスタディーを報告する（小田切, 2023）。

・アメリカの子どもインタビュー調査（AFCC, 2006）

AFCC（Association of Family and Conciliation Court：国際家庭裁判所／調停裁判所協会）は、子どもの監護評定（child custody evaluation）をするためにガイドラインを作成した。インタビュー調査の内容は、子ども・父親・母親への面接調査の技法、子どもへの心理検査、DVや児童虐待に関するヒアリング方法、養育計画の作成など多岐にわたる。

・オーストラリアの子どもインタビュー調査（Child Beyond Dispute）（McIntosh, et al., 2006, 2007）

子どもインタビューの内容は、子どもが一方の親との別離や両親の対立をどのように体験しているか、面会交流や父母それぞれとの関係についての希望などである。

・方法

対象者：別居・離婚後の父母からの依頼で、子どものインタビュー調査に同意した子ども21人（男児11人、

女兒 10 人)、平均年齢 10.2 歳。

時期：2014 年 4 月 -2023 年 3 月

実施場所：心理相談室

調査内容と手続き：

1 回 30-50 分。筆者の自己紹介のあと、インタビューの目的と父母は調査に合意していることを伝え、父母から今の家族の状況を聞いているが、あなたが父・母との関係や今後の生活についてどう感じているか、どうしたいかを聞きたい。方法はお話し、絵を描く、玩具で遊ぶなどがあることを伝える。あなたから聞いた話をもとに、親、裁判官、弁護士が面会交流や今後の生活について決める。決めるのは大人で、あなたではないこと、および守秘義務について伝える。インタビュー後、子どもから許可を得た内容および報告者の所見を両親に伝える。

・結果

子ども 21 人へのインタビューのうち、2 人へのインタビューの概要を述べる。

ケース 1

父母が別居を経て離婚したあと、子ども（女兒 8 歳）は母親と暮らし、父親は離婚原因となった女性と再婚し、再婚家庭に男児が誕生する。母親は、父親への憎悪が強かったが、子どもが父親を好きなことはわかっていたので、面会交流は月 1 回の頻度で継続した。子どもは、父親との面会交流を毎回楽しんでしたが、異母弟が生まれてから、父親との面会交流を嫌がるようになり、困り果てた父母からの依頼で、子どもインタビューを実施した。子どもは、父親の携帯に入っている赤ちゃんの写真を父親から見せられて「『弟だよ、遊んであげてね』と言われて、びっくりした、悲しかった、パパはもう私のパパではない」と言い、慕っていた父親を異母弟に取られて父親の愛情を失ったと感じていた。

筆者から父母には、子どもは親の離婚と父親の再婚という家族の移行にまだ十分に適応できていない状況で、異母弟の誕生を知り大きな戸惑いと混乱を感じていること、父親にとっては嬉しい男児の誕生であっても、子どもはまだ心の準備ができていないこと、両親が子どものペースを尊重して家族の移行期を乗り越えてほしいことなどを伝えた。

ケース 2

外国人父親と日本人母親の子ども（男児 10 歳）は、父親の母国で父母と暮らしていたが、親の離婚により、子どもは母親と日本に帰国して暮らしていた。裁判所命令でオンライン面会交流をしていたが、半年ほど経つと、子どもが父親と話すことを拒んだため父母双方の弁護士からの依頼で、子どもインタビューをした。子どもは、「ママから、僕がパパのところに行く夢を見て怖くて目が覚めた、『どこにも行かないで』と言われ

て、ぎゅっとハグされた」と言う。

他方で、虫の絵を丁寧に描く子どもに、筆者が「上手だね」というと、子どもは「パパの方がもっとうまいよ、パパは虫のことは何でも知っているんだよ」と自慢げに話し、父親との楽しかったお出かけについて話してくれる。

筆者から父母には、子どもが話してくれた父親に関するエピソードを伝えて、子どもは父親を慕う気持ちはあるが、母親への気遣いから父親との交流を避けているのではないかと伝えた。

・考察

子どもは親の対立を感じとり、同居親の影響を受けながらも、別居親への思慕もあった。子どもの声が親に伝えられ、子どもの視点から両親の紛争を考え、問題解決に向けて話し合いができればよいになれば子どもインタビューの意義は大きい。しかし、別居親が子どもの言ったことに納得できず、同居親の影響だと主張する場合がある。子どもが、同居親の影響を受けることは避けられない。親は、自分たちの対立関係が子どもの心理的負担になっていることを理解し、子どもの苦しみを緩和し、両親への忠誠葛藤から解放してあげるために、親の別居後、できるだけ早い時期に子どもインタビューをすることが大切と考える。

6. 離婚後の親プログラム(親ガイダンス、親講座)

裁判所が関与しない協議離婚が離婚全体の約 90% を占める日本では、地方自治体で親プログラムの受講を義務づけることが望まれる。具体的には、離婚届けを渡す際にプログラムのパンフレットを配布し、受講を促すべきである。厚労省は面会交流支援事業（面会交流と親講座）、こども家庭庁は、離婚前後親支援事業で、地方自治体で親講座を実施しているが、受講は任意であり義務付けられていない。

離婚後の親プログラムは、離婚紛争による子どもへの影響の軽減、離婚後の別居親と子どもの交流の重要性、共同養育のスキルなどを両親に伝える目的で、アメリカで 1980 年代後半に家庭裁判所が中心となって開発された。離婚後の共同親権を導入している諸外国では、裁判所は離婚時に親プログラムの受講を両親に義務付け、または強く奨励している。葛藤が高い父母には、より専門的で治療的な親プログラムがある。

日本は離婚後の共同養育が浸透していないので、離婚が子どもと親に与える影響を知り、離婚後に父親と母親が子どもの養育に継続して関与することの大切さ、両親が争うことが子どもに与えるネガティブな影響を理解し、共同養育に必要な知識やスキルを身につけ、離婚後に元パートナーと協力して子育てをすることが、

子どもだけでなく親のメンタルヘルス にも良い影響を与えることを学ぶことは有益である。

離婚後の養育スタイルは、協調的養育 cooperative parenting 並行的養育 parallel parenting 葛藤的養育 (対立的養育) conflictual parenting、がある。協調的養育が好ましく、葛藤的養育は避けなければならないが、父母が連携して養育をすることが難しい場合は、並行的養育で、父母がお互いに相手の子育てに干渉しない養育方法もある。協調的養育は、両親が自分たちの問題を脇に置き、子どものことを中心に考え、子どもと一緒に育てるプロセスであり、コミュニケーションのスキル、歩み寄り、争いの解決などのスキルが必要になる。

また、離婚は誰にとっても辛い人生の出来事であるので、親自身のセルフケアは重要である。親が心身ともに健康であることは子どもにとっても重要である。自分を労ることを習慣にすれば、結果として子どもとの関係や他の人との関係もよくなる。セルフケアの時間を見つけることは容易ではなかったり、仕事や子育てなどがある状況で自分の時間を確保することに罪悪感を持つかもしれないが、親が健康でストレスが少ない時、子どもにとっても良い親になれる。

再婚は、離婚後に起きる一般的な出来事である。離婚後の家庭からステップ・ファミリーへスムーズに移行するためには、家族の誰かを犠牲にすることなく、新しい家族の習慣やルールを少しずつ作り、家族全員が安心と居心地の良さを感じられることが大切である。

筆者は、アメリカ・フロリダ州の家庭裁判所公認のオンラインによる離婚後の親プログラムの著作権を得て、日本の離婚制度や家族に適応するように改訂して導入し (Odagiri, 2019)、スマホのアプリ版のプログラムも立ち上げた (リコンゴの子育てひろば)。オンラインによるプログラムのメリットは、匿名、無料で誰でも 24 時間いつでも参加できることである。プログラムの周知度を上げ、アクセスしやすくすることが課題である。

7. 親の紛争による子どもへの影響を緩和するために必要なこと

ACEs 研究から、子どもが親の離婚・別居を経験することは逆境的体験となり、成人期のうつ、自殺企図、引きこもりや薬物依存などの心身の健康リスク、あるいは問題行動などが高くなることが明らかになっている。フェリッティらによると、幼児期逆境的体験の一つになり得る児童虐待への対応にかかる費用は、癌・心臓疾患対策への費用より大きく、児童虐待を根絶できればうつ病を 1/2 以下、アルコール依存を 1/3 以下、自殺を 1/4 以下に減少させることができると報告しており、ACEs を有する子どもが大人になる前に、つま

り子どものうちに治療する必要性を強調している。しかし、親の離婚・別居を経験する子どものことを考えると、子どもの心身疾患の早期治療への介入よりも、心身の健康リスクや問題行動が生じないように予防的介入をすることが子どもの福祉の観点から重要である。そのためには、こども家庭庁や厚生労働省は、自治体と連携して離婚を考える親に離婚後の親プログラムを義務化し、親の別居・離婚で悩んでいる子どもたちの相談機関を設置して、都道府県の日本臨床心理士会、日本公認心理師協会と連携して、心の専門家を配置する必要がある。社会全体で親の離婚を経験する子どもを支援していく制度が整備されることを望む。

<引用文献>

- Amato,P.R., Kane,J.B.& James,S. (2011) Reconsidering the “Good Divorce” Family Relations,30,511-524.
- Association of Family and Conciliation Court. (2006). Model Standard of Practice for Child Custody Evaluation.
- Birnbaum,R. (2009) The Voice of the Child in Separation/ Divorce Mediation and Other Alternative Dispute Resolution Processes: A Literature Review. Family, Children, and Youth Section Department of Justice Canada.
- Birnbaum R. & Saini M. (2012) “A Qualitative Synthesis of Children's Participation in Custody Disputes Research on Social Work Practice” .22 (4), Childhood.400-409
- Felitti VJ, Robert FA, Nordenberg D, et al. (1998) Relationship of Childhood Abuse and Household Dysfunction to Many of the Leading Causes of Death in Adults. American Journal Preview Medicine. 14:4:245-258.
- 厚生労働省 (2023) 令和 5 年人口動態統計 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai23/index.html> (2024年8月22日)
- 法務省 (2021) 「協議離婚制度に関する調査研究業務報告」日本加除出版 <https://www.moj.go.jp/content/001346483.pdf> (2024年8月22日)
- 法務省 (2021) 「未成年期に父母の離婚を経験した子の養育に関する実態についての調査・分析業務報告書」公益社団法人商事法務研究会 <https://www.moj.go.jp/content/001346918.pdf> (2024年8月22日)
- McIntosh,J.E., Long, C.M. and Moloney, L. (2004). Child-focused and child-inclusive mediation: A comparative study of outcomes. Journal of Family Studies, 10 (1), 87-95.
- McIntosh, J. E. and Long, C. M. (2006). Children beyond dispute: A prospective study of outcomes from child focused and child inclusive post-separation family dispute resolution, Final Report. La Trobe University.
- McIntosh, J.E., Wells, Y.D. and Long, C.M. (2007). Child-focused and child-inclusive family law dispute resolution: One-year findings from a prospective study of outcomes. Journal of Family Studies, 13 (1), 8-25.
- Odagiri,N., Onishi,M. (2019) Parental Educational Program after Divorce in Japan. 6th Annual Asian Academy of Family Therapy Conference (Singapore). pp25.
- 小田切紀子 (2023) 親の紛争を経験する子どものインタビュー調査—海外の子どもインタビュー調査手法を援用したパイロットスタディー. 第 40 回日本家族療法学会大会、家族療法研究、40 (2)、pp20,
- 菅原ますみ編 (2012) 「子どもの木の養育環境と QOL」金子書房
- 山崎知克・野村師三 (2019) 逆境的小児期体験が子どものこころの健康に及ぼす影響に関する研究. 厚生労働化学研究費補助金総合研究報告書.
- Weaver, J. & Schonfield,T. (2015) Mediation and moderation of divorce effects on children's behavior problems. Journal of Family Psychology; 29, 39-48.

投稿論文

研究論文・研究ノート

日本子ども学会では、2024年3月から2024年8月までに14編の投稿を受け付けました。本誌では、審査により採択された論文3編を掲載いたします。

編集委員および査読者は以下のとおりです。

編集委員

佐藤朝美
(編集委員長)
瀬尾知子
(編集副委員長)
朝倉民枝
石渡正志
梅永雄二
太田美代
大橋節子
北野幸子
木下 真
酒井 厚
榊原洋一
菅原ますみ
眞榮城和美
宮下孝広
渡辺富夫

査読者

朝倉民枝
天野恵美子
安藤寿康
井上知香
梅永雄二
小川淳子
長田有子
北野幸子
木下 真
児玉理沙
小林美由紀
齋藤 彩
齋藤 有
榊原洋一

佐藤朝美
沢井佳子
菅原ますみ
瀬尾知子
田部絢子
所真里子
能田 昂
戸次佳子
眞榮城和美
松本聡子
望月一枝
山名裕子
渡辺富夫

日本子ども学会は「日本学術会議協力学術研究団体」です。

● 研究論文

生活分析的カウンセリングが特別支援学級に在籍する子どもの自尊感情に及ぼす効果について

小西一博 (富山県高岡市立高陵小学校教諭)

要旨

本研究では、ある公立小学校の知的障害特別支援学級（男子3名、女子1名）と自閉症・情緒障害特別支援学級（男子2名）に在籍する子ども計6名を対象として、LAC法を適用した。そして、その効果として対象児の自尊感情にどのような影響を及ぼすかについて検討した。その結果、「一週間頑張りカード」の自由記述欄から、自分の取り組みに対して誇らしげに感じたり、自信をもったりするなど自尊感情の高まりが窺われるような記述内容が多く確認された。このことから、LAC法の適用は特別支援学級に在籍する子どもの自尊感情を高める上で効果があったと推察された。LAC法によって成功を体験したこと、さらに、ご褒美シールや保護者や教師による称賛を通じて自己効力感や自己受容が進み、その結果として自尊感情の向上がもたらされたと考えられた。

キーワード：生活分析的カウンセリング、特別支援学級に在籍する子ども、自尊感情

問題

2007年に特別支援教育制度が施行され、発達障害児への教育が注目されている。学校という集団の中では、発達障害児の障害特性に起因する行動が、周囲にうまく理解されない現状がある（小島, 2013）。そのため、発達障害児は、他者と関わる中でネガティブな感情を受け、自尊感情の低下や自己評価が向上しない可能性が示唆されている（小島, 2013）。低下した自尊感情のもとでは、課題を乗り越える見通しや自信が望めないために、前向きな取り組みが減少し、結果に対する満足感や得られず、自尊感情がさらに低下するという悪循環が生じる（榎本・東迫・立元, 2018）。当然ながら、これは発達障害児だけに限ったことなく、知的障害児にも当てはまることが予想される。なぜならば、自閉症を中核とする発達障害の75%は知的障害を伴うタイプだからである（鶴田, 2017）。2017年4月に公示された特別支援学校小学部・中学部学習指導要領では、その解説の中で「知的障害のある児童生徒の教育的対応の基本」として「児童生徒一人一人が集団において役割が得られるよう工夫し、その活動を遂行できるようにするとともに、活動後には充実感や達成感、自己肯定感が得られるように指導する」（文部科学省, 2018）ことが示されていることから、自尊感情を育む重要性は障害の種類に関わらず重要であるといえる。

昨今、発達障害児や知的障害児の自尊感情形成に関してさまざまな視点から取り組みがされている。例えば、檜和田・藤井・小田原ら（2011）による知的障害

児に対する教育実践や、絹谷（2005）による学校外での発達障害児のグループ活動、小西・稲垣（2005）や小西（2013, 2014）のような学校生活全般における心理的なアプローチなどがみられる。自尊感情回復については、当事者の成功体験を増やし、それに対する他者からの前向きな評価により自分自身にプラスの評価を感じさせることが大切であるといわれている（別府・坂本, 2005；白石, 2007）。また、当事者を共感的に理解し、寄り添う態度で接する他者の存在が重要である（越野, 2011）。特に、教師などの大人が発達障害児に寄り添い、褒めたり勇気付けたりするような言葉かけが自尊感情形成に重要となる（曾山, 2011）。

これらの要素を包含する援助技法として「生活分析的カウンセリング（Life Analytic Counseling：略称LAC（ラック）法）」がある。LAC法とは、松原（1985, 2003, 2009）によって学生相談などの場で活用するために開発されたもので、現在の自己の生活行動を細かく分析し、反省し、何をすべきかを具体的に明確化し、意欲的・目的的に生活できるように援助・助言するカウンセリング技法である。この技法と類似するものとして行動主義的アプローチがあるが、行動療法では人間の具体的な一つの行動変容に主眼がおかれ、操作的・技術的になりやすい。反面、LAC法は来談者とのリレーションを重視し、来談者の価値観を尊重し、生活全体の目標設定をし、行動の変化などに援助・助言を与えていくという特徴がある。西田（2012）は子どもの自尊感情を育むために、自分の成長を見つけて肯定的にとらえること、努力することで自分の力はどんどん高まっていくことを実感すること、子どもが自分の

よさを自覚したり他者から認められていると実感できたりする活動を仕組むことの重要性を説いている。この指摘はLAC法の方針と合致するといえる。また、手島（2014）はLAC法を心理教育的に活用することでメンタルヘルス面が改善するという効果を報告している。これらのことから、LAC法によって、自ら自発的・自主的に行動して自己決定感や動機づけを高めることで、発達障害児や知的障害児の自尊感情に良い影響を及ぼすのではないかと考えられた。LAC法の基本的姿勢である寄り添う態度で教師が接することで彼らの主体的な行動が促進され、さらに、その行動に対して教師から肯定的評価を受けることで彼らの自尊感情が高まっていくと推測された。

そこで、本研究では予防的・開発的カウンセリングの一環としてLAC法を適用することによって、特別支援学級に在籍する子どもの自尊感情にどのような効果を及ぼすかについて検討する。

方法

1. 対象児

ある公立小学校の知的障害特別支援学級（男子3名、女子1名）と自閉症・情緒障害特別支援学級（男子2名）に在籍する子ども計6名を対象とした。対象児は交流学級においてあまり発言することなく、物静かに参加することが多かった。しかし、特別支援学級内では元気に明るく行動することができており、極端に自己否定的であったり、自信を喪失していたりするような姿はみられなかった。したがって、介入前においては治療的カウンセリングを必要としているような対象児の実態ではないと判断できた。

2. 実施者

公認心理師の資格をもつ対象児の学級担任（以下、教師と記す）。特別支援教育に携わり、約20年目になる。

3. 介入期間

教師がそれぞれの学級担任であった期間に行った。そのため、自閉症・情緒障害特別支援学級の対象児に対しては202X年4月から202X+1年3月まで、知的障害特別支援学級の対象児に対しては翌年度の202X+1年4月から202X+2年3月までのそれぞれ1年間、LAC法を用いた介入をした。

4. 手続き

(1) LAC法の適用

本研究では対象児の実態を考慮し、教師と相談しながらLAC図のみを作成し、取り組みの様子を振り返ったり感想を語ったりしながら自己を見つめる活動

を行った。そして、すべきことを記述させ、何が自分にとって重要なものであるかに気付かせ、それへの取り組みを促進していくことに重点を置いた。また、対象児が特別な支援を必要とする子どもであり、長期的な見通しをもった目標を立てにくいことを考慮し、1週間ごとにLAC図を更新した。なお、対象児には「LAC図」という名称は使わずに、親しみやすいように「一週間頑張りカード」と呼び合うことにした（Figure1）。

(2) 「一週間頑張りカード」について

まず、目当てや目標をもって日々の生活を送る大切さについての授業を行った後、「3つの目当てを自分で決めて1週間取り組みましょう」と教示し、「一週間頑張りカード」を配布した。そして、対象児に「一週間頑張りカード」を試みる宿題を課した。対象児は自宅で1日を振り返って3つの目当てを達成できたかを見直し、できた項目に対象児が学習シールを貼った。それを保護者に見せ、チェックしてもらうように指示した。翌日、教師はそれを回収し、目当てが達成されていた場合に教師がトークンとなる学習シールを貼った。そして、この流れを1週間繰り返した。その後、1週間の取り組みを終えて感じたことや思ったことを「一週間頑張りカード」の自由記述欄に記入するように対象児に求めた。

(3) 強化子の工夫

1週間達成し続けると7種類のご褒美シールがすべてそろえるようにした。また、そのご褒美シールの種類を対象児に選ばせた。事前に対象児にご褒美シールのカタログを見せ、ほしいご褒美シールの希望を取った。そうすることで、対象児が全種類を集めるという楽しみをもちながら取り組むことができるようにした。

さらに、「一週間頑張りカード」を対象児に返却する際、目当てが達成されていた場合には、教師は握手をしたり、頭をなでたりして頑張り認め、称賛するようにした。一方、達成できなかった場合には、「実践してみて、どうだった？」と個別に声をかけをし、「どんなことが難しかったの？」などの会話をしながら、実践した時の気持ちや思いを受け止めた。

一週間頑張りカード		学級 年	
日にち	頑張り	日にち	頑張り
1		8	
2		9	
3		10	
4		11	
5		12	
6		13	
7		14	

保護者のサイン

先生のサイン

1週間を振り返って、感想を書きましょう。

Figure1 本研究で用いた「一週間頑張りカード」

5. 支援方針

Rosenberg (1965) は、自尊感情に関する研究で、自己を評価するあり方として「とてもよい (very good)」と「これでよい (good enough)」を区別している。前者は優越性や完全性の感情と関連し、他者よりも優越しているという意味合いを包含している。それに対して、後者は優越性や完全性の関係は含まれず、自らの基準に照らして自分を受容し素朴に好意を抱くという意味合いを示す。そして、後者の「これでよい」と感じる程度が自尊感情の高さを示しているとした (Rosenberg, 1965)。白井 (2015) は Rosenberg (1965) の考えを踏まえ、自尊感情を「自分には能力がある、価値があると実感できること」と定義している。自分には能力がある、価値があると実感できるには、自分にある程度の自信がなければならないであろう。そこで、本介入では LAC 法を通して目的的に行動を起こし、自分が立てた目当てに向けて取り組んだり、それを達成したりすることで「自分を高く評価できる気持ち (伊藤, 2007)」が高まり、自分のことを誇らしげに思い、自信をもてるようにご褒美シールの与え方や称賛の仕方などを配慮した。

6. 分析方法について

「一週間頑張りカード」(計 40 枚) の自由記述欄に書かれた内容をカテゴリー分類することを通じて、LAC 法が対象児の自尊感情にどのような効果を及ぼすのかについて分析した。

7. 倫理的配慮

研究協力校の校長に対して、対象児及び保護者のプ

ライバシーに十分配慮し、不利益が生じないことを口頭で説明し、研究実施について書面による同意を得た。また、研究協力校や対象児のいずれも特定されないことがないように配慮することで、校長および対象児、その保護者に書面にて「公表してよい」と了承を得た。

結果

本研究では、「一週間頑張りカード」の自由記述欄に書かれた内容をカテゴリー分類の対象とした。カテゴリーの形成方法として、KJ 法 (川喜田, 1967) にもとづいて行った。KJ 法の手順として、まず、ローデータを一行見出しに変えてカードに書き写した。次に、カード全体を眺め、共通していると考えられたもの同士をまとめていき、グループに名前をつけるという流れを心理学の専門家とともに進めた。グループを編成する際、記述に使われている言葉や単語にとらわれず、内容によってそれらをまとめることに留意した。また、トップダウン式ではなく、ボトムアップ式で分類するように心がけた。つまり、小分けから大分けへと進み、既存の概念にとらわれないように意識しながら作業した。最後にグループ間で関連があると考えられたものについてはカテゴリー化を繰り返した。その結果、「意欲」、「感情・認知」、「達成」のカテゴリーが生成された。なお、具体的な記述例を Table1 に示した。次に、対象児ごとに記述内容を 3 つのカテゴリーに分類し、さらに肯定的内容と否定的内容に二分した (Table2)。

加えて、独立して行われた 2 名による分類の一致係数を検討したところ、十分な信頼性が確認された ($k = .92$, 一致率 96.0%)。そこで、生成された「意欲」、「感

Table1 自由記述欄への記入例

	肯定的記述	否定的記述
意欲	- 次は頑張りたい。 - 宿題を頑張った。 - おもちゃの片付けを頑張っている。 - これからは目当てを頑張りたい。 - 来週は〇個目指して頑張る。 - 目当てをけっこう頑張れた。 - 嫌いな菓を頑張って飲んだ。	- ぜんぜん面白くなかった。 - 目当てを達成するのが難しかった。 - 頑張るのが大変だった。 - もう少ししっかりと取り組めばよかった。 - 目当てに取り組むことを忘れてしまった。
感情・認知	- 縄跳びが楽しかった。 - 宿題ができて嬉しかった。 - めがねを掛けるのをできてよかった。 - たくさんシールを貼れて嬉しかった。 - いっぱいできたので、立派な人だと思った。 - 目当てを達成して気持ちよかった。 - 食器を持って行くのが楽しかった。	- 学習ドリルを忘れて少し悔しかった。 - 弟と喧嘩をして悲しかった。 - もつとシールを貼りたかった。 - できなかったのが駄目な人だと思った。 - 目当てを達成するために〇〇をすればよかった。
達成	- ズックを揃えることができた。 - 縄跳びを毎日できた。 - おもちゃの片付けができた。 - 逆上がりが上手にできた。 - 残さずに食べることができた。	- 縄跳びができなかった。 - 鉛筆をたくさん忘れてしまった。 - 早起きができなかった。 - シールをぜんぜん貼れなかった。 - 床掃除ができなかった。

情・認知」、「達成」のカテゴリー間に出現頻度の違いがみられるかを検討するために、カイ二乗検定を行った結果、有意差が認められた ($\chi^2(2)=27.38, p<.01$)。次に、それぞれのカテゴリーの内容を詳細に分析するために、肯定的記述と否定的記述に二分した。それぞれの度数の偏りを調べるために3つのカテゴリーと肯定／否定的記述の3×2のカイ二乗検定を行った結果、有意差が認められた ($\chi^2(2)=23.58, p<.01$)。これらの結果をまとめたものをTable3に示した。

そこで、残差分析を行ったところ、「感情・認知に関する肯定的記述」「達成に関する否定的記述」が有意に多く、「感情・認知に関する否定的記述」と「達成に関する肯定的記述」が有意に少なかった。

考 察

記述内容を整理したところ、「意欲」、「感情・認知」、「達成」の順に多かった。このことから、対象児は意欲面において意識を向けながら、LAC法に取り組んでいたと考えられた。また、残差分析の結果、「感情・認知に関する肯定的記述」が有意に多く、「感情・認知に関する否定的記述」が有意に少なかった。したがって、LAC法を継続して行うことによって、感情や認知に関して前向きに捉えるようになったといえる。感情面では、「縄跳びが楽しかった」や「食器を持って行くのが楽しかった」のように活動自体を喜んだり、「たくさんシールを貼れて嬉しかった」のように成果に満足したりする心情が窺われた。認知面では、「いっ

ぱいできたので、立派な人だと思った」のように自己肯定感を高めたことを感じさせる記述がみられた。このことから、LAC法を通して目的的に行動を起こし、自分が立てた目当てに向けて取り組むことで自分を高く評価できる気持ちが高まったと思われる。また、「一週間頑張りカード」を教師に提出する際、「お母さんに『頑張っているね』と言われた」と嬉しそうに話す対象児がいた。このように保護者からも本人の頑張りを受け、称賛されることで、感情面や認知面にさらによい影響を及ぼしたのではないかと考えられた。

その一方、残差分析の結果、「達成に関する否定的記述」が有意に多く、「達成に関する肯定的記述」が有意に少なかった。その理由として二点挙げられた。

一つ目は、対象児の特性である。実際のところ、すべての対象児において目当ての達成率が高かったわけではなく、低調したままの子どももいた。伸び悩んだ対象児にその理由を尋ねると「目当てを忘れてしまったから」という意見が最も多かった。教師はこのことを危惧し、授業前の朝の会において目当て発表の時間を設け、自分の課題を毎日、再認識できるように配慮した。それにもかかわらず、週末の金曜日になっても「私の目当てを忘れました」と教師に伝える対象児もいた。したがって、知的な遅れがあったり、特異な発達特性をもっていたりする対象児にとっては目当てを常に意識しながら生活を送ることが難しかったのではないかと推察された。そのため、「鉛筆をたくさん忘れてしまった」とか「早起きができなかった」という達成できなかったという否定的記述が多くなったと考

Table2 対象児ごとの記述数

		A児	B児	C児	D児	E児	F児	合計(記述数)
意欲	肯定的記述	19	17	20	18	19	22	115
	否定的記述	5	4	6	5	4	4	28
感情・認知	肯定的記述	17	19	20	19	15	15	105
	否定的記述	4	5	3	2	3	3	20
達成	肯定的記述	7	6	5	8	6	5	37
	否定的記述	6	5	4	6	5	5	31

Table3 自由記述欄への記述数と残差分析

カテゴリー		記述数(%)	残差分析結果
意欲	肯定的記述	115 (34.2)	n.s.
	調整済み残差	1.463	
	否定的記述	28 (8.3)	n.s.
	調整済み残差	-1.463	
感情・認知	肯定的記述	105 (31.3)	△
	調整済み残差	2.499	*
	否定的記述	20 (6.0)	▼
	調整済み残差	-2.499	*
達成	肯定的記述	37 (11.0)	▼
	調整済み残差	-4.807	**
	否定的記述	31 (9.2)	△
	調整済み残差	4.807	**
合計		336 (100.0)	

* $p<.05$ ** $p<.01$

△は残差分析の結果、期待度数よりも有意に多いもの、▼は有意に少ないもの

えられた。

二つ目は、対象児の実態である。従来から指摘されているように、特別支援学級に在籍する子どもはこれまでにさまざまな悪循環と相対的評価の中で、多くの失敗や叱責される経験を積み重ね続け、不全感や低い自己肯定感を抱えているケースが多い。経験的に捉えると、その影響を受け、彼らは何事に対してもネガティブな見方や考え方をもち傾向があるように感じられる。本研究における対象児においても、「できたこと」よりも「できなかったこと」に意識が向かうような思考の流れが定着しつつあることが予想された。このことから、蓄積された否定的な事柄に意識を向けてしまうという思考パターンがデータに反映されたと考えられた。

ただ、注目すべき点は、それが否定的な自己認知にほとんど結びついていないことである。残差分析の結果から、事実として達成できなかったという記述が多かったものの、「感情・認知に関する否定的記述」が有意に少なかったことから、未達成という現実を認識しつつも、そこから「私は能力のない人間だ」や「私は愚かだ」のように自己の存在を蔑むような見方にながっていない可能性が示唆された。このことから、対象児は、自分は完全な存在とはいえないが、価値があると実感しているのではないかと推察された。

まとめと今後の課題

本研究では予防的・開発的カウンセリングの一環としてLAC法を応用した支援をすることによって、特別支援学級に在籍する子どもの自尊感情にどのような効果を示すかについて検討した。「一週間頑張リカード」の自由記述欄から、自分の取り組みに対して誇らしげに感じたり、自信をもったりするなど自尊感情の高まりが窺われるような記述内容が多く確認された。このことから、LAC法を応用した支援は特別支援学級に在籍する子どもの自尊感情を向上させる上で効果があつたと推察された。その要因として、LAC法によって成功を体験したこと、さらに、ご褒美シールや保護者や教師による称賛が有効であつたと思われた。このように強化子を工夫することで対象児の自己効力感が高まったり自己受容が進んだりし、その結果として自尊感情の変容をもたらしたのではないかと考えられた。

本研究の課題として、対象者の人数、性別の偏り、研究方法の問題が挙げられた。本研究では、対象者が少数であり、性別も男性に偏っていたため、得られた知見は男性の特徴を表していることもあり得るであろう。今後は性差を考慮してLAC法の効果をより詳細に検討する必要があるといえる。また、本研究の成果には家庭的要因も影響した可能性を否定できない。介

入した1年間に対象児はそれぞれ家庭でいろいろな経験をしていると考えられる。保護者との関わりが感情面や認知面によい影響を及し、対象児の自尊感情を育んだこともあるかもしれない。さらに、本研究は縦断的な分析が行われていない。したがって、一定期間継続的に追跡し、いくつかの時点で記録を行って心理的变化を検討することが望まれた。この点については今後もLAC法を用いた事例を累積し、検討していくことが期待された。

<引用文献>

- 別府 哲・坂本洋子 2005 登校しぶりを示した軽度知的障害児における自己の発達と他者の役割 心理学, 25 (2), 11-22.
- 榎本晴彦・東迫健一・立元 真 2018 児童期の自尊感情の評価とその発達の差異 宮崎大学教育学部紀要, 90, 23-32.
- 檜和田祐介・藤井朋子・小田原舞・奥野正二・梶山雅司・中山美代・高阪英徳・山形恵美子・落合俊郎・若松昭彦・川合紀宗・竹林地毅・氏間和仁・林田真志・木船憲幸・牟田口辰己・谷本忠明・大鹿 綾 2011 知的障害のある児童生徒の自己肯定感を育む授業づくり: 小学校・中学校特別支援学級における体系的な授業モデルの開発ー 広島大学学部・附属学校共同研究紀要, 40, 53-58.
- 伊藤 篤 2007 柔軟なセルフ・エスティームと自立性 児童心理, 61 (10) 金子書房 pp.896-901.
- 川喜田二郎 1967 発想法ー創造性開発のためにー 中央公論社
- 絹谷雅典 2005 高機能広汎性発達障害児およびその家族に対する包括的支援とその臨床心理学的意義について: こども活動と親活動の相互関係の視点から 大阪教育大学障害児教育研究紀要, 28, 77-87.
- 小西一博 2013 ADHD 傾向を示す発達障害児への支援についての実践的考察 (1): 「自己受容」に焦点を当てて 皇學館論叢, 46 (5), 1-8.
- 小西一博 2014 ADHD 傾向を示す発達障害児への支援についての実践的考察 (2): 「勇気づけ」に焦点を当てて 皇學館論叢, 47 (3), 1-9.
- 小西一博・稲垣応顕 2005 ADHD 傾向を示す軽度発達障害児に関する事例研究: Self-esteem の向上に着目して 富山大学教育実践総合センター紀要, 6, 137-142.
- 越野由香 2011 高機能自閉症児の自己肯定感と子ども集団: 通常学級でのある取り組みから 実践女子短期大学紀要, 32, 13-23.
- 小島道生 2013 思春期・青年期の発達支援: 「時間軸」をいだし、「自己成長感」を支える 小島道生・田中真理・井澤信三・田中敦士 編 思春期・青年期の発達障害者が「自分らしく生きる」ための支援 金子書房 pp.9-19.
- 松原達哉 1985 Student Apathy の生活分析的カウンセリング 相談学研究, 18 (1), 1-16.
- 松原達哉 003 生活分析的カウンセリングの理論と技法 培風館
- 松原達哉 2009 生活分析的カウンセリング法の開発に関する研究 筑波大学大学院博士論文
- 文部科学省 2018 特別支援学校学習指導要領解説各教科等編 (小学部・中学部)
- 西田依子 2012 小学生の自尊感情を育む学級経営のあり方ー自尊感情が低下する中学年を中心にー 教師教育研究, 8, 163-172.
- Rosenberg, M. 1965 Society and the adolescent self-image. Princeton University Press.
- 白井利明 2015 自尊感情を高める教育実践を再考する 大阪教育大学紀要教育科学, 64 (1), 147-156.
- 白石雅一 2007 障害をもつ子の自尊感情を考える 児童心理, 61 (10) 金子書房 pp.974-978.
- 曾山和彦 2011 発達障害のある子どもに寄り添う支援 児童心理, 65 (7) 金子書房 pp.564-568.
- 手島茂樹 2014 生活分析的カウンセリング法の心理教育的活用に関する研究 東京福祉大学大学院博士論文
- 鶴田一郎 2017 ADHD (注意欠陥/多動性障害) をもつ子どもへの教育心理学的支援について考える 広島国際大学教育論叢, 9, 127-136.

言語能力及び敏捷性に影響を与える 幼児期の実行機能

青山 翔 (山口大学教育学部)

要旨

本研究では、サンプル数と因果関係の時間的先行性を考慮して、幼児期における子どもの実行機能と言語能力及び敏捷性との関係について仮説モデルを想定し、検討することを目的とした。4歳児69名を対象とし、2020年7月に実行機能に含まれる抑制及びワーキングメモリの課題を測定し、2021年3月に言語能力の課題及び敏捷性の課題の測定を行った。その結果、言語能力の課題とワーキングメモリの課題との間に有意な相関が見られた。敏捷性の課題と抑制の課題及びワーキングメモリの課題との間に有意な相関が見られた。言語能力の課題と敏捷性の課題との間に有意な相関が見られた。また、想定された仮説モデルをもとに、実行機能に含まれる抑制及びワーキングメモリが言語能力及び敏捷性に影響を与えているかについて検討するために共分散構造分析を行った。その結果、抑制とワーキングメモリが敏捷性に影響を与えており、ワーキングメモリが言語能力に影響を与えていることが明らかになった。

キーワード：抑制、ワーキングメモリ、体力

1. 問題と目的

国内外の研究により、子どもの体力と学力との間に関連性があることが頻繁に報告されている。例えば、日本の中学1年生を対象として、新体力テストの合計得点が高い生徒ほど国語や算数などの評定点が高いことが報告されている (Ishihara et al., 2017)。また、アメリカの小学3年生と4年生の児童を対象とした研究では、体力テストの合計点が高い子どもほど算数や国語の成績が高いことが報告されている (Castelli et al., 2007)。体力と学力が直接的に関係しているとは考えにくく、その根底にあるメカニズムは不明な点が多いとされてきた。しかしながら、近年、子どもの体力と学力との間の関連性について実行機能と言われる認知機能が重要な役割を担っていることが示唆されている (Geertsen et al., 2016)。

実行機能とは、優生的な反応を文脈に応じて制御する能力である抑制や情報の保持と処理を行う能力であるワーキングメモリを含んだ目標指向的な行動を意図的にコントロールする能力である (Welsh et al., 1991; Miyake et al., 2000; Zelazo & Müller, 2002)。幼児期の発達が顕著である実行機能は、就学後における学校生活への適応や教室における学習準備において重要であると考えられてきた (Blair & Razza, 2007; Bierman et al., 2008; Shaul & Schwartz, 2014)。10歳から12歳までの小学生を対象として、体力、実行機能、算数や国語などの学力を調査し、構造方程式モデリングによ

る分析を用いて実行機能が学力や体力との関係における仲介役を担っていることを示唆している研究も見られる (Schmidt et al., 2017)。このように、実行機能と学力や体力との関連性については就学後の子どもを対象として検討されてきた。しかし、実行機能の発達が顕著である幼児期の子どもを対象として、実行機能と体力や学力との関係性について検討した研究はほとんど見られない。

幼児期の子どもの実行機能が就学後の学力を予測することについてはいくつか報告が見られる。3歳から5歳までの幼児を対象として、実行機能に含まれる抑制やワーキングメモリが語彙能力を予測したことが明らかになっている (Kuhn et al., 2016)。また、5歳の幼児の実行機能が小学校入学後の読解力と関係していること (Nicole & Guajardo, 2016) や、失読症のリスクが高いと診断された4歳から6歳までの幼児を対象として、抑制やワーキングメモリが語彙能力や文章理解力といった能力を予測することも報告されている (Gooch et al., 2016)。語彙能力や文章理解力といった言語能力に関わる能力においては、文脈に応じて自分の思考を制御することや文字に関する情報を記憶する必要があることから、実行機能が要求されると考えられている (Gooch et al., 2016)。

一方で、幼児期の子どもの体力において重要な要素は何かという議論の中で、これまで多くの研究者が敏捷性、平衡性、巧緻性等の能力を含む調整力という体力の構成要素の重要性をあげている (出村ら, 2011;

杉原・河邊, 2018)。調整力は、神経系の発達を基盤として、4～6歳の幼児期から児童期前期にかけての発達が著しく、この調整力を土台として後の専門的運動技能の発達に繋がっていくと考えられている(高井, 2007)。調整力は、神経系および筋骨格系の調和を含み、迅速かつ正確でバランスのとれた運動反応をもたらす、複雑な運動を行ううえで重要な体力である(van der Fels et al., 2015)。認知的要求が高いと考えられる複雑な運動は実行機能課題と関連する可能性が高いと指摘されており(Best, 2010; van der Fels et al., 2015)、思考を必要とする複雑な運動において実行機能が求められると示唆されている(Diamond, 2015)。したがって、実行機能及び調整力の発達が顕著である幼児において、実行機能が調整力に影響を与えていることが考えられる。Aoyama & Imai-Matsumura (2021) は、4歳から5歳の幼児を対象として、実行機能に含まれる抑制およびワーキングメモリが複雑な運動を行ううえで重要とされている調整力に含まれる敏捷性、平衡性、巧緻性を介して教師評価による総合的運動能力に影響を与えているとする仮説モデルを想定し、構造方程式モデリングにより検討を行った。その結果、抑制およびワーキングメモリが調整力の中でも敏捷性のみを介して総合的運動能力に影響を与えていることを明らかにしている。しかし、この研究で想定された複雑な仮説モデルについて共分散構造分析を用いて検討するにはサンプル数が少なかったことや、同時期に測定した結果を予測変数と基準変数に用いているため時間的先行性の考慮がされていなかったことが課題としてあげられる。信頼性の向上を目指して、実行機能と敏捷性との関連性をサンプル数や因果関係についての時間的先行性を考慮しながら検討することが求められる。全身の反復運動の速さに関する敏捷性においては、出来るだけ速く体を移動させるために自分の体の動きを抑制することが求められる(Robinson et al., 2016)。また、反復運動の速さに関係している敏捷性ではできるだけ速く全身を移動させるために運動の順序を間違えることなく正確に記憶することが求められる(Niederer et al., 2011)。したがって、抑制やワーキングメモリが敏捷性に影響を与えていると考えられる。

以上の議論を踏まえると、実行機能が敏捷性という幼児において重要な体力の要素と言語能力という国語の学力に関係する要素それぞれに対して影響を与えていることが想定される。これまで、実行機能の発達が顕著である幼児期の子どもを対象として、実行機能が体力と学力それぞれの要素に対して同時に影響を及ぼしていることについて検討した先行研究は見られない。

そこで、本研究では、幼児期の子どもを対象として、実行機能の要素である抑制やワーキングメモリが、体

力の要素である敏捷性と同時に国語の学力の要素である言語能力に対してそれぞれどの程度影響を与えているのかについて明らかにすることを目的とした。本研究の目的を達成するために、先行研究をもとに想定される抑制、ワーキングメモリが敏捷性と言語能力それぞれに対して影響を与えているとする仮説モデル(図1)を設定し、サンプル数や因果関係の時間的先行性を考慮しながらその検討を行うこととした。

本研究により、実行機能に含まれる抑制やワーキングメモリが幼児の体力において重要視されている調整力に含まれる敏捷性だけでなく、学力の中でも特に国語に関係する言語能力に対する影響についても新たに同時に明らかになることで、実行機能が体力と学力の双方において明確に重要な役割を担っているとする幼児期の子どもの実行機能の重要性を強調する知見が得られると期待される。

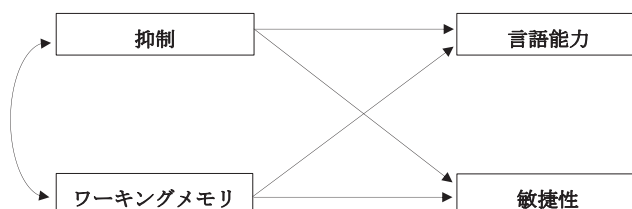


図1 実行機能が言語能力及び敏捷性に影響を与えているとする仮説モデル

2. 方法

2.1. 対象者

H県K幼稚園の3つのクラスに在籍する4歳児69名(男児37名、女児32名;平均月齢60.7か月、標準偏差3.3、範囲55か月～66か月)を対象とした。

2.2. 手続き

対象者は、実行機能に含まれる抑制及びワーキングメモリについての課題を2020年7月に、幼稚園の一室の静かな場所で個別に実施した。それぞれの課題を実施した所要時間は一人約10分で、各課題のセッションは1回のみであった。また、因果関係の時間的先行性を考慮して、言語能力及び敏捷性についての課題を2021年3月に、幼稚園の一室の静かな場所で個別に実施した。それぞれの課題を実施した所用時間は一人約10分で、各課題のセッションは1回のみであった。

2.3. 測定項目

2.3.1. 実行機能の測定

実行機能に含まれる抑制を測定する課題としてフランカー課題(Eriksen & Eriksen, 1974)を使用した。課題刺激として矢印の先端部分で構成した4つのフランカー刺激(一致:<<<<<, >>>>>, 不一致:>><>>, <<><<)を用いた。対象者は、タブ

レットの画面上に呈示されたフランク刺激の中央の標的の向きに応じて左右いずれかの選択肢をタップすることを求められた。4つの課題刺激のパターンは等確率でランダムな順序で、計8試行実施した。正答数、問題数、経過時間から得られる Performance Score (PS) を $PS = (\text{正答数} / \text{問題数}) \times (\text{正答数} / \text{経過時間})$ の公式 (Geldmacher, 1996) を用いて計算した PS の値が高いほど抑制の能力が高いことを示す。

実行機能に含まれるワーキングメモリを測定する課題として Wechsler Intelligence Scale for Children- 第4版 (WISC- IV) の逆唱課題 (Wechsler, 2003) を使用した。対象者は評価者に言われた2桁から8桁の数字を覚えて逆の順序で呼称するように指示された。よって、この課題ではワーキングメモリが求められると考えられる。対象者は、8つの項目のそれぞれについて2回の試行を許可された。対象者が各項目の両方のテストに失敗すると、テストを終了した。1つの項目の両方のトライアルが正しく繰り返された場合、子どもに2点を与え、1つのトライアルだけが正しかった場合は1点が与えられた。最初の試行から徐々に桁数が増えて難易度が上がっていった。得点の幅は0点から16点であった。得点が高いほど、ワーキングメモリの能力が高いことを示す。WISC- IV (Wechsler, 2003) は5歳から16歳11か月の子どもの対象とした検査である (日本版 WISC- IV 刊行委員会, 2010)。しかし、WISC- IV (Wechsler, 2003) に含まれる逆唱課題は、4歳児を含む幼児を対象としたいくつかの先行研究 (Gathercole et al., 2004; Aoyama et al., 2020; Ahmed et al., 2022) においてワーキングメモリを測定する課題として使用されていることから、本研究におけるワーキングメモリの測定課題として逆唱課題を使用した。

2.3.2. 言語能力の測定

言語能力を測定する検査として PVT-R 絵画語い発達検査 (上野ら, 2008) を実施した。対象者は、内容の異なる4つの絵が一枚の紙面に描かれた図版を見て、検査者が口頭で提示する単語に関連する絵を指さしにより選択するように指示された。また、分からない場合は分からないと言ってくださいということも予め教示された。正答数が3つ以下のページの後、その次のページの正答数が2つ以下となった時に検査は打ち切られた。正答数が多いほど言語能力が高いことを示す。

2.3.3. 敏捷性の測定

敏捷性を測定する課題として一本ラインによる反復横跳び課題 (出村ら, 2011; Goshi et al., 1999) を実施した。対象者は評価者の方を向いて引かれた一本のラインの片側に立った。スタートの合図で、子どもは両

足を揃えて5秒間サイドホップの繰り返しを行った。評価者は、対象者がラインを飛び越えるたびにカウントした。往復した時点で1ポイントとカウントした。回数が多ほど、敏捷性が高いことを示している。この課題では、体の位置または移動方向を出来るだけ素早く変更する必要があることから敏捷性が求められる。得点が高いほど敏捷性の能力が高いことを示す。

2.4. 倫理的配慮

本研究は、対象者である幼児の保護者に対して、研究の趣旨説明を書面にて行い、文書による同意を得たうえで行った。その際に、同意しなくても不利益を受けないことや同意後も撤回できること、研究で得た個人情報漏えいに繋がることのないように十分に注意して取り扱うことの確認を行った。尚、本研究は、対象者に本研究の趣旨説明を書面にて行う前に、著者の以前の所属機関であった広島女学院大学の研究倫理委員会にて倫理審査を受け、承認 (承認番号: 2019-2) を得たうえで実施した。

2.5. 解析方法

本研究の統計解析には、IBM SPSS Statistics for Windows バージョン 27 (IBM, Armonk, New York, USA) を使用した。有意水準は5%未満とした。

3. 結果

各課題成績の平均値と標準偏差を算出し、表1に示した。

各課題の性差について対応のないt検定により検討したところ、いずれの課題においても有意差は見られず、性差は認められなかった。

そこで、課題間の相関係数を算出した結果を表2に示した。

表1 各課題の記述統計量

評価	人数	平均値	標準偏差
抑制の課題	69	0.1	0.0
ワーキングメモリの課題	69	1.7	2.3
言語能力の課題	69	42.2	6.6
敏捷性の課題	69	13.8	4.0

表2 課題間の相関係数

	1	2	3	4
1. 抑制の課題	—			
2. ワーキングメモリの課題	.068	—		
3. 言語能力の課題	.044	.241*	—	
4. 敏捷性の課題	.347**	.297*	.281*	—

$p^* < .05$, $p^{**} < .01$

言語能力の課題とワーキングメモリの課題 ($r=.241$, $p=.046$) との間に有意な相関が見られた。敏捷性の課題と抑制の課題 ($r=.347$, $p=.003$) 及びワーキングメモリの課題 ($r=.297$, $p=.013$) との間に有意な相関が見られた。また、言語能力の課題と敏捷性の課題 ($r=.281$, $p=.034$) との間に有意な相関が見られた。

先行研究の知見をもとに想定した仮説モデル (図1) の適合性を検討するために、IBM SPSS Amos for Windows バージョン 27 (IBM, Armonk, New York, USA) を用いて共分散構造分析を行った。仮説モデル (図1) の分析結果から有意確率が5%以上の有意ではないパスを削除して分析を再度行った結果、図2の最終モデルが得られた。

図2に示すモデルの適合度の結果は、 $X^2(3) = 1.272$, $p=.736$, $GFI=1.000$, $CFI=1.000$, $RMSEA=.000$, $AIC=23.272$ であり、データとモデルの適合は基準を満たしていると判断した。最終モデル (図2) の結果から、ワーキングメモリから言語能力へのパス係数 ($\beta=.241$, $p=.040$)、抑制から敏捷性へのパス係数 ($\beta=.330$, $p=.003$)、ワーキングメモリから敏捷性へのパス係数 ($\beta=.276$, $p=.012$) が有意であった。

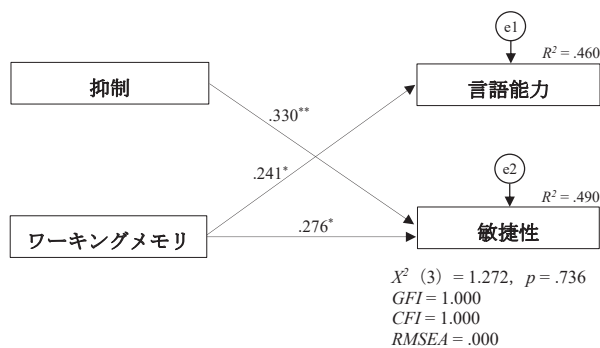


図2 実行機能が言語能力及び敏捷性に与える影響

※値は標準偏回帰係数を示す。パスを引いていない箇所は標準偏回帰係数が有意でなかったことを示す。 * $p<.05$, ** $p<.01$

4. 考察

外部刺激に応じて速度や方向を変える素早い全身の動きに関係する敏捷性は、自分の体の動きを抑制することが求められる (Robinson et al., 2016)。本研究で敏捷性の測定として使用した一本ラインによる反復横跳びは、自分の体を左右にできるだけ素早く動かすために、体の動きを揺れすぎないように抑制する必要がある。従って、抑制が敏捷性に影響を与えていたと考えられる。

ワーキングメモリが敏捷性に影響を与えていることが明らかになった。敏捷性が求められる測定課題では、その運動の順序を正しく記憶する能力が求められる (Niederer et al., 2011)。本研究で用いた反復横跳びという敏捷性の測定課題は、幼児期の子どもにおいて通常日頃では行わない複雑な動きが含まれている。幼児

は、検査者による説明を聞いてその運動内容を正しく理解し、すぐにその運動を正確に実施しなければならない。したがって、検査者の口頭による運動内容の説明を正確に記憶するために必要な聴覚的なワーキングメモリが敏捷性に影響を与えていたと推察される。

一方で、ワーキングメモリが言語能力に影響を与えていることが明らかになった。情報を処理し記憶する能力であるワーキングメモリは、言語を理解するうえで重要な認知能力である (Kane & Engle, 2002)。本研究で言語能力の測定として用いた PVT-R 絵画語い発達検査 (上野ら, 2008) では、描かれている絵が示す名詞を記憶している情報から思い出して回答する必要がある。したがって、ワーキングメモリが言語能力に影響を与えていたと考えられる。

これまで、子どもの学力と体力との間に関連性があることを報告する研究がいくつか行われてきた。しかし、学力と体力との間の関連性についてのメカニズムについては不明な点が多かった。このことについて、本研究では、学力と体力との間の関連性について実行機能が重要な役割を担っていることを示唆する先行研究の動向を踏まえて、幼児を対象として、実行機能に含まれる抑制およびワーキングメモリが敏捷性と新たに同時に言語能力にも影響を与えているとする仮説モデルを想定し、共分散構造分析を用いてその検討を行った。その結果、敏捷性と言語能力との間に有意な相関関係が見られたことを確認し、抑制とワーキングメモリが敏捷性に影響を与えており、ワーキングメモリが言語能力に影響を与えていることが明らかになった。実行機能が体力もしくは学力どちらか一方の要素を予測する先行研究はいくつか見られる (Kuhn et al., 2016; Nicole & Guajardo, 2016; Gooch et al., 2016; Aoyama & Imai-Matsumura, 2021)。一方で、サンプル数や因果関係の時間的先行性を考慮しながら、幼児の敏捷性と言語能力という体力と学力それぞれの要素に対する実行機能の影響を同時に明らかにすることで、実行機能の重要性を強調するより信頼度の高い知見を新たに示せたことは本研究の強みである。特に、言語能力にはワーキングメモリのみが影響を与えていたのに対して、敏捷性にはワーキングメモリに加えて抑制も影響を与えていたという本結果は、学力と比較してこれまでほとんど行われてこなかった体力への実行機能の影響について今後より一層検討する必要性が見出されたという点において意義深い。尚、共分散構造分析における必要なサンプル数について絶対的な基準があるわけではないが、例えば、Bentler & Chou (1987) は観測変数の数の5倍から10倍の標本数を確保することを勧めており、本研究におけるサンプル数はこの基準を満たしている。

日本の子どもの体力低下が長年問題視されてきたが、子どもの体力低下の問題は幼児期の頃から既に見

られ、体力の二極化についても懸念されてきた（春日，2009；森ら，2010）。また、OECD（Organization for Economic Co-operation and Development：経済協力開発機構）が進めている15歳の子どもを対象としたPISA（Programme for International Student Assessment）と呼ばれる国際的な学習到達度に関する2018年度の調査結果（国立教育政策研究所，2022）を見ると、日本の子どもたちにおいて、世界トップレベルである数学的リテラシーや科学的リテラシーと比較して読解リテラシーは低い水準であることが分かる。実行機能は、介入やトレーニングを行うことでより発達が促進される認知能力であり（Brocki et al., 2004; Landry et al., 2000）、世界中で子どもの実行機能向上を意図した介入研究が行われている（Diamond & Lee, 2011）。また、実行機能は幼児期に急激に発達し、幼児期が実行機能を効果的に高めるための介入を行う理想的な時期であると言われている（Blair & Razza, 2007）。本研究で得られた知見を生かして、幼児期の子どもの実行機能を効果的に向上させることで、実際に敏捷性や言語能力が高まるのかを検討することが今後期待される。

本研究では、想定した仮設モデルを検討するためのある程度のサンプル数を確保することができたものの、1つの園のみの幼児を対象として得られた測定結果をもとに分析を行ったことからサンプルに偏りが出てしまった可能性があり、本研究の限界といえる。今後は、様々な地域からより多くの園に在籍する幼児を対象として、実行機能と体力や学力との関連性を検討することが期待される。

利益相反

利益相反に関する開示事項はありません。

謝辞

本研究の実施にあたりご協力くださいました対象者である幼児とその保護者、幼稚園の教職員の皆様に心より感謝申し上げます。

<引用文献>

- Ahmed, S.F., Ellis, A., Ward, K.P. & Davis-Kean, P.E. (2022) Working memory development from early childhood to adolescence using two nationally representative samples. *Developmental Psychology*, 58 (10), 1962-1973.
- Aoyama, S. & Imai-Matsumura, K. (2020) Influences of executive functions on agility and comprehensive physical ability in kindergarteners. *Early Child Development and Care*, 192 (4), 535-544.
- Bentler, P.M., & Chou, C.P. (1987) Practical issues in structural modeling. *Sociological Methods and Research*, 16 (1), 78-117.
- Best, J.R. (2010) Effects of physical activity on children's executive function : contributions of experimental research on aerobic exercise. *Developmental Review*, 30 (4), 331-551.
- Bierman, K.L., Nix, R.L., Greenberg, M.T., Blair, C. & Domitrovich, C.E. (2008) Executive functions and school readiness intervention: impact, moderation, and mediation in the Head Start REDI program. *Development and Psychopathology*, 20 (3), 821-843.
- Blair, C. & Razza, R.P. (2007) Relating effortful control, executive function, and false belief understanding to emerging math and literacy ability in kindergarten. *Child Development*, 78 (2):647-63.
- Brocki, K.C., Karin, C. & Bohlin, G. (2004) Executive Functions in Children Aged 6 to 13: A Dimensional and Developmental Study. *Developmental Neuropsychology*, 26, 571-593.
- Castelli, D.M., Hillman, C.H., Buck, S.M. & Erwin, H.E. (2007) Physical fitness and academic achievement in third- and fifth-grade students. *Journal of Sport & Exercise Psychology*, 29 (2), 239-52.
- 出村慎一, 村瀬智彦, 春日晃章, 酒井俊郎. (2011) 幼児のからだを測る・知る：測定の留意点と正しい評価法, 杏林書院.
- Diamond, A. & Lee, K. (2011) Interventions shown to Aid Executive Function Development in Children 4-12 Years Old. *Science*, 333 (6045), 959-964.
- Diamond, A. (2015) Effects of Physical Exercise on Executive Functions: Going beyond Simply Moving to Moving with Thought. *Annals of Sports Medicine and Research*, 2 (1), 1-6.
- Eriksen, B.A. & Eriksen, C.W. (1974) Effects of noise letters upon the identification of a target letter in a nonsearch task. *Perception & Psychophysics*, 16 (1), 143-149.
- Gathercole, S.E., Pickering, S.J., Ambridge, B. & Wearing, H. (2004) The structure of working memory from 4 to 15 years of age. *Developmental Psychology*, 40 (2), 177-190.
- Geertsens, S.S., Thomas, R., Larsen, M.N., Dahn, I.M., Andersen, J.N. & Jensen, M.K et al. (2016) Motor skills and exercise capacity are associated with objective measures of cognitive functions and academic performance in preadolescent children. *Plos One*, 11 (8), e0161960.
- Geldmacher, D.S. (1996) Effects of stimulus number and target to distractor ratio on the performance of random array letter cancellation tasks. *Brain and Cognition*, 32, 405-415.
- Gooch, D., Thompson, P., Nash, H.M., Snowling, M.J. & Hulme, C. (2016) The development of executive function and language skills in the early school years. *Journal of Child Psychology and Psychiatry and Allied Disciplines*, 57 (2), 180-187.
- Goshi, F., Demura, S., Kasuga, K., Sato, S. & Minami, M. (1999) Selection of effective tests of motor ability in preschool children based on pass-or-fail criteria: examination of reliability, objectivity, and rate of passing. *Perceptual and Motor Skills*, 88 (1), 169-181.
- Ishihara, T., Morita, N., Nakajima, T., Okita, K., Yamatsu, K. & Sagawa, M. (2017) Direct and indirect relationships of physical fitness, weight status, and learning duration to academic performance in Japanese schoolchildren. *European Journal of Sport Science*, 18 (2):286-294.
- Kane, M.J. & Engle, R.W. (2002) The role of prefrontal cortex in working-memory capacity, executive attention, and general fluid intelligence: An individual-differences perspective. *Psychonomic Bulletin and Review*, 9 (4), 637-671.

- 春日見章. (2009) 幼児期における体力差の縦断的推移: 3年間の追跡データに基づいて. 発育発達研究, 41, 17-27.
- 国立教育政策研究所. (2022) OECD 生徒の学習到達度調査 2022 年調査パンフレット. <https://www.nier.go.jp/kokusai/pisa/pdf/2022/pamph.pdf> (Last visit: 2024.07.15).
- Kuhn, L.J., Willoughby, M.T., Vernon-Feagans, L. & Blair, C.B. (2017) The contribution of children's time-specific and longitudinal expressive language skills on developmental trajectories of executive function. *Journal of Experimental Child Psychology*, 148, 20-34.
- Landry, S. H., Smith, K.E., Swank, P.R. & Miller-Loncar, C.L. (2000) Early maternal and child influences on children's later independent cognitive and social functioning. *Child Development*, 71, 358-375.
- Miyake, A., Friedman, N.P., Emerson, M.J., Witzki, A.H., Howerter, A. & Wager, T.D. (2000) The unity and diversity of executive functions and their contributions to complex frontal lobe tasks: a latent variable analysis. *Cognitive Psychology*, 41, 49-100.
- 森司朗, 杉原隆, 吉田伊津美. (2010) 2008 年の全国調査からみた幼児の運動能力. 体育の科学, 60 (1), 56-66.
- Nicole, R. & Guajardo, K.B. (2016) The contribution of theory of mind, counterfactual reasoning, and executive function to pre-readers' language comprehension and later reading awareness and comprehension in elementary school. *Journal of Experimental Child Psychology*, 144, 27-45.
- Niederer, I., Kriemler, S., Gut, J., Hartmann, T., Schindler, C. & Barral, J. et al. (2011) Relationship of aerobic fitness and motor skills with memory and attention in preschoolers (Ballabeina): a cross-sectional and longitudinal study. *BMC Pediatrics*, 11, 11-34.
- 日本版 WISC- IV 刊行委員会. (2010). 日本版 Wechsler Intelligence Scale for Children-Forth Edition, 日本文化科学社.
- Japanese WISC-IV Publication Committee. (2010). Japanese version of Wechsler Intelligence Scale for Children (4th ed.). Nihon Bunka Kagakusha.
- Robinson, L.E., Palmer, K.K. & Bub, K.L. (2016) Effect of the children's health activity motor program on motor skills and self-regulation in Head Start preschoolers: An efficacy trial. *Child Health and Human Development*, 4, 173-184.
- Schmidt, M., Egger, F., Benzing, V., Jäger, K., Conzelmann, A., Roebbers, C.M. & Pesce, C. (2017) Disentangling the relationship between children's motor ability, executive function and academic achievement. *PLoS One*, 12 (8), e0182845.
- Shaul, S. & Schwartz, M. (2014) The role of the executive functions in school readiness among preschool-age children. *Reading and Writing: An Interdisciplinary Journal*, 27 (4), 749-768.
- 杉原隆, 河邊貴子. (2018) 幼児期における運動発達と運動遊びの指導, ミネルヴァ書房.
- 高井和夫. (2007). 子どもの調整力に関する研究動向について. 生活科学研究, 29, 115-128.
- 上野一彦, 名越斉子, 小貫悟. (2008) PVT-R 絵画語い発達検査手引, 日本文化科学社.
- van der Fels, I.M.J., Wierike, S.C.M.T., Hartman, E., Elferink-Gemser, M.T., Smith, J. & Visscher, C. (2015) The relationship between motor skills and cognitive skills in 4-16 year old typically developing children: A systematic review. *Journal of Science and Medicine in Sport*, 18 (6), 697-703.
- Wechsler, D. (2003) The Wechsler intelligence scale for children—fourth edition. London: Pearson.
- Welsh, M.C., Pennington, B.F. & Groisser, D.B. (1991) A normative-developmental study of executive function: A window on prefrontal function in children. *Developmental Neuropsychology*, 7 (2), 131-149.
- Zelazo, P.D. & Müller, U. (2002) Executive function in typical and atypical development. In U. Goswami (Ed.), *Blackwell handbook of childhood cognitive development* (pp. 445-469). Blackwell Publishing.

● 研究論文

絵本の読み聞かせにおける読み手の有無の影響：乳幼児の「よそ見」行動の分析

鏡原崇史 (松山東雲女子大学准教授) 増本達彦 (松山東雲女子大学教授) 岡部祐子 (松山東雲女子大学准教授)

要旨

本研究では、絵本の読み聞かせにおける読み手の存在に着目し、読み手の有無が、聞き手である乳幼児の行動に与える影響について検討した。読み手が映っている動画（読み手あり動画）と読み手が映っていない絵本のみが映った動画（読み手なし動画）を、0歳児から5歳児の計11名に提示し、視聴中のよそ見時間の違いについて動画間で比較した。その結果、読み手あり動画視聴中のよそ見時間の中央値は35秒、読み手なし動画は59秒であり、読み手あり動画と比べ、読み手なし動画視聴中のよそ見時間が有意に長いことが示された。以上より、読み手の存在は、聞き手の絵本の読み聞かせに対する注目を促す役割があることが明らかとなった。

キーワード：保育、絵本、読み聞かせ

I. 問題と目的

1. 絵本の役割

保育や子育てにおいて、絵本は身近な教材のひとつであり、広く活用されている。実際に、毎日読み聞かせを行っている園は約9割におよび（金子・北野、2010）、また、家庭での乳幼児に対する絵本の読み聞かせの実施率も8割以上と報告されている（古相・岡本、2017）。保育所保育指針（厚生労働省、2018）、幼稚園教育要領（文部科学省、2018）、認定こども園教育・保育要領（内閣府、2018）のいずれにおいても、絵本に親しむことの重要性が明記されており、乳幼児期の子どもの育ちに、絵本は必要不可欠なものと言える。

雨越・森下（2020）は、5、6歳児を対象として、同一絵本の反復した読み聞かせや付箋の貼付等の読み聞かせ方法に工夫を行い、介入前後の語彙力の変化について検討している。その結果、毎日異なる絵本の読み聞かせを実施した群に比べ、同じ絵本の反復した読み聞かせを実施した群では、語彙力の向上が認められた。つまり、絵本には、文字や発音に触れることによって言語能力の発達に寄与する役割があるといえる。くわえて、今井・坊井（1994）は、年長児40名を、計6回の読み聞かせに参加する群と参加しない群に分け、絵本の読み聞かせによる感情理解能力の変化について検討している。その結果、読み聞かせに参加しなかった群に比べ、参加した群の方が、感情理解に関するテストの得点が有意に高いことが示された。絵本で描かれる登場人物の様々な感情の変化に触れ、登場人物に共感したり、気持ちを理解したりする経験を繰り返すことで、感情理解能力を含む社会性の発達が促されると考えられる。

2. 紙絵本とデジタル絵本

従来の紙の絵本に加え、新しい形態の絵本として、デジタル絵本が注目されている。デジタル絵本では、タブレット等のデジタルデバイスから読み聞かせに代わる音声やキャラクターのアクションに関わる効果音が流れるため、文字が読めない子どもでも一人で楽しむことができる。つまり、読み手がいなくても、読み聞かせを体験することができる。デジタル絵本と紙絵本の違いについては、紙絵本の読み聞かせでは子どもは主に聞き役となるのに対し、デジタル絵本では常に主体となってタブレット操作をすることや（佐藤・佐藤、2013）、紙絵本の方が子どもが集中している傾向が高まったり、より絵本を楽しんでいるといった違いがあることが報告されている（佐藤・浜名・廣戸、2021）。

更なる違いとして、読み手の有無がある。紙絵本で読み聞かせを行う場合は、当然、読み手が必要であり、保育場面では保育士が、家庭では保護者等が担うことになる。一方、デジタル絵本の場合、読み手自体はその場に存在する必要はなく、事前に収録された人物によるナレーション、または生成AIによる音声を読み聞かせの声として使用される。

3. 読み手の存在意義

読み手は、絵本を読むだけでなく、表情やジェスチャーといった非言語情報により物語を表現するという役割も担っている。保育所保育指針解説（2018）においては、「絵本の絵に見入っている子ども、物語の展開に心躍らせている子ども、読んでくれる保育士等の声や表情を楽しんでいる子どもなど様々である。保育士等は、その子どもなりの感じ方や楽しみ方を大切

にしなければならない。」とされている。さらに、言葉の獲得において、子どもが表情や言葉で表した気持ちを受け止め、応える重要性とともに、その際の保育士等の表情や声色、身振りといった非言語情報が重要な役割を果たすとされている（厚生労働省、2018）。実際、保育者は、絵本の読み聞かせの際に表情を表出しており、熟達した保育者ほど、表情を重要視し、様々な表情を用いて物語の状況を表現している（中楯・山内、2016; 並木、2012）。

このように、絵本の読み聞かせにおける表情を中心とした非言語情報の重要性は、様々な文献で主張されており、経験的にも多くの保育者が了解するところであろう。一方で、先行研究の多くは、声も含めた読み聞かせ技術全般に焦点が当てられており、読み手の存在や読み手が伝達する非言語情報が、聞き手である子ども達にどのような影響を与えているかについては実証的に検討されていない。近年では、デジタル絵本やYouTube等において、読み手が存在しない新しい形の絵本が登場しており、状況に応じて最適な形態の絵本を選択するためにも、読み手の役割について詳細に検討することは肝要である。

4. 本研究の目的

そこで本研究では、絵本の読み聞かせにおいて、読み手が映っている動画（読み手あり動画）と読み手が映っていない動画（読み手なし動画）の視聴時における乳幼児の行動を分析することにより、読み手の有無の影響について検討する。そのために、仮説「読み手が映っていない動画は、読み手が映っている動画より、乳幼児がよそ見をする時間が長い」について検証する。

II. 方法

1. 対象

A市内の私立保育所に通う0歳児1名（CA:1歳7ヶ月）、1歳児2名（平均CA:2歳6ヶ月）、2歳児5名（平均CA:3歳3ヶ月）、3歳児1名（CA:4歳8ヶ月）、4歳児1名（CA:5歳6ヶ月）、5歳児1名（CA:6歳3ヶ月）の計11名（男児4名、女児7名）が参加した。平均年齢は3歳6ヶ月、年齢範囲は1歳7ヶ月～6歳3ヶ月であった。なお、生活年齢は、研究実施日時時点で計算した。

2. 実験刺激

1) 読み聞かせ動画の撮影

読み聞かせを行う絵本として、「どんくまさんはゆうびんやさん」（作：蔵富 千鶴子、絵：柿本 幸造（至光社））を用いた。絵本の選定にあたっては、“読み手”に焦点を当てるため①挿絵に刺激性的な色彩が用いられていない・オノマトペや繰り返し言葉など特徴的な文章構成でないもの、継続視聴による内容・心情の理解をはかるために②ストーリー性があること・登場人物の感情が豊かに表現されていること、経験による好み・馴れを排除するため③協力園及び協力園の家庭での普段の読み聞かせで使用されていない絵本であることを条件とした。

絵本の読み聞かせ動画を作成するため、保育士資格及び幼稚園教諭免許を有する女性1名（20代）が、絵本を読み聞かせする様子をビデオカメラ（GoPro HERO10）で撮影した。読み手は、協力園の保育士ではなく、対象児と面識のない者であった。

2) 読み聞かせ動画の作成

読み手あり動画と読み手なし動画の2種類を作成した（図1）。読み手あり動画は、上述の手順で撮影した保育士が読み聞かせを行う動画を使用し、白背景で読み手の上半身と絵本のみが映ったものであった。読み手なし動画は、動画間で音声情報を統制するため、読み手あり動画の音声情報を使用し、その音声データを絵本の画像データに合成することにより作成した。絵本の画像データは、表紙と裏表紙はページ単位で、本編は見開き単位でスキャンし、ページの切り替えの際には、見開き単位で横からページがめくられる効果を採用した。なお、画面内の絵本のサイズを動画間で統一し、読み手あり動画と読み手なし動画でページの切り替えのタイミングが同じになるように映像を編集した。映像には絵本のみが映され、絵本以外の背景部分は、読み手あり動画と同様に白背景とした。読み手あり動画では、読み手の左手側に絵本を配置して読み聞かせを行っているため、読み手なし動画においても、画面上の同一位置に絵本が配置されるよう編集を行っ

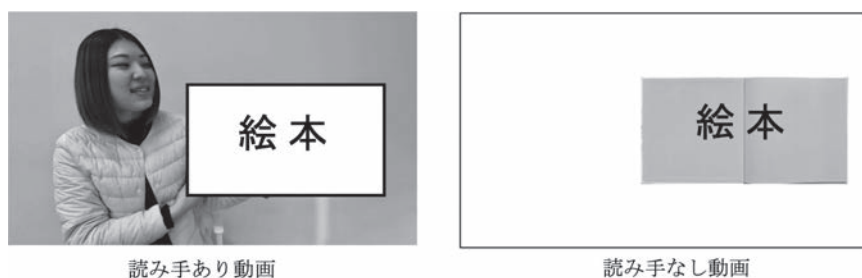


図1 読み手あり・なし動画の例

た。実物の絵本のサイズは、縦 25.2cm × 横 25.2cm（閉じた状態）、49.2cm（開いた状態）であったが、ディスプレイ上では、両動画共に、縦 22cm × 横 22cm（閉じた状態）、43cm（開いた状態）のサイズでの提示となった。動画の長さは、両動画共に 7 分 29 秒であった。

3. 手続き

本研究は、20XX 年 3 月上旬に実施した。実験は、日常の保育での読み聞かせに近い環境を再現するため、日頃、協力園の対象児が生活する保育室で、個別ではなく集団形式で実施した。対象児 11 名を 2 グループ（A グループ、B グループ）に分けて行った。A グループは、1 歳児 1 名、2 歳児 4 名、3 歳児 1 名の計 6 名（平均 CA：3 歳 4 ヶ月）、B グループは、0 歳児 1 名、1 歳児 1 名、2 歳児 1 名、4 歳児 1 名、5 歳児 1 名の計 5 名（平均 CA：3 歳 9 ヶ月）であった。始めに、A グループが最初に読み手なし動画を視聴し、その後、B グループが読み手あり動画を視聴した。初回の映像視聴から 1 週間後、それぞれがもう一方の動画を視聴し、両グループが読み手あり動画と読み手なし動画の両方を視聴した。

両読み聞かせ動画は、絵本を実物に近いサイズで映し出すため、40 型ディスプレイ（IRIS OHYAMA 社製 LT-40C420W）を使用して提示した。ディスプレイから約 2m の位置に横並びに椅子を配置し、対象児は椅子に座って映像を視聴した。実験者は「これからこのテレビに絵本が流れますので、最後まで見てくれるかな？では、始めますね。」と教示した。なお、映像視聴中に対象児が歩いたり、保育士の膝に座ったりする行動等がみられた場合も、行動に対する制限は行わず、自由に視聴できるよう環境を構成した。読み聞かせ動画視聴時の対象児の様子を撮影するため、ディスプレイ上部に小型カメラ（GoPro HERO10）を設置し、撮影を行った。

4. よそ見時間の分析

読み聞かせ動画視聴時の対象児の行動の違いについて分析するため、映像再生中に画面を見ていない（よそ見）時間を算出した。分析の際には、1 秒ごとにフレームを区切り、ディスプレイと異なる方向に顔が向いた時点からディスプレイに顔が向き直した時点までを 1 回のよそ見継続時間とし、対象児ごとに計測した。本研究では、分析の信頼性を高めるため、よそ見が 1 秒以内で完結する動作及び眼球のみのよそ見は分析対象とせず、視認可能な頭部の動きを伴うよそ見のみを分析対象とした。映像の分析は、評価者 A が全映像の分析を行った。信頼性の確認のために、読み手あり・なし映像のどちらを対象児が視聴しているかわからないようにランダムに振り分けられた映像を、評価者 B と評価者 C がそれぞれ全体の半分ずつ分析した。全評

価者は、保育・幼児教育を専門とする研究者であった。算出した対象児の各動画視聴中のよそ見時間の評価の信頼性について、Kendall の順位相関係数を用いて調べたところ、高い評価者間の信頼性が認められた（ $\tau = .82, p < .001$ ）。なお、視線解析装置を用いない本研究では、眼球の微細な動きを正確に把握し、対象児が動画を見ている時間を算出することは困難なため、画面注視時間ではなく、よそ見時間を分析対象とした。

5. 倫理的配慮

本研究は、協力園責任者（園長）及び保護者に対して、研究目的及び協力しないことにより不利益が生じないこと等の倫理的配慮に関する説明を行い、書面にて同意を得たうえで実施した。対象児に対しては、絵本の動画を見てもらいたいことを口頭で説明し、着席した対象児のみが研究に参加した。なお、本研究は、所属大学の研究倫理委員会の承認を得て実施された（申請番号 2021-113）。

Ⅲ. 結果

1. 読み聞かせ中のよそ見時間

読み手あり動画及び読み手なし動画視聴中に対象児がよそ見をしていた時間を算出した（図 2）。読み手あり動画と読み手なし動画視聴中のよそ見時間の違いについて明らかにするため、ウィルコクソンの符号順位検定を用いて、読み手あり動画と読み手なし動画のよそ見時間を比較した。解析には、R version 4.1.3 を使用し、有意水準は .05 とした。読み手あり動画視聴中のよそ見時間の中央値は 35 秒（interquartile range [IQR] = 20 - 64.5）、読み手なし動画は 59 秒（IQR = 40.5 - 75.5）であり、読み手あり動画と比べ、読み手なし動画視聴中のよそ見時間が有意に長いことが示された（ $Z = 2.44, p = .01, r = .52$ ）。読み聞かせ動画の

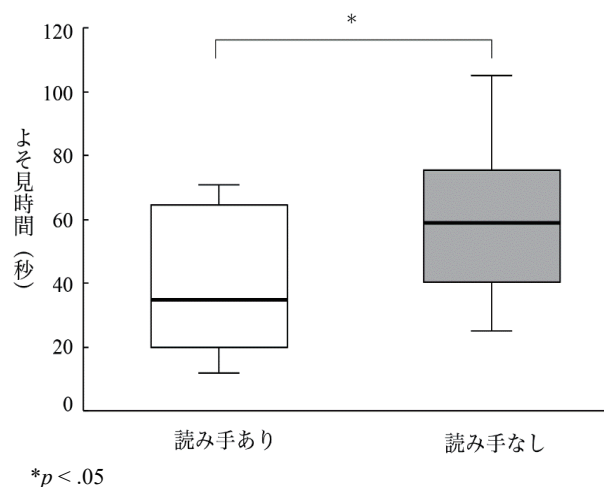


図2 読み手あり・なし動画におけるよそ見時間

長さは7分29秒であったことから、読み聞かせ時間のうち、読み手あり動画で7.8%、読み手なし動画では13%の時間、対象児はよそ見をしていたことが示された。

11名の対象児のうち10名の対象児が、読み手あり動画より読み手なし動画視聴中のよそ見時間が長いという結果が得られた(表1)。よそ見時間が最も短かった対象児は、4歳児(読み手あり:12秒、読み手なし:25秒)であり、次いで5歳児(読み手あり:26秒、読み手なし:35秒)であった。反対に、よそ見時間が最も長かった対象児は、2歳児(読み手あり:168秒、読み手なし:24秒)であり、次いで長かったのは、1歳児(読み手あり:65秒、読み手なし:105秒)であっ

表1 各対象児のよそ見時間(秒)

年齢	読み手あり	読み手なし	平均
6歳3ヶ月	26	35	30.5
5歳6ヶ月	12	25	18.5
4歳8ヶ月	35	74	54.5
3歳5ヶ月	39	57	48.0
3歳3ヶ月	15	59	37.0
3歳3ヶ月	21	63	42.0
3歳2ヶ月	168	254	211.0
3歳0ヶ月	19	46	32.5
2歳6ヶ月	65	105	85.0
2歳6ヶ月	71	77	74.0
1歳7ヶ月	64	25	44.5

た。以上より、年齢によってよそ見時間に違いがあることが示された一方で、表1の通り、個人差の大きさも確認された。特によそ見時間が長かった1歳児と2歳児の2名の映像を確認したところ、両対象児とも、よそ見の多くは周囲に座っている対象児や保育士の方を向き、その他には、手遊びや服を触る、指をしゃぶる等の行動が確認された。

2. 読み聞かせ中のよそ見時間の推移

読み聞かせ動画視聴中のよそ見時間の推移について明らかにするため、30秒間隔のよそ見時間平均を読み手あり・なし動画それぞれで算出した(図3)。対象児ごとに30秒間隔のよそ見時間を算出し、それぞれの該当範囲時間(0-30秒等)における全対象児のよそ見時間の合計を、対象児数で割ることにより、よそ見時間平均を算出した。その結果、読み手あり・なし動画共通でよそ見が増加する時間帯と、読み手なし動画のみでよそ見が増加する時間帯があることが示された。

まず、0秒から30秒間において、読み手なし動画でのよそ見時間が長くなっていた(読み手あり動画:1.4秒、読み手なし動画:5.9秒)。この時間帯は、絵本のタイトルが読まれたのち、物語が始まる導入部分にあたる。よそ見の様子として、初めに絵本が映ったディスプレイに注目するものの、その後、周囲の対象児を見る、横に座っている対象児に話しかけたり、また、絵本の絵を見て「ジテンシャ」と近くに座っている保育士に話しかけたりするといった姿が確認された。一方、同一時間帯における読み手あり動画のよそ見時間は、よそ見なし動画の3分の1以下であった。

次に、物語中盤である2分から5分30秒の間にお

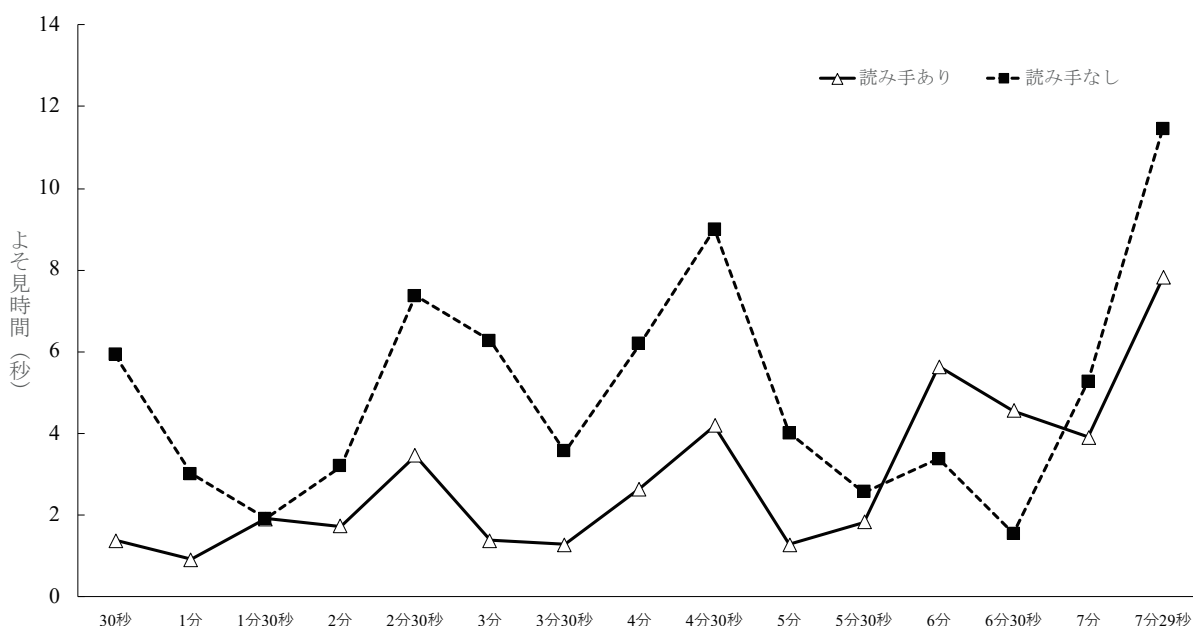


図3 読み手あり・なし動画におけるよそ見時間の推移

いて、読み手あり動画と比べて読み手なし動画の方が、よそ見時間が長くなっていた。この間のよそ見をしている際の子ども等の姿として、自分の手をみたり、下を向く、足をバタバタさせる、服のボタンを触ったりするといった、注意が散漫している様子が窺える行動が確認された。

最後に、物語終盤である7分から7分29秒において、両動画共に最長のよそ見時間が確認された（読み手あり動画：7.8秒、読み手なし動画：11.5秒）。その際のよそ見をしていた子どもの姿としては、足を触る、下を向く、鼻をほじる、指を口に入れる等といった、注意散漫な状態が窺える行動が確認された。

IV. 考察

1. 読み聞かせにおける読み手の有無の影響

本研究では、絵本の読み聞かせにおける読み手の有無が、乳幼児の行動に与える影響について検討した。その結果、読み手が映っていない読み聞かせ動画において、対象児がよそ見をする時間が長く、仮説「読み手が映っていない動画は、読み手が映っている動画より、乳幼児がよそ見をする時間が長い」は支持された。

さまざまな情報が発せられる顔への注目がその要因の1つであると推察される。日常生活において、表情から他者の心的状態、視線から他者の興味の対象を推測するなど、顔から発せられる情報はコミュニケーションにおいて重要な役割を担っており、人間は周囲に溢れる物体より顔や人そのものを優先的に見てしまう（Yarbus, 1967）。本研究においても、読み手そのものや読み手の顔に注目した結果、読み手が映っていない動画より、よそ見が少なくなったと考えられる。

このようなよそ見は、特に物語の序盤及び中盤において、読み手の有無の影響が大きくなることが明らかとなった。読み聞かせ動画が再生された際に、対象児は一度動画に注目するものの、読み手なし動画では、周囲を見渡すなどのよそ見をする対象児が多く、読み手あり動画では、そのまま見続ける対象児が多く確認された。また、物語中盤では、読み手なし動画では集中が切れた様子が窺えるよそ見が増加する中、読み手あり動画に対するよそ見は、読み手なし動画の半分程度であった。これらは、表情や身体揺れも含まれた表現で物語が表されることにより、絵本の世界に没頭しやすい環境となり、集中が持続しやすくなったと推察される。以上より、読み手の存在は、絵本の読み聞かせに集中しやすくなる環境の構成に寄与していると考えられる。

2. 読み聞かせにおける「よそ見」

絵本の読み聞かせ中のうち、7.8%～13%の時間は、乳幼児はよそ見をしていることが明らかとなった。1

歳児と2歳児のよそ見時間が特に長く、反対に、よそ見時間が短かったのは、5歳児と6歳児であった。年齢の上昇による集中力の高まりに加え、言語能力の発達に伴いナレーションの理解が促進されることによって、より絵本に集中しやすい環境となり、5歳児と6歳児では、よそ見時間が減少したと考えられる。一方で、0歳児でもよそ見時間が短かったり、同年齢内において個人差が大きかったりすることから、発達の変化については、今後の詳細な検討が必要となる。

本研究で確認されたよそ見に関して、よそ見自体が一概に否定的な意味を持つ行動とは言えない点に留意する必要がある。床や自分の手や服を見るといった、集中が切れた様子が窺えるよそ見もあれば、他者を見て、読み聞かせの内容を他者と共有しようとするよそ見、他者の反応を確認しようとするよそ見も認められた。さらには、読み聞かせ動画を指差し、内容を共有しようとする共同注意行動も確認された。保育場面での読み聞かせにおいては、読み手と聞き手の相互的やり取り、聞き手である子ども同士の相互的やり取りが確認されている（中澤・杉本・衣笠・入江、2005）。保育所保育指針（2018）における3歳以上の保育の「言葉」の「ねらい」では、「日常生活に必要な言葉が分かるようになる」とともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、保育士等や友達と心を通わせる。」や「保育士等や友達の言葉や話に興味や関心をもち、親しみをもって聞いたり、話したりする。」と示されており、よそ見の間に確認された行動の一部は、これらに属する発達の重要な行動であったとも考えられる。そのため、行動の記述上は「よそ見」という読み聞かせに対する興味の減退を表す表現になってはいるものの、読み聞かせに楽しんで参加しているが故の共感性に基づく行為であるとも想定される。

3. 読み手の役割

絵本の読み聞かせにおいて読み手は、本研究より、読み聞かせに対しての注目や視聴の継続を促す役割を担っていると言える。さらに、声と共に表情やジェスチャーといった非言語情報により物語への没入を促す役割も担っている。読み手が注目の対象であることをふまえると、保育者は、選書にかかる時間と同等以上に、表情や身体を使ってどのように物語を表現するかについて考えることも重要となるだろう。

さらに、読み手の役割として、聞き手である子ども達を観察し、相互的やり取りを行うことも非常に重要となる。本研究では読み聞かせに動画を用いたため、読み手と聞き手の相互的なやり取りは生じなかったものの、聞き手同士のやり取りは確認された。一見すると、絵本に集中していないと捉えられるが、自身の興味関心を他者と共有している重要な時間と言える。読み手である保育者はこの点を理解し、すべてのよそ見

を一概に捉えるのではなく、子どもの行動に目を向け、行動の意図を推測したうえで、相互的な読み聞かせを行うことが必要となる。そのうえで、集中が切れた子どもがいた場合は、読み聞かせに再度参加したくなるような声かけやページめくりの工夫、視線を送るなどの個別的な対応が求められる。この点は、デジタル絵本や本研究で用いた動画による読み聞かせではできないことであり、深い子どもの理解に基づく保育者の専門技術といえる。

4. 今後の課題

本研究の課題として、第一にサンプルサイズの小ささがあげられる。さらに、よそ見に関して、集中力の低下によるものだけでなく、共同注意やコミュニケーションを目的としたもの等、契機が異なる様々な種類のよそ見が確認されたが、読み手の有無によるこれらの違いについては明らかにできていない。これらに関して、対象児を増やしたうえで、読み手の有無の影響、よそ見の種類ごとの生起割合及びその発達の変化について詳細に検討することが求められる。また、本研究では読み聞かせを録画した動画を用いているため、一方向的な読み聞かせとなっており、読み手と聞き手である対象児の相互的なやり取りについて検討できていない。そのため、相互的なやり取りも含まれた状況下において、よそ見の時間がどのように変化するのかについても検討する必要がある。

謝辞

本研究にご協力いただいた保育園の先生方、園児及びその保護者の皆様、並びに本研究に関わってくださった全ての方々に心より感謝申し上げます。

付記

本研究は、松山東雲学園こども教育実践研究センターの研究助成を受けて行った。

<引用文献>

- 雨越康子・森下正修 (2020) 幼児期の集団および家庭における絵本の読み聞かせと認知能力, 日本教育工学会論文誌, 43 (4), 339-350.
- 古相正美・岡本満江 (2017) 保育園・幼稚園に通う乳幼児の家庭における絵本読み聞かせの実態, 中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究紀要, (49), 25-34.
- 今井靖親・坊井純子 (1994) 幼児の心情理解に及ぼす絵本の読み聞かせの効果, 奈良教育大学紀要人文・社会科学, 43 (1), 235-245.
- 柿本幸造・蔵富千鶴子 (1979) どんくまさんはゆうびんやさん, 至光社.
- 金子幸・北野幸子, (2010), 幼児の自己肯定感を育む教育方法に関する研究－メディアとしての絵本とその活用の検討－, 国際幼児教育研究, 18, 5-14.
- 厚生労働省 (2018) 保育所保育指針解説.
- 文部科学省 (2018) 幼稚園教育要領解説.
- 内閣府・文部科学省・厚生労働省 (2018) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説.
- 中橋菜奈実・山内淳子 (2016) 熟達した保育者の絵本の読み聞かせの特徴－保育者志望の学生の読み聞かせとの比較を通して－, 山梨学院短期大学研究紀要, 74-87.
- 中澤潤・杉本直子・衣笠恵子・入江綾子 (2005) 絵本の読み聞かせのグループサイズが幼児の物語理解・イメージ形成に及ぼす影響, 千葉大学教育学部研究紀要, 53, 203-210.
- 並木真理子 (2012) 幼稚園における絵本の読み聞かせの構成および保育者の動作・発話が幼児の発話に及ぼす影響, 保育学研究, 50 (2), 165-179.
- 佐藤朝美・佐藤桃子 (2013) 紙絵本との比較によるデジタル絵本の読み聞かせの特徴の分析, 日本教育工学会論文誌, 37, 49-52.
- 佐藤賢輔・浜名真以・廣戸健悟 (2021) 幼児と保護者による絵本およびデジタル絵本の共同読み場面の比較オンライン実験による検討, 日本心理学会第85回大会発表論文集, PO-063.
- Yarbus, A. L. (1967). Eye Movements and Vision. Plenum Press.



日本子ども学会 NEWS

Head line

- 第21回「子ども学会議」は秋田で開催
2005年に開催する第21回「子ども学会議」は、
秋田大学を会場に行われる予定です。➡P.60
- 第3回小林登「子ども学」賞にふさわしい方をご推薦ください
小林登「子ども学」賞の受賞者は、学会員だけが推薦できます。
ご推薦の締切は2025年5月5日です。➡P.60
- 研究論文・研究ノートの投稿をお待ちしています
投稿はオンライン投稿・査読システムから行ってください。➡P.61
- 事務局だより
今年度の「子ども学会議」は八戸市で開催されました。➡P.62

予告

第21回「子ども学会議」は、秋田で開催します

青森県八戸市に引き続き、北東北、秋田での日本子ども学会 学術集会を、どうぞお楽しみに！



11月の秋田は、紅葉が美しい季節。豊穣の秋、秋田から実りある充実した大会にしてみたいと思います。
皆さまのふるってのご参加お待ちしております。

- テーマ(仮)：雪国・ナマハゲ・基礎学力ー風土・地域社会・教育ー
 - 日程：2025年11月(11月2日、3日もしくは8日、9日の土日を予定)
 - 会場：秋田大学 手形キャンパス
- 詳細は来春発行の学会誌およびホームページでお知らせいたします。

第3回 小林 登「子ども学」賞の受賞候補者をご推薦ください 推薦締切は、2025年5月5日です。

賞の趣旨

本賞は、自然科学や人文科学を包括し、子どもにかかわる学際的・環学的な学問領域において、子ども研究を深め、創発する業績、並びに、子どもの生活環境を豊かにする 成育デザインの開発や、子どもの問題の解決に寄与する実践などにすぐれた業績を挙げた人々(個人あるいは団体)を顕彰するものです。そのことにより、人間科学に関する多領域の関係者で それらの成果を共有し、小林登先生が提唱された「子ども学」への社会的関心を高め、子どもの幸せに資する知識の深化や、社会システムの構築へと つなげてゆくことを目的とします。

賞の
内容

記念盾、賞金5万円

授賞
対象

- 1.公表された業績(論文、著作、実践報告等)
 - 2.団体・個人による実践活動
- ※子ども学会の会員の業績に限定されません。

●第3回 小林 登「子ども学」賞のスケジュール

2024年11月1日 候補者の推薦受付開始
2025年5月5日 候補者の推薦受付締切
2025年5～8月 審査・選考
2025年9月 受賞者の決定
2025年11月 授賞式(於：第21回子ども学会議)

●推薦・審査方法

日本子ども学会の会員に対して候補者(個人あるいは団体)の推薦を募ります。推薦者は、候補者の情報および推薦理由を応募用紙に記入し、提出します。
推薦された各候補者を7名の審査委員が慎重かつ厳正に審査し、授賞者を理事会で決定します。

詳細は日本子ども学会のホームページをご覧ください。

<https://kodomogakkai.jp>

推薦を希望される会員の方は、推薦書をダウンロードしてください。

『チャイルド・サイエンス』投稿論文部門 原稿募集

オンライン投稿・査読システムをご利用ください

投稿はオンライン投稿・査読システム「ScholarOne Manuscripts」の日本子ども学会用サイトから行ってください。以下の手順をご参照ください。

① ユーザーアカウントの作成

まず、ScholarOne Manuscripts でユーザーアカウントを作成してください。アカウント作成後、システムを通じてオンラインで投稿が可能です。

② オンライン投稿

日本子ども学会用 ScholarOne Manuscripts
<https://mc.manuscriptcentral.com/cs> から投稿してください。

③ FAQ でのサポート

使い方に関するご不明点は、FAQ セクションをご覧ください。
<https://support.clarivate.com/ScientificandAcademicResearch/s/article/000010499?language=ja>



投稿資格・著作権・倫理的配慮

- 会員、非会員を問わず投稿できます。ただし、非会員は 2025 年 1 月から投稿料 5000 円が必要となります。詳しくは学会ホームページをご確認ください。
- 同時に複数の投稿はできません。
- ヒトを対象とする研究や実践については、大学・研究機関等の倫理委員会の承認等の記載を求めます。詳しくは学会ホームページをご確認ください。
- 本誌に掲載された論文の著作権は日本子ども学会に帰属しますので、掲載論文を無断で複製および転載することを禁じます。所属機関リポジトリ等への掲載を希望される場合は、編集委員会にご相談ください。

投稿種別

投稿者は投稿時に論文の種別（下記参照）を選択し明示してください。なお、査読の過程で、論文内容に即して種別の変更をお勧めすることがあります。

● 研究論文

いずれかの研究領域の理論と方法を背景としつつ、子どもに関する学際的な問題について研究した成果をまとめたもの。

● 研究ノート

子どもをめぐる様々な事実や状況を検討して研究の課題を提示したり、子ども学として確立していくべき研究の方向性を示したりする萌芽的な研究や展望、提言など。

査読体制

- 論文の投稿は随時受け付けます。
- 投稿論文の採否は、編集委員会の議を経て依頼された査読者2名と編集委員（長）の合計3名による審査によって決定します。査読者のうち1名は原則として投稿された論文の研究領域（または最も近いと判断される領域）の研究者とし、もう1名は研究領域にこだわらずに選ばれます。
- 査読者および編集委員（長）は、投稿論文とそのもとになった研究をよりよいものにしていくという観点から、書面によってコメントします。特に修正のコメントがない場合を除き、コメントを付していったん投稿者に返却し、論文の修正をお願いします。
- 修正・再提出された論文に対して査読者および編集委員（長）は同様の手続きを行い、採択・不採択を合議によって決定します。
- 採択・不採択にかかわらず、コメントは再び投稿者に返却されますので、今後の研究に生かしてください。また不採択の場合でも、修正の上、次年度以降の号で再投稿することができます。以上の過程は投稿者・査読者ともに匿名で行います。なお、査読者については『チャイルド・サイエンス』に氏名の一覧を掲載します。また、採択された論文はその時点で編集集中の直近の号に収録します。

執筆要項

- 投稿者は、研究を進めるにあたって、倫理的問題に十分配慮することが求められます。
- 「研究論文」は 10000 字以内かつ刷り上がり5ページ以内、「研究ノート」は 8000 字以内かつ刷り上がり4ページ以内とします。図表等もこの範囲に収めてください。
- 本文及び和文要約の句読点は「。」「、」を使用してください。参考文献の表記は「」が使用できます。
- 図表はモノクロで作成し、PDF で保存。写真もモノクロにして JPEG で保存してご投稿ください。

詳細は、日本子ども学会ホームページへ <https://kodomogakkai.jp/03/99.html>

事務局だより

今年度の子ども学会議は青森県八戸市で開催されました（2024年9月21日・22日）。東北での開催は初めてで、会場も大学ではなく、認定こども園 八戸文化幼稚園でした。子どもの現場に近い方たちの参加によって、これまでと異なる展開が期待されます。学会の開催場所は大学である必要もないですし、主催者が大学研究者であるという制約もありません。そのような自由さは、日本子ども学会の特色のひとつです。今後とも会員の皆様のさまざまな提案をお待ちしております。

第2回 小林登「子ども学」賞の受賞は、「NPO法人おるすあるは」に決定いたしました。埼玉県さいたま市で活動する団体で、精神疾患のある親の元で育つ子どものケアとサポートに関連する啓発活動を行っています。事業内容は情報サイトの運営と、絵本など心理教育ツールの制作普及です。見過ごされがちな子どもや家族に応援メッセージを届けるだけではなく、周囲の大人にも精神疾患への知識や対処法への理解を促すなど、地道な活動が評価され、受賞に至りました。おめでとうございます。

日本子ども学会の活動は順調に進んでおりますが、実は、円安や物価高、郵便料金の値上げなどが市民生活に影響を及ぼしているのと同様に、日本子ども学会の運営にも影を落としております。

会員の皆様におかれましては、会員数の増加につながるような広報活動や幅広いお声がけなどのご協力を、何卒よろしくお願い申し上げます。

（木下 真、所 真里子）

日本子ども学会の情報発信

学術集会についての情報や学会誌への投稿は、こちらから。

最新情報は、こちらでcheck!



Home page

日本子ども学会公式ホームページ
<https://kodomogakkai.jp/>



学術集会や「子ども学カフェ」のお知らせ、投稿論文の募集情報、学会誌「チャイルド・サイエンス」のバックナンバーの内容などを公開しています。

「子ども学カフェ」の講演など、読み物もいろいろ

Facebook

日本子ども学会Facebookグループ

<https://www.facebook.com/groups/nihonkodomogakkai/>



会員だけでなく、誰でも参加できる公開のグループです。子どもをキーワードに、専門や立場にとらわれず、自由な交流を楽しむグループにしていきたいと思っています。



日本子ども学会 役員・理事のご紹介

■ 理事長

榊原洋一 (お茶の水女子大学名誉教授)

■ 副理事長

安藤寿康 (慶應義塾大学名誉教授)

* 研究・開発委員長

太田美代 (社団法人 環境政策対話研究所監事)

■ 事務局長

木下 真 (福祉ジャーナリスト)

■ 常任理事

一色伸夫 (こどもメディア研究所所長)

* 広報委員長

小林美由紀 (白梅学園大学名誉教授、小児科医)

* 財務委員長

沢井佳子 (チャイルド・ラボ所長、日本こども育成協会理事)

菅原ますみ (白百合女子大学人間総合学部教授、お茶の水女子大学名誉教授)

所 真里子 (保育の安全研究・教育センター)

* 事務局長補佐

仁本和久 (慶應義塾大学訪問研究員、脳認知科学研究所総括研究員)

* 会員・規約委員長

宮下孝広 (白百合女子大学人間総合学部教授)

劉 愛萍 (チャイルド・リサーチ・ネット主任研究員)

渡辺富夫 (岡山県立大学特命教授・名誉教授)

■ 理事

朝倉民枝 (株式会社グッド・グリーン代表取締役)

浅田 稔 (大阪国際工科専門職大学副学長、大阪大学先導的学際研究機構特任教授、大阪大学名誉教授)

安倍嘉人 (元公益社団法人 家庭問題情報センター理事長)

石渡正志 (甲南女子大学人間科学部教授)

井上高光 (さつき幼稚園理事長・園長)

内田伸子 (環太平洋大学教授、お茶の水女子大学名誉教授)

内田ふみ子 (子ども大学よこはま事務局)

遠藤利彦 (東京大学大学院教育学研究科教授)

大橋節子 (社会福祉法人 元気の泉理事長、環太平洋大学学長)

長田有子 (NPO法人 チャイルド・ケアリング・アソシエーション理事)

河合優年 (武庫川女子大学教授)

桐山伸也 (静岡大学大学院情報学領域教授)

坂上浩子 (子どもコンテンツ制作・研究者)

酒井 厚 (東京都立大学人文社会学部教授)

佐倉 統 (東京大学大学院情報学環教授)

佐々木玲子 (慶應義塾大学体育研究所教授)

佐藤朝美 (愛知淑徳大学人間情報学部教授)

* 編集委員長

島田将喜 (帝京科学大学生命環境学部アニマルサイエンス学科教授)

瀬尾知子 (秋田大学教育文化学部こども発達・特別支援講座准教授) * 編集副委員長

竹下秀子 (追手門学院大学心理学部教授)

高塩純一 (びわこ学園医療福祉センター草津 理学療法士)

竹林洋一 (みんなのケア情報学会理事長、静岡大学名誉教授)

田部絢子 (金沢大学人間社会研究域学校教育系准教授)

塘 利枝子 (同志社女子大学現代社会学部教授)

中井昭夫 (武庫川女子大学教育総合研究所／大学院 臨床教育学研究科・教授)

服部 弘 (一般社団法人 OGU 総合研究所副代表)

林 美里 (中部学院大学教育学部准教授、日本モンキーセンター学術部長)

原島 博 (東京大学名誉教授)

開 一夫 (東京大学大学院総合文化研究科および情報学環教授)

福澤利江子 (国立成育医療研究センター研究所 共同研究員)

眞榮城和美 (白百合女子大学人間総合学部准教授)

■ 監事

森脇浩一 (埼玉医科大学総合医療センター小児科教授)

■ 顧問

箕浦康子 (お茶の水女子大学名誉教授)

(50音順、2024年9月30日現在)

「日本子ども学会」は、会員を募集中です。

■年会費

正会員／ 5,000 円
学生会員／ 3,000 円
賛助会員／ 30,000 円

*正会員の年会費は 2025 年4月1日より
6000 円となります。

■入会・会員登録に関するお問い合わせ先

「日本子ども学会 事務局」

〒162-0801 東京都新宿区山吹町 358-5

アカデミーセンター (担当: 菊池)

Tel.03 (6824) 9370 Fax.03 (5227) 8631

E-mail: kodomo-post@as.bunken.co.jp

詳しい情報は、日本子ども学会のホームページをご覧ください。(入会申込書もダウンロードできます)

日本子ども学会ホームページ <https://kodomogakkai.jp/>



チャイルド・サイエンス Vol.28

発行日：2024 年 9 月 30 日

発行：日本子ども学会
<https://kodomogakkai.jp/>

編集：日本子ども学会 編集委員会
(佐藤朝美、瀬尾知子、朝倉民枝、石渡正志
梅永雄二、太田美代、大橋節子、北野幸子
木下 真、酒井 厚、榊原洋一、菅原ますみ
眞榮城和美、宮下孝広、渡辺富夫)

編集協力：木下編集事務所、株式会社インタレスト

デザイン：シモサコグラフィック

印刷・製本：株式会社総北海

ISBN978-4-909336-14-9

子ども学、アジア全域へ

CRNアジア子ども学研究ネットワーク (CRNA) 活動中

近年、急速な発展を遂げているアジア。
子どもを取り巻く環境も日々変化し、様々な問題を抱えています。
CRNでは、アジアの子どもを取り巻く諸問題の解決の糸口を探るために
「CRNアジア子ども学研究ネットワーク」を展開し、
アジア各国を代表する子ども研究の専門家のネットワークを構築しています。

<https://www.crn.or.jp/>

※これまでの東アジアでの活動も、こちらからご確認いただけます。



子どもに関心をおもちの方ならどなたでもアクセスしていただきたい。CRNは日本国内のみならず、グローバルな視点で子どものことを研究していくための国際的な「場 (arena)」を提供してゆきたいと思います。是非有効にご活用ください。

CRN所長 榊原洋一

子どもたちの笑顔のために、学際的な視点から活動しています

子どもは未来である



チャイルド・リサーチ・ネット
「子ども学」研究所

**CHILD
RESEARCH
NET**
We are a non-profit organization
in Japan devoted to thinking with
and about children

日本子ども学会

〒162-0801
東京都新宿区山吹町 358-5
アカデミーセンター
Tel.03(6824)9370
Fax.03(5227)8631
E-mail : kodomo-post@as.bunken.co.jp

ISBN978-4-909336-14-9

頒布価格 : 本体 2,000円 (送料・税込)